

日本高齢者虐待防止学会

Japan Academy for the Prevention of Elder Abuse

# 創立10周年記念誌

平成25(2013)年8月



日本高齢者虐待防止学会

Japan Academy for the Prevention of Elder Abuse

創立10周年記念誌

本記念誌の原稿の掲載順は、編集委員会で決めさせていただきました。

# 日本高齢者虐待防止学会設立記念国際シンポジウム

田中莊司理事長挨拶



於：日本大学文理学部百周年記念会館 平成15年8月9日

南野知恵子参議院議員の祝辞

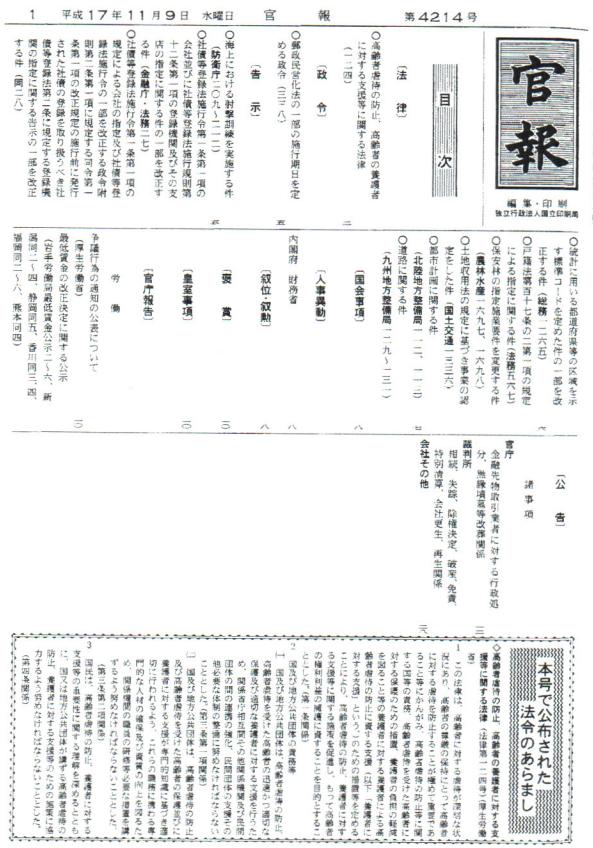


於：日本大学文理学部百周年記念会館 平成15年8月9日

## 衆議院厚生労働委員会において全会一致で可決・承認



「高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する法律」は、平成17年10月26日衆議院厚生労働委員会において全会一致で可決・承認されました。平成17年10月28日に衆議院、平成17年11月1日に参議院で可決・承認され、平成18年4月1日施行。



「高齢者虐待の予防、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立のお知らせ

日本高齢者虐待防止学会  
理事長 田中莊司  
事務局長 高崎信子

拝啓 晩秋の候、会員の皆様にはご清祥のこと  
お喜び申しあげます。  
すでに、マスコミ等でご存じかと  
度、上記の法律が議員立法として  
多少の紆余曲折がありましたが、これ  
年8月9日に発足してから、もひどご  
期間に成立しました。これに尽  
じめ、関係者の方々のご  
感謝申しあげます。

さっそく、法律の全文を本学会のホームページ(<http://jaapea.umin.jp>)に掲載しましたので、返信用封筒(定型11.9cm×23.3cm)に90円切手を添えて事務局までお申込み下さい。

どうぞ、今後とも学会活動や学会員の増員など、  
学会の発展に対して一層のご協力の程、お願ひ申し  
あがます。

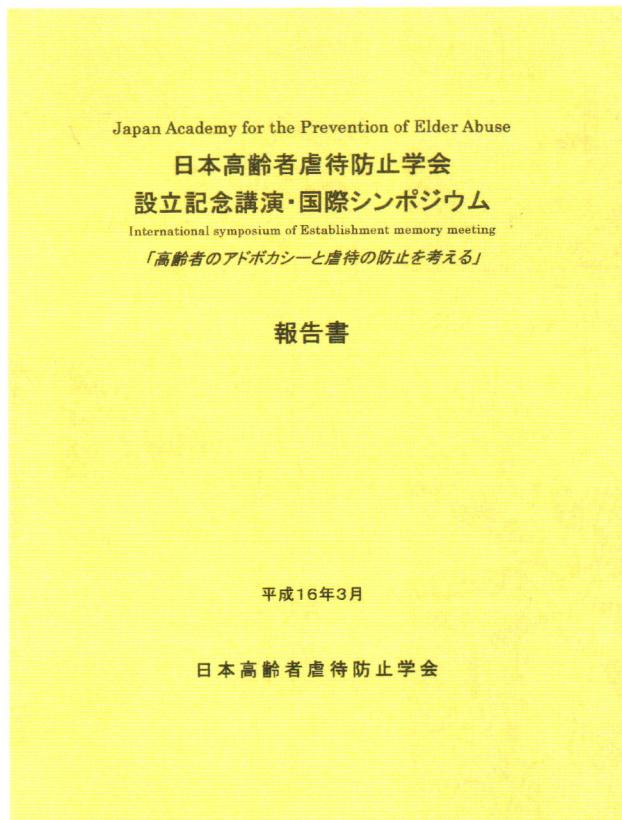
平成17年11月吉日



「高齢者虐待の防止、養護者に対する虐待の防止、扶助等に関する法律」は、平成十九年十月二十六日衆議院厚生労働委員会において全会一致で可決・承認された。左の写真は採決の場面。



法律制定を祝って日本高齢者虐待防止学会の理事会（平成17年12月）で乾杯  
（“ノンアルコール”ですが）



日本高齢者虐待防止学会設立記念講演・国際シンポジウムの報告書（平成16年）の表紙



日本高齢者虐待防止学会設立記念国際シンポジウム（日本大学・平成15年8月9日）ドイツからのシンポジスト：Thomas Klie先生



日本高齢者虐待防止学会設立記念国際シンポジウム（日本大学・平成15年8月9日）デンマークから通訳と共に来日されたシンポジスト：Margrethe Kahler先生



日本高齢者虐待防止学会設立記念国際シンポジウム（日本大学・平成15年8月9日）、「アメリカの現状について」、シンポジスト多々良紀夫氏



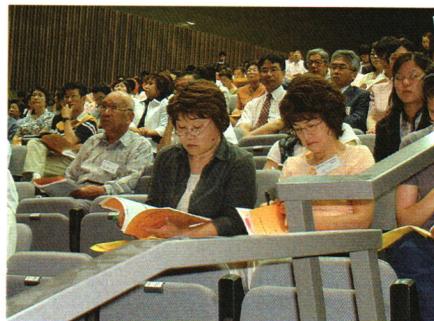
日本高齢者虐待防止学会設立記念国際シンポジウム（日本大学・平成15年8月9日）、「日本の現状について」、シンポジスト津村智恵子氏（右から2番目）と座長高崎絹子氏（右端）



多々良紀夫氏・池田直樹氏のコーディネーターで、高齢者虐待に関するアメリカの視察研修が行われた（平成16年8月）

# お祝い

学会創立に際してご協力いただいた住友生命保険相互会社横山進一社長より、法律制定に対する祝電が届いた（平成17年11月8日）



日本高齢者虐待防止学会設立記念国際シンポジウム（日本大学・平成15年8月9日）メイン会場のようす

## 第1回日本高齢者虐待防止学会東京大会の案内（平成16年7月3日）



## 第1回日本高齢者虐待防止学会東京大会（日本大学・平成16年7月3日）の懇親会のようす

## 第2回日本高齢者虐待防止学会御茶ノ水（東京）大会（平成17年7月2日）のシンポジウム会場のようす

## 第2回御茶ノ水（東京）大会の案内 (平成17年7月2日)



第2回日本高齢者虐待防止学会御茶ノ水（東京）大会（平成17年7月2日）の懇親会会場のようす



日本高齢者虐待防止学会の運営を支えた理事会事務局のメンバー（一部）の方々



第4回日本高齢者虐待防止学会横浜大会  
(平成19年7月7日)



第4回横浜大会のシンポジウムのようす（平成19年7月7日）

日本高齢者虐待防止学会理事会企画フォーラム  
「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行記念事業

メインテーマ「高齢者虐待防止法」を事例援助にどのように生かすか  
—生命・健康・財産保護等の法律的な問題のある高齢者虐待の事例援助を中心に—

いわゆる「高齢者虐待防止法」は、多少の軽余曲折がありました。平成17年1月に成立、平成18年4月施行しました。本法律の施行に対する賛成が高まっていますが、課題もあります。フォーラムでは、新介護保険法に定められた高齢者虐待支援センターの役割を含め、特に深刻な高齢者虐待の事例援助における法律的な問題面に焦点を当て、多職種の方々と話し合いを深めたいと考えます。お説の上、ご参加下さい。

1. 日時：平成18年6月30日（金）18:00～20:20（第3回大阪大会の前日）  
2. 場所：大阪市立大学医学部校舎大講義室  
3. 参加者：約100名（会員および非会員、事前申込者、先着順）  
4. 参加費（資料代等）：会員1,000円、非会員2,000円  
5. 申込期限：平成18年6月20日（火）

（フォーラム）

基調講演（30分）  
「高齢者虐待防止法」を事例援助にどのように生かすか  
講演者：池田直樹氏（大阪アドボカシー法律事務所（弁護士）  
大庭輝一氏（河野輝正氏（熊本平岡大学教授）

生命・健康・財産保護等の法律的な問題のある高齢者虐待事例への援助（100分）

司会：高崎義平氏（東京慈和医科大学大学院・教授）  
池田直樹氏（大阪アドボカシー法律事務所・弁護士）

発言者 1. 楽急性的高い事例への対応と課題  
角田幸代氏（横須賀市高齢福祉部包括支援センター（主任）  
2. 財産管理・介護費用などの経済的問題への援助と課題（15分）  
橋場隆志氏（横須賀市法律事務所・弁護士）  
3. 高齢者虐待事例援助における医療者の役割と課題（15分）  
4. 高齢者虐待の事例援助における地場包括支援センターの役割と課題（15分）  
佐尾慶文氏（大阪府守田町包括支援センター・助産師）

追加発言・質疑応答・討議・まとめ（35分）

※詳しくは学会ホームページをご覧下さい。  
<http://seeps.u-tokyo.ac.jp>

＜フォーラムの参加申し込み方法＞

事前申込者の方は、事前申込用紙を記入し、事務局へ郵送またはFAX用紙で日本高齢者虐待防止学会事務局へ郵送またはFAXへ送付下さい。

申込料金は、事前申込の方に限り下さい。

＜フォーラムの参加料金＞

日本高齢者虐待防止学会事務局  
〒105-0011 東京都港区赤坂1-5-43

郵便番号：105-0011 東京都港区赤坂1-5-43  
高齢者虐待・ケアシステム研究所・基礎研究室  
FAX: 03-5893-8286

（15分）

（15分）

（15分）

（15分）

（15分）

（35分）



## 田中先生の叙勲と多々良先生の国際賞受賞のお祝い（横浜にて） (平成19年7月6日)



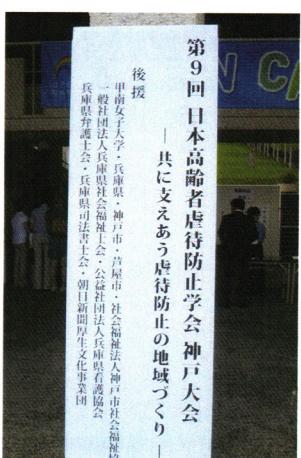
第8回日本高齢者虐待防止学会茨城大会を終えて(平成23年7月30日)



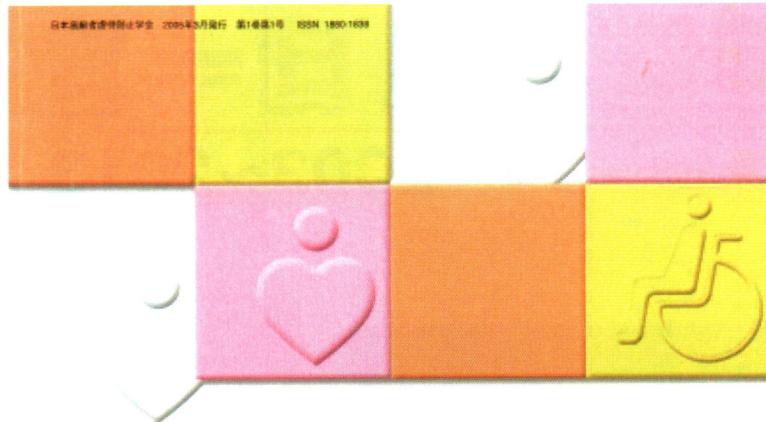
## 第7回日本高齢者虐待防止学会広島大会での 国際シンポジウムの様子（平成22年7月3日）



南野知恵子先生の授章の祝賀記念写真  
(平成23年7月30日第8回茨城大会の懇親会場にて)



第5回日本高齢者虐待防止学会千葉大会シンポジウム  
のようす(平成20年7月5日)



高齢者虐待防止研究 [Vol.1 / No.1]

## 高齢者の人権擁護に向かって： いますべきことは



学会誌「高齢者虐待防止研究」創刊号の表紙（平成17年）

日本高齢者虐待防止学会ホームページ  
Japan Academy for the Prevention of Elder Abuse

# 年次大会開催年月日一覧

2000年5月24日  
児童虐待防止法制定

2003~2013

2001年4月13日  
DV防止法制定

2003年8月9日  
日本高齢者虐待防止学会  
設立記念講演・国際シンポジウム

2004年7月3日  
第1回東京大会開催

2005年7月2日  
第2回御茶ノ水(東京)大会開催

2005年11月9日  
高齢者虐待防止法制定

2006年7月1日  
第3回大阪大会開催

2007年7月7日  
第4回横浜大会開催

2008年7月5日  
第5回千葉大会開催

2009年7月25日  
第6回名古屋大会開催

2010年7月3日  
第7回広島大会開催

2011年6月24日  
障害者虐待防止法制定

2011年7月30日  
第8回茨城大会開催

2012年7月14日  
第9回神戸大会開催

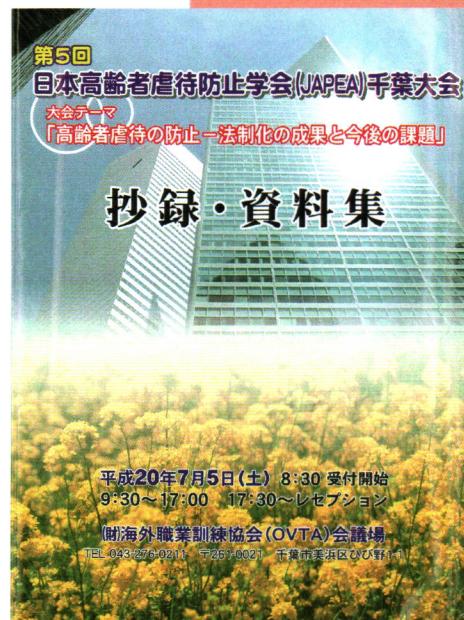
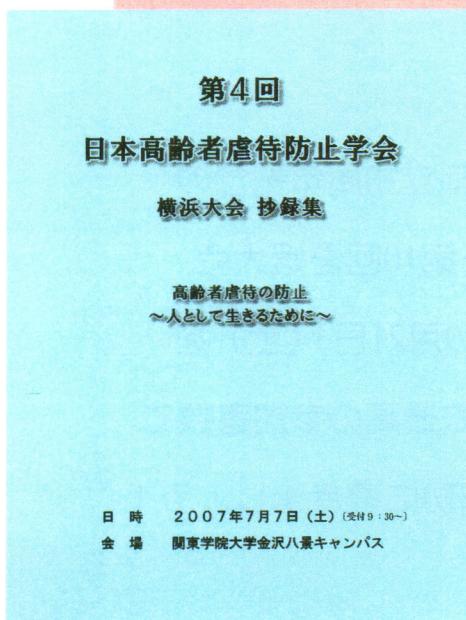
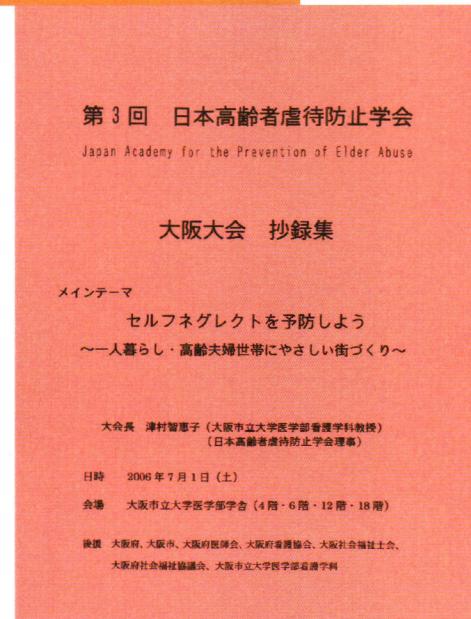
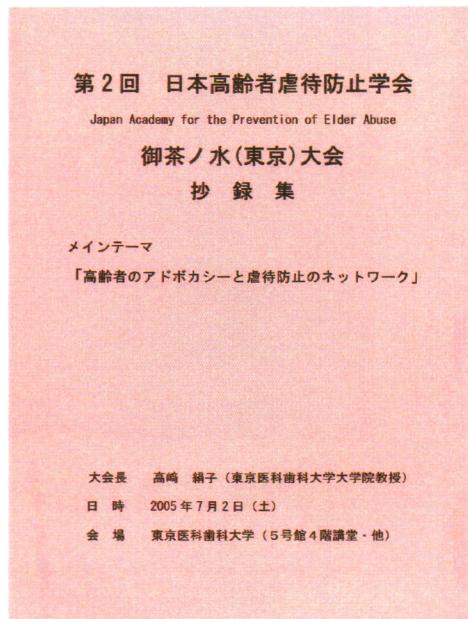
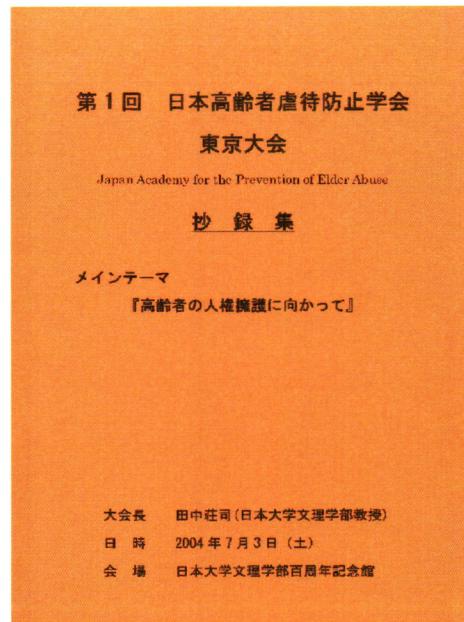
2013年9月21日  
第10回愛媛大会開催(予定)

The 10th  
Anniversary

# 日本高齢者虐待防止学会

## 年次大会 抄録集

### 表紙一覧



(予定)

## 創立10周年記念の

## 第10回愛媛大会

(9月21日)(土) を

過去最高の参加者数で

大成功に導きましょう！

# 目 次

創立10周年にあたって .....	1
日本高齢者虐待防止学会の歩み .....	4
1. 学会創立当時を知る先生方からのメッセージ .....	4
2. 学会員の皆様からのメッセージ .....	26
3. 学会大会長からのメッセージ .....	44
4. 学会各委員会活動 .....	58
日本高齢者虐待防止学会の将来展望 .....	79
学会活動の記録 .....	82
創立10周年記念誌編集後記 .....	96



# 創立10周年にあたって

日本高齢者虐待防止学会 理事長  
池 田 直 樹



当学会も設立後10年を刻むことができました。そして着実に会員も増え、現在400名を超えています。また毎年各地で開催しております学会にも多くの研究者や市民の方々が全国から参加して頂いております。

「人は最後まで尊厳ある関わりを保障されるべきである」との揺るがない確信から「いかなる理由であっても高齢者に対する虐待は見逃されてはならない。高齢者に対する虐待防止のために、私にできることは直ぐにでも取り組まなければ・・・」という切実な思いから参加されていると思います。

この学会は医療専門職、看護専門職、介護専門職、福祉専門職、法律専門職といった虐待防止に関する多くの専門職が任意に加わっています。このいわば学際的な取り組みが当学会の特徴です。そして、当学会は研究活動に特化するのではなく、現実に全国で起っている高齢者に対する虐待事案に対応を迫られている現場の方々に具体的なアドバイスや取り組む視点を紹介し、活用して頂くことを念頭に入れた実践的な取り組みも行ってきました。

一方では、法制度の改革に向けたデータの整理、提言、地域包括支援センターの活動紹介、擁護者支援の在り方など、学会当日には多くの示説が提出され、学会誌にも多くの投稿が寄せられています。

今回の創立10周年記念誌は、これまでの活動を踏まえ喫緊の課題にさらに取り組みを進めていることを見て頂ける内容になっております。ぜひ現場での取り組みの参考にして頂ければ幸いです。

なお、別冊で、多々良紀夫先生追悼集も制作しました。多々良紀夫前理事長はアメリカを本拠に高齢者虐待防止のために活動され、NCEA（全米高齢者虐待問題研究所）を立ち上げ、その初代所長に就任されました。その後日本に活動の拠点を移され、当学会の設立にとってかけがえのない戦力として関わって来られました。そして、平成23(2011)年12月次期理事長に選任され、当学会を引っ張って行って頂けると大船に乗った気持ちでいた矢先、平成24(2012)年4月23日突然旅立たれてしまいました。残された学会員の悲しみと戸惑いは言うまでもありません。多々良紀夫前理事長の思いを受け継ぎ、多くの分野の専門職が集まるこの学会ならではの研究活動を推進していくこと、そのことによって日本における高齢者虐待防止の取り組みが社会全体として定着していくよう道筋をつけていくことをお約束します。

どうか、これからも、われわれ当学会を導いて下さい。

# 創立10周年にあたって



元参議院議員 南野知恵子

日本高齢者虐待防止学会10周年記念と、多々良前理事長の追悼誌を併せて、ご出版されます機に、ごあいさつ申し上げる機会を賜り、心より感謝申しあげます。

まずは、田中荘司先生や多々良紀夫先生方の御指導により、多くの学びを賜り、高齢者虐待防止等に関する議員立法の成立を得て、今日に至っています事を、ご報告し、感謝の心を添えて、ここに多々良先生のご冥福をお祈り申し上げます。

日本高齢者虐待防止学会が、早や十周年をお迎えになります事、感慨無量であります。平成15(2003)年8月9日(土)13時より、学会創立記念行事が、日本大学文理学部百周年記念会館で行われました。当日は飛行機も出発を見合わす便が出る程の台風の中での門出でしたが、すばらしい講演等で、高齢者虐待防止学会は、見事に設立されました。この学会の設立を最も喜んだのは、我々、高齢者虐待防止に関し、立法をめざしていた検討会の仲間であります。立法作業にむけ、力強いご支援、大きな「力」を、いただいた喜びは、決して忘れる事ができません、感謝申し上げます。

高齢社会への移行によって、高齢者をめぐり様々な課題が明らかとなる中、社会的弱者、弱い者としての「高齢者」の虐待について、関心を持ち、厚生労働省等の協力を得て、有識者の方々と「成年虐待防止に関する勉強会」を立ち上げたのは、平成14(2002)年2月4日のことでした。勉強会は6月10日迄に5回開催し、日本大学教授田中荘司、淑徳大学教授多々良紀夫、弁護士高村浩、聖隸福祉事業団在宅サービス部長上野桂子氏等の有識者から報告や問題提起をいただき勉強会を重ねました。参議院法制局から川崎政司課長、厚生労働省からは小林和弘老健局総務課長他、社会援護局地域福祉課、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課、障害保健福祉部企画課等も加わりました。テーマは、「虐待問題の現状」、「米国における虐待の現状」、「法律的な問題点」、「具体的な取り組み例」などでした。更に、「勉強会」を発展させ、平成15(2003)年7月25日から、平成16(2004)年10月5日迄に検討会を5回開催しました。4回目の平成16(2004)年6月15日には、今後の取組について、「高齢者虐待問題への対応に関する要望」を、検討会として了承し、6月16日に坂口力厚生労働大臣(当時)に手交しました。(陣内会長(参)、馳事務局次長(衆)、南野事務局長(参)が出席)、最後の5回目検討会では、「高齢者虐待の現状と課題」について、高崎絹子教授の講話を伺うとともに議員立法に向け検討を進める

ことを確認しました。

その後、自民党議員に検討会への参加を広く呼び掛け、「高齢者虐待問題議員連盟」に拡大し、高齢者虐待防止法の制定に向け、法案の検討を進めていきました。勉強会、検討会、議員連盟へと学びを重ねるに従い、深刻な社会問題等が明らかとなり、厚生労働省の委託調査「家庭内における高齢者虐待に関する調査」結果なども踏まえ、虐待の背景・原因の複雑さ、対応の難しさなども考慮しつつ、介護保険制度等における対応をも含め、施策・措置を講じる必要が確認されることとなりました。そして、発見しやすい立場にある医療・福祉等の関係者等への周知、情報を把握された場合の通知体制、相談窓口等の対応体制の整備、被虐待者だけでなく、虐待者に対するケアの必要性、家庭のみでなく施設内虐待も無視できない、等々の問題意識が立法のベースとなりました。いよいよ、議員立法へ、というところで、小泉総理大臣（当時）より、法務大臣・内閣府特命担当大臣（青少年育成及び少子化対策）への就任のご下命があり、今迄進めてきた高齢者虐待防止に関する議員立法の取りまとめを、馳浩衆議院議員にお願いをし、その後、平成17（2005）年の第163回国会で「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」として、成立するに至りました。

児童虐待、DV、高齢者虐待、等々、社会的に弱い立場にある人々をめぐる様々な課題に取り組み議員立法に力を注いできましたが、虐待のない、生き甲斐のある、豊かな生涯を、地球上の人々と、共有したいと考えるこの頃です。日本高齢者虐待防止学会の皆様のお力を得て、法律を作り、人々の幸せ作りに、少しでも成果をもたらす事ができたとすれば、この上ない幸せです。

御配慮賜りました、学会理事長・池田直樹様、記念誌編集委員会委員長・塚田典子様に、あらためて、感謝申し上げます。



# 日本高齢者虐待防止学会の歩み

## —学会創立当時を知る先生方からのメッセージ—

### 虐待問題を浮上させ、社会的課題として発信する試みの場

#### — “始まりのとき”を支えた場づくりを振り返って—



社会福祉法人かがやき会 理事長 外 口 玉 子

##### 〈はじめに〉

この度、学会創立10周年を迎えたことを記念し、この間の歩みを振り返る機会をいただき、ありがとうございます。当初より中心的に担って来られた高崎絹子先生をはじめ、今日に到るまで、ご尽力下さった方々に敬意を表します。早くから高齢者の虐待問題に関心を深めていた高崎先生と共に、その始まりのときを分け持てたことは、精神保健活動に携わる私にとって、いま一つのチャレンジでもあり、虐待問題の取り組みを通して当該領域の裾野を広げることにもなり得ました。

ごく初期において、高齢者の虐待問題を浮上させ、社会的課題として提示していくには、実践的試みの場をつくる必要があるのではないかと、高崎先生との話合いの中で私からお勧めしたことがありました。それは、私の中に培われてきていたりする仕事の流儀とも言えるものだったかもしれません、「新しい発想による試みを持続し、定着させていくには、その理念と目的に共鳴する人たちが集まる、開かれた場が必要である。そのような場では、一人ひとりが経験や知恵を持ち寄り、自分の担える役割を見出し合い、多様な人のつながりが生まれ、広がっていく。」との考え方方に根ざしています。

新しい取り組みを維持発展させ、社会的システムとして位置づけていくには、その趣旨に賛同する人を得て、試みの場を創り、経験を蓄積し合うことが、大事な一歩と考えられます。私自身も、精神障害者の地域生活支援の場を、制度化以前に、有志で立ち上げた経験から実感してきました。その地域独立型のケア提供の場を設立したことによって、当事者の切実な要請に呼応して、新しいサービスを創りだし、“障害者が地域で暮らす支えのしくみづくり”に取り組んできました。また、その設立した場の建物の一部を提供し、新しい場や活動を立ち上げようとする知人や友人たちをサポートしてきた経験からも学んできました。例えば、看護や福祉の実践家たちが自主研究会を発足させようとしたとき、定期的に集える場を提供することで、活動の継続を後押しできたことが、幾度もあります。

また、疾病や障害を持つ人たちが、それぞれにセルフヘルプグループを立ち上げていく過程で、集まりやすい場として夜間や休日も利用できるようにし、活動の継続を側面からサポートしてきたことによっても認識してきました。加えて、立法府に身を置いて、厚生労働関連の法制度化に携わった経験をも活かし、お役に立つことがあればと思い、歩みを共にした次第です。

したがって、ここでは、本学会の発足以前に、新しい試みの場を立ち上げていく過程に焦点をあて振り返り、そこで確かめ、学び合えたことの、ほんの一部をお伝えし、ご一緒した方々への感謝を申し上げたいと思います。

#### 〈はじまりのとき〉

一般に、新しい社会サービスを創りだすには、地道な助走の時期が必要とされます。それは、社会の動きや要請を感知し、潜在するニーズを汲み上げていく試みであったり、調査研究によって問題の所在を明らかにしていく根気を要する作業であったりします。それらはまた、人々に広く呼びかける裏づけともなり、社会全体の責任において担うべき課題として合意形成する基盤となり得ます。

本学会の前史ともいいくべき、準備時期においても、やはり、こうした助走の時期があり、数年に亘る試みや働きかけが続けられました。当時はまだ、高齢者の虐待問題が、社会的処遇の在り方を象徴しているものとは受けとめられず、人々の関心も向けられていない状況でしたから、まずは、その実態を具体的に把握し、提示していく手段を開拓することから始める必要がありました。高崎先生が、高齢者虐待問題に取り組む原点となったのは、認知症の家族の会の方々との触れ合いであったと伺い、私もまた、30年余り前に精神障害者の家族や本人との出会いから地域ケアセンターづくりに取り組んだことを思い起こしました。そこで、虐待問題に悩み、困っている当事者からの切実な声が直接、届けられてくる場や機会をつくって、その対応を検討しながら、取り組むべき課題を明らかにしようとしました。その議論の中で、高齢者虐待防止・予防支援のセンター的機能を担う場を構想し、その実体化に向けての具体的な道筋を、共に模索していきました。

高崎先生は大学院での老年看護学教育を担い、人材の育成と調査研究に携わり、関連学会のお仕事も積極的に担われて、さらなる問題意識を深めていかされました。私は精神障害者の相談・居住・就労サービスなど、地域生活を支える場の運営に携わり、その傍ら、地域の保健師や高齢者の在宅ケアを担う訪問看護師やホームヘルパーなどへのスーパービジョンに出向き、高齢者処遇の現場で生じている問題の把握に努めました。<sup>\*1)</sup> そして、互いに自分が持つ条件を最大限に活かし、新しい試みの場づくりに向けて、力を注いでいきました。

#### 〈担い手づくり、そして場づくりへ〉

そもそもその始まりは、もっと以前にさかのぼります。平成6(1994)年から私は、高崎先生が所属される大学院において、老年看護学講座のゼミナール講師として、「地域ケアにおけるスーパービジョン・コンサルテーション」を担当し、現場からの問題を提起し、教員や院生たちとの討論を深め合っていました。また、院生たちを実践の場に迎え、そこでのケアの担い手たちにとってのスーパービジョンの必要性と課題について、学ぶ機会を提供していました。そして、院生たち自身が実践的能力を高めると共に、看護専門家として、スーパービジョンを担う能力を習得することを期待して、ゼミナー

ルを継続していきました。

こうした実践と教育と研究とを統合的に進めていく大学院教育の在り方を論じ合ってきたこともあって、高崎先生は、大学キャンパスの外に、高齢者虐待の相談の場をつくることへと踏み切られました。私もまた、提案した責任も感じて、新宿の大通りに面したビルの小さな一室を提供することにしました。そして、互いの持つ時間や技能、物品や資金などを工面し合いながら、試みの場を立ち上げることができました。

それは、既存の保健所や病院の窓口としてではなく、また、自治体の関係機関や施設に付設する窓口でもない、自前の、高齢者虐待問題に特定した相談活動を担う場となりました。高崎先生をはじめ、老年看護学講座、地域看護学講座、精神看護学講座の教員や大学院生たち、また、虐待問題の実態調査を担った現場の保健師たちが、相談の担い手として積極的に参加することによって、平成9(1997)年に「電話相談サポートライン」が発足しました。私は、その相談活動を担う院生・現任の保健師・看護師たちへのスーパーバイザーとして加わりました。一人ひとりが自分の相談内容を逐語的に記述化し、それを持ち寄り、検討し合って、必要な支援と課題を明らかにしていきました。<sup>\*2)</sup>

#### 〈生きた情報を受信・発信する場を得て、多様な人とつながる〉

当事者からの声が届けられてくる場を持つことで、私たちは、より具体的に虐待問題を把握し、対応方法を深め合い、社会に発信していく足場を獲得しました。そして、相談を動機づけられてきた人の表現を支え、抱えている問題を理解し、関連資源を掘り起こしながら、利用しやすい支援の場や人につなぐ働きかけも試みました。虐待問題が顕在化してくるまでには、当事者、家族、支援者、地域住民などの人間関係が絡み合っていて、それぞれの人の置かれている立場や互いの間の緊張や葛藤が長年に亘って続いている状況が背景にあります。相談を持ち込んできた人との確かめあいを通して、誰がどのような状況におかれ、どんな支援を必要としているかについて、アセスメントし、その後の支援の手がかりを見出していくことが求められました。

一般市民向けのシンポジウムにおいて、また、ジャーナリストの理解や協力を得て、新聞やTVの報道などを通じて呼びかけ、必要な人に情報を届けていく発信の仕方にも配慮が求められました。例えば、新聞に掲載された「サポートライン」の小さな記事の切り抜きを何ヵ月間も所持していた人から相談があったときなど、当事者の苦悩の深さや第三者への開示の困難さを改めて思い知らされました。それに比べて、現実の支援体制の乏しさを一層のこと、痛感させられ、さらなる働きかけを動機づけられました。匿名性が保たれ、心身の負担が最小で、費用や手続きがかからないなどの電話相談のメリットによって、それまで相談できずにいた人が、脅かされずに語りだす、そのきっかけとなるようにと願って、情報提供の仕方や対応の方法について検討を深め合いました。繰り返しの電話相談を重ねた後に、ようやく表現できるようになった人と、必要な支援を確かめ合うことが可能となり、地域の保健師や関係機関の職員につなぐなど、支援ネットワーク形成への手がかりを得ることになりました。

この相談活動の試みは、相談の担い手たちにとってもまた、実践的教育訓練の場としても活かされました。私にとっても、その場でのスーパービジョンが大学院セミナーの一環として位置づけられ

したことによって、教員や院生たちとの共同研究に加わり、実践の場からバックアップすることにもなりました。

枠組みのゆるやかな場には、その趣旨に賛同する個人が主体的に参加しやすく、また、それぞれが自分を活かす加わり方や人との組み方を身につけることができ、そこでの試みが持続し、活動の継続性が保障されることになります。

このような複合的な受信・発信の場が活かされて、司法、立法、行政、ジャーナリズムなど、多様な領域の方々とのヨコのつながりにも恵まれました。それぞれの領域において蓄積されている知見が持ち寄られ、多方向からの働きかけが得られたのでした。それによって、「本学会の設立」、そして「法制度化への働きかけ」、さらには「現実の課題への取り組み」へと、歩みが進められていきました。この間、高崎絹子先生の、人と場をつなぐ一貫した働きかけによって、立場や領域を超えた協働の可能性が切り拓かれてきたことを、改めて思います。

#### 〈まとめにかえて：方法としての場づくり〉

新たな社会サービスを創りだしていく原動力は、既存のサービスでは見過ごされ、制度の狭間で悩み、困っている人の存在を、実感することにあるといえます。今回の「場づくり」もまた、そうした実感を高めることになり、新しい取り組みを底支えする方法でもあることを再確認することができました。新しいことの始まりを支える基軸としての「場」が、人と人をつなぎ、それぞれの経験と知恵を活かし、多面的なアプローチを導き、社会への発信力を高め得るものであるとの、場のもつ可能性に期待して、これからもチャレンジし続けたいと思います。

以上、老いても地域生活支援の現場から連携の意を表し、病んでも人が人として、尊厳を保ち続け、その、かけがえのない生を全うできる社会の実現に向けて、本学会に集う方々へのエールともなれば幸いに存じます。

- \* 1) 外口玉子・頼富淳子：困りごとからケアは始まる — 実践からの学びを支えるスーパービジョン、ゆう書房、2008、参照
- \* 2) 高崎絹子、谷口好美、佐々木明子、外口玉子編著：「老人虐待」の予防と支援 — 高齢者・家族・支え手をむすぶ、日本看護協会出版会、1998、参照

(日本高齢者虐待防止学会 顧問)



「老人虐待の予防と支援」を共著で出版した記念 研究会を終えてメンバーとともに  
のシンポジウム（座長：外口玉子）（1988年）



日本看護協会出版会から共著  
で出版した本の表紙（1998年）

## 日本高齢者虐待防止学会創立10周年記念に寄せて

公益財団法人日本訪問看護財団 常務理事  
佐 藤 美穂子



平成15(2003)年8月に創立された日本高齢者虐待防止学会が、数々の研究業績を積み重ねられて社会に発信し政策提言等を行い、このたび10周年を迎えることを心よりお祝い申し上げます。

平成7(1995)年から平成13(2001)年3月末まで厚生労働省（主に老人保健課）に在籍していた私は、介護保険制度と訪問看護制度に明け暮れて過ごしました。平成8(1996)年だったと思いますが、当時、東京医科歯科大学医学部保健衛生学科老人看護学教授だった高崎絹子先生が、老人虐待予防・支援センターを研究室に設置され、「電話相談サポートライン」で専門職や一般の相談支援を始められたことをまず思い出します。高齢者虐待を防止することの重要性に早くから気づかれ、行動を起こされた熱意に感動し、必須の課題と受け止めました。

介護保険法が平成9(1997)年に成立し、平成12(2000)年4月にスタートしましたが、厚生労働省では介護保険法の運営規程に「身体拘束」の原則禁止を盛り込みました。それだけでは不十分として「身体拘束ゼロへの手引き」を平成13(2001)年3月に発行しました。「身体拘束ゼロ作戦会議」のマニュアル分科会で手引きの作成が行われ、私も事務局として携わりました。分科会には高崎絹子先生をはじめ特別養護老人ホームの看護職施設長や療養型医療施設の看護部長等が集まって身体拘束をしないための工夫のポイントを検討しマニュアル化しました。当時、老健局の総務課長だった山崎史郎氏（現内閣府政策統括官）が、ひどい風邪のときも休まずに私たちと一緒にマニュアル作成に取り組まれたことを思い出します。「医療安全や予防の大義名分で看護職が縛っている。介護サービスに持ち込むな。」ということで、身体拘束をしないケアの周知に懸命でした。

しかし、平成12(2000)年に「児童虐待防止法」、平成13(2001)年には「配偶者間暴力等防止法」が成立しましたが、高齢者の虐待防止に関する法律はまだありませんでした。平成12(2000)年に高崎絹子先生を委員長とした「高齢者虐待の認識調査及び予防対策アイデア集の作成に関する事業（老人保健事業推進費補助金事業）」を、日本訪問看護財団（前日本訪問看護振興財団）を窓口としてお願いしました。そして、高齢者施設に限らず、市町村保健センター・訪問看護ステーション・訪問介護事業所の管理者と職員に対して、虐待を含む「不適切処遇」に関する認識状況を調査していただきました。平成15(2003)年には厚生労働省でも「家庭内における高齢者虐待に関する調査」が実施されました。この大規模調査で、施設に限らず在宅介護においても高齢者虐待の深刻さが明らかになりました。

高崎絹子先生をはじめ関係者の皆様のご尽力で、平成15(2003)年8月に日本高齢者虐待防止学会

(田中荘司理事長)が創設され、学会設立記念国際シンポジウムが開催されました。私は評議員の一人として、台風10号の大嵐(自然からの試練?)にもめげず出席しました。300名を超す参加者とともに、デンマークやアメリカの高齢者虐待の実態と関連法制度などを学びました。平成16(2004)年の第1回日本高齢者虐待防止学会東京大会(田中荘司大会長)、平成17(2005)年の第2回御茶ノ水大会(高崎絹子大会長)は高齢者のアドボカシーがテーマで、2回とも厚生労働省の山崎史郎総務課長が出席されました。

当学会の活動が大きな推進役となって、平成17(2005)年11月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、平成18(2006)年4月に施行となりました。高齢者虐待に関する関心が高まり、各地の地域包括支援センターでも相談・助言を行うようになりました。法に基づく高齢者虐待の対応状況調査も行われており、平成23(2011)年の結果をもとに、平成24年(2012)年12月には市町村に対し、体制整備の事務連絡も発出されています。介護保険制度も平成17(2005)年と平成23(2011)年の2回の改正を経て、高齢者ケアに必要な制度として認識されておりますが、今後も制度が持続されなければなりません。

平成37(2025)年には団塊の世代が75歳以上の高齢者となります。高齢化のスピードより高齢者の多さが課題で、認知症患者も平成24(2012)年では300万人と増加しています。さらに、平成42(2030)年には、年間約170万人が亡くなる多死社会を迎えます。我が国の試練はこれから始まり、さらなる試練を乗り越えるために、住宅施策と生活支援をベースに医療・看護、介護・リハビリテーションなどの地域包括ケアシステム構築が始まっています。地域保健法でも、平成24(2012)年に改正された地域保健対策の指針には、地域のソーシャルキャピタル(地域の人々の結びつき、信頼関係)を活用し、住民による共助への支援を推進することが盛り込まれました。平成25(2013)年から認知症施策推進5か年戦略(オレンジプラン)がスタートし、身近なところで早期発見し、相談支援をすることになります。サービス量と財源確保がうまくいかなければ、高齢者虐待につながるリスクを孕んでいます。

人々がたとえ独りになっても認知症になっても、人権が尊重され、なじみの地域で安心して最期まで暮らせる社会を実現するためには制度はもとより、貴学会の存在がますます重要となるでしょう。今後の活動とご発展を祈念いたします。

(前日本高齢者虐待防止学会 評議員)

### 高齢者虐待防止マニュアル



日本看護協会振興財団より高崎氏らと共に作成した高齢者虐待防止関連の報告書や高齢者虐待防止マニュアルなど

## 学会が創立された時代背景



医療法人晴和会あさひが丘ホスピタル 名誉院長

元認知症介護研究・研修大府センター長 柴山 漠人

精神科医としては、高齢者や認知症の方々の虐待がクローズアップされた以前からの精神障害者の虐待の歴史を振り返らざるを得ない。

明治初期までは、精神病の治療は加持祈祷で、精神病者は、社寺の楼塔に収容されていた。明治6(1873)年に、癲狂院の設立を規定したが、私宅監置が大多数であった。公立の精神病院は、明治8(1875)年、南禅寺境内に京都癲狂院が設立されたのが最初であった。明治12(1879)年に東大でベルツが、愛知医学校でロレツツが精神病学の講義を開始した。東大に明治19(1886)年に精神病学教室がおかれ、日本人としてはじめて榎教授が就任した。明治30(1897)年に有名な呉秀三教授が就任し、日本における精神医学の基礎を築かれた。当時の我が国の精神医療の現状を嘆いて、呉教授は「我が国十何万人の精神病者は、この病を受けたるの不幸のほかに、この国に生まれたるの不幸を重ねるものというべし」と述べられている。

大正8(1919)年精神病院法が制定されたが、その後、建設された公的精神病院は、鹿児島保養院、大阪中宮病院、神奈川芹香院、福岡筑紫保養院、愛知城山病院だけであった。昭和13(1938)年、厚生省が設置されたが、精神保健対策は不十分のままであった。終戦後、昭和25(1950)年に精神衛生法が制定された。昭和38(1963)年に精神障害の実態調査が実施された。これに基づき昭和40(1965)年に法改正がされた。これにより精神保健行政は、精神医学の進歩に伴い、入院医療中心から地域における治療・ケアへと転換されたが、十分に浸透せず、昭和58(1983)年にいわゆる宇都宮病院事件が起こった。この病院は、他の精神科病院で受け入れられない粗暴な患者を受け入れていた。そこで、看護職員による患者への暴行で2名が死亡したという事件であった。ここでは日常的に、身体的・経済的虐待が行われていたとのことであった。この事件は、虐待の最たる事例である。国会でも取り上げられ、国連人権委員会からも人権侵害として日本政府を非難された。そこで、昭和62(1987)年に精神保健法が改正され、現在の精神保健福祉法が成立した。この中では、患者の人権、プライバシーの保護が明記されている。

この宇都宮病院事件が起こった少し前の昭和45(1970)年代～昭和55(1980)年代から欧米では、認知症の方への虐待に関する調査や研究が活発に行われるようになっている。日本で「認知症の人と家族の会」(呆け老人を抱える家族の会)が設立されたのも、昭和55(1980)年であった。Tom KitwoodがNew Cultureの概念を提唱し、Person-Centered Careの基礎を築いたのは平成7(1995)年である。

日本では、この頃から徐々に高齢化が進行して高齢化社会となり、アルツハイマー病を中心認知

症の高齢者の方が急激に増加した。この状況に対応するために、平成12(2000)年に、厚生労働省は介護保険制度を、法務省は成年後見制度を制定した。この年に、私も認知症介護研究・研修大府センターへ赴任した。仙台・東京・大府の3センターは、厚労省がこれらの背景を勘案して設立したものである。その目的は、認知症の方への介護が、一般身体疾患の身体介護に比較して著しく遅れていたため、欧米などに追いつき、更に、それ以上の体制を模索することであった。従って、3センターの目標は、認知症ケアの研究と全国から認知症ケア指導者候補の方々を集めて長期の研修をして、その成果を全国各地で展開し、普及することであった。この過程の中で、高齢者・認知症の方への虐待の調査・研究が開始された。最初は、身体拘束の問題がかなり重視されたと記憶している。厚労省も、事例集を出して、防止に力を入れていた。3センターとしては、虐待も認知症ケアにおけるリスクの1つと捉え、リスク・マネジメントの視点から、研究に、研修に取り組んだ。

このような状況下で、日本高齢者虐待防止学会が設立され、次いで「高齢者虐待防止法」が平成17(2005)年に国会で承認され、平成18(2006)年4月から施行された。しかし、残念なことに、厚労省の調査によると、施設従業員による虐待も、家族による虐待も毎年増加している事実がある。平成18(2006)年度の54件および12,569件から、平成23(2011)年度は、151件および16,599件となっている。平成16(2004)年-平成18(2006)年になって、香港、インド、韓国などアジアからも報告されている。平成20(2008)年にCooperらは、49の調査研究をレビューしているが、高齢者の6%が虐待を受けており、虐待の種類では 心理的>経済的>言語的>ネグレクト>身体的虐待となっている。日本では、身体的>心理的>経済的>ネグレクト>性的虐待となっており、身体的虐待が多いのが特徴である。

### [参考文献]

- \*松下 正明:『精神医学を築いた人びと、上下』、ワールドプランニング、1991。
- \*精神保健福祉研究会:『我が国の精神保健福祉』、太陽美術、2004。
- \*精神保健福祉研究会:『精神保健福祉法詳解』、中央法規、2007。
- \*大熊一夫:『新ルボ・精神病棟』、朝日新聞、1985。
- \*富田三樹生:『東大病院精神科の30年—宇都宮病院事件・精神衛生法改正・処遇困難者専門病棟問題』、青弓社、2000。
- \*Kitwood T.: *Cultures of care: tradition and change*. In: Kitwood T. and Benson (Ed): *The new culture of dementia care*. pp7-11, London, Hawker Publications, 1995.
- \*厚生労働省:『身体拘束ゼロへの手引き』、2001。
- \*Pillemer K., et al.: The prevalence of elderly abuse: a random sample survey. *Gerontologist*, 28:51-57, 1988.
- \*Daniels RS, et al.: Physicians' mandatory reporting of elderly abuse. *Gerontologist*, 29:321-327, 1989.
- \*Pavese GJ, et al.: Severe family violence and Alzheimer disease: prevalence and risk factors. *Gerontologist*, 32:493-497, 1992.
- \*Teri L, et al.: Management of behavior disturbance in Alzheimer disease: current knowledge and future directions. *Alzheimer Dis. Associated Disorders*, 6:77-88, 1992.
- \*Coyne AC, et al.: The relationship between dementia and elder abuse. *Am J. Psychiatry*, 150: 643-646, 1993.
- \*Lachs MS, et al.: Risk factors for reported elder abuse and neglect: a Nine-year observational cohort study. *Gerontologist*, 37:469-474, 1997.
- \*Lachs MS, et al.: The mortality of elder mistreatment. *JAMA* 280:428-432, 1998.
- \*Dyer CB, et al.: The prevalence of depression and dementia in elder abuse or neglect. *Journal American Geriatric Society*, 48:205-208, 2000.
- \*Yan EC, et al.: Elder abuse by caregivers: a study of prevalence and risk factors in Hong Kong Chinese families. *J. Family Violence*, 19:269-277, 2004.
- \*Beach SR, et al.: Risk factors for potentially harmful informal caregiver behavior. *Journal American Geriatric Society*, 53:255-261, 2005.
- \*Chokkanathan S, et al.: Elder mistreatment in urban India: a community based study. *Journal of Elder Abuse Neglect*, 17:45-61, 2005.
- \*Oh J, et al: A study of elder abuse in Korea. *International Journal of Nursing Study*, 43:203-214, 2006.
- \*Buri H, et al.: Factors associated with self-reported elder mistreatment in Iowa's frailest elders. *Research on Aging*, 28:562-581, 2006.
- \*Cooper C, et al.: Screening for elder abuse in dementia in the LASER-AD study: prevalence, correlates and validation of instruments. *International Journal of Geriatric Psychiatry*, 23:283-288, 2008.
- \*Cooper C, et al.: The prevalence of elder abuse and neglect: a systematic review. *Age and Ageing* 37:151-160, 2008.
- \*Cooper C, et al.: Abuse of people with dementia by family carers: representative cross sectional survey. *BMJ* 338:b155, 2009.

# 高齢者虐待防止の現状と課題

厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長  
勝又浜子

## 1 はじめに

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）は、「高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資すること」を目的として、平成18(2006)年4月1日から施行された。

市町村を高齢者虐待に対する対応の第一義的な主体として位置づけており、高齢者虐待の早期発見、早期対応を主眼とし、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対して、市町村への通報義務を定め、通報を受けた市町村は、養護者による高齢者虐待の場合は自らが、養介護施設従事者等によるものについては、都道府県と連携して対応を行うことが規定されている。養介護施設従事者等による虐待については、介護保険法、老人福祉法における事業者の指導監督の立場から、都道府県が関わることになるが、責任主体となるのは市町村である。従って、高齢者虐待防止については、市町村の取組みに大きくその成否が懸ってくるという状況にある。

## 2 調査結果

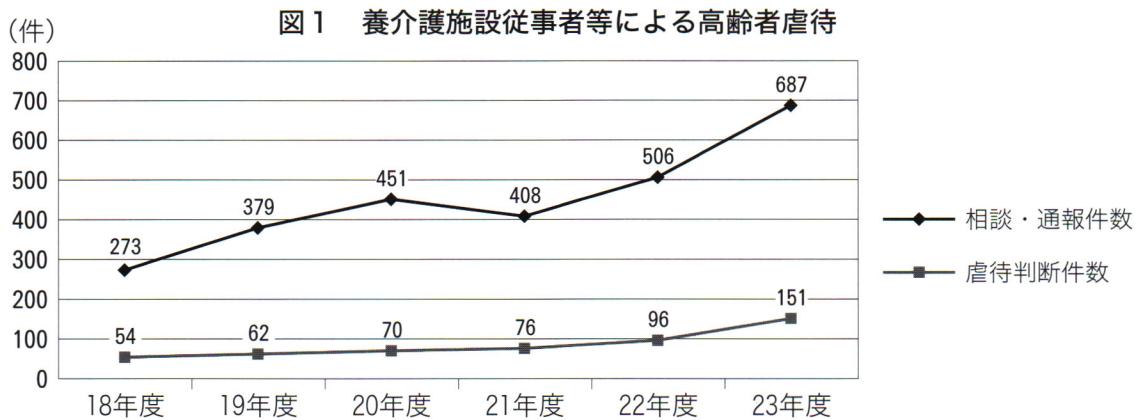
高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の通報が、どの程度有り、その内容はどのようなもので、どのように対応されたのか、こういった実態を把握するために、厚生労働省では、法施行後毎年、全国の市区町村（1,742）と都道府県（47）に対し、対応状況調査を実施している。平成23(2011)年度の調査結果は、平成24(2012)年12月21日に公表したところであり、その概要は以下の通りである。

### (1) 虐待判断件数

○高齢者虐待防止法施行6年目に入り、養介護施設従事者等による高齢者虐待と認められ、市町村等による対応が行われた件数は年々増加し、平成22(2010)年度と比較すると、55件（57.3%）増加したが、養護者による高齢者虐待は69件（0.4%）減少した。市町村等への相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが181件（35.8%）、養護者によるものが321件（1.3%）とともに増加した（図1・図2参照）。

### (2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

○相談・通報者は、「当該施設職員」が30.4%で最も多く、次いで「家族・親族」27.2%であった。虐待の事実が認められた事例における施設種別は、「特別養護老人ホーム」30.0%、「グループホーム」24.0%、「有料老人ホーム」12.0%の順であった。また、虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が最も多く74.8%、次いで「心理的虐待」37.1%、「介護等放棄」10.6%であった（重複あり）。その虐待事例への市町村等の対応は、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改善勧告、改善命令、指定の停止が行われた。



### (3) 養護者による高齢者虐待

○相談・通報者は、「介護支援専門員等」が42.4%で最も多く、次いで「家族・親族」12.2%、「被虐待高齢者本人」11.1%であった。また、虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が64.5%で最も多く、次いで「心理的虐待」37.4%、「経済的虐待」25.0%、「介護等放棄」24.8%であった（重複あり）。

○被虐待高齢者は、女性が76.5%、年齢は80歳代が42.6%であった。要介護認定の状況は認定済みが69.2%であり、要介護認定を受けた者を要介護度別に見ると、要介護2が21.3%、要介護1が20.4%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は69.3%であり、被虐待高齢者全体の48.0%を占めた。

○虐待者との同居の有無では、同居が86.2%、世帯構成は「未婚の子と同一世帯」が38.2%で最も多く、既婚の子を合わせると62.2%が子と同一世帯であった。続柄では、「息子」が40.7%で最も多く、次いで「夫」17.5%、「娘」16.5%であった。虐待事例への市町村の対応は、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離」が35.4%の事例で行われた。分離を行った事例では、「介護保険サービスの利用」が38.2%で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が20.2%であった。分離していない事例では、「養護者に対する助言指導」が49.0%で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」26.9%であった。

#### (4) 死亡例

表1 高齢者虐待の年度別虐待等による死亡例

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
虐待等による死亡例	件数	31	27	24	31	21	21
	人数	32	27	24	32	21	21

### 3 高齢者虐待防止の課題と対応

#### (1) 養護者に対する支援

調査結果において、虐待と認められた事例のうち、被虐待高齢者で認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者が約半数を占めていた。認知症の人は、介護者の言うことが理解できなくて行動したり、妄想や徘徊などの行動・心理症状を家族が理解できず、受け入れられなかつたりして虐待に至る。このことから、認知症に関する正しい理解と知識の普及を更に進めることが重要である。市町村における認知症施策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家庭への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立することが重要である。

また、虐待を行った者の続柄では息子と夫で約6割を占めていた。想定されることとして、男性介護者は、①家事に不慣れ、②就業との両立が困難、③介護の負担感が高いと考えられる。このような家庭をしっかり把握し、そうした家庭に対して、介護保険サービスの適切な活用を図るなど重点的な援助を行うことが必要であると考える。

#### (2) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備については、市町村格差が認められ二極化している。特に、対応マニュアル等の作成やネットワークの構築等については、依然として実施割合が5割前後となっている。

高齢者虐待は、全ての市町村において発生する可能性のあるものであり、虐待事例の多寡に関わらず、虐待を防止することが極めて重要であることから、介護従事者、地域包括支援センター職員などへの研修の徹底を図ることが必要である。

#### (3) 成年後見制度の利用促進

法第28条は、成年後見制度の利用促進を定めているが、今回の調査結果でも当該制度が利用されている件数は手続き中も含めて726件であり、虐待判断件数等に比して利用が低調であった。また、制度利用に際しての経済的負担の軽減を図る成年後見制度利用支援事業の実施状況についても、昨年度は介護保険の保険者全体の約7割弱で、全ての市町村で実施されている状況ではない。成年後見制度は認知症高齢者等の権利擁護、虐待防止を図る上で重要な制度であり、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえ、市町村長による申立がより一層活用されるよう周知していく必要がある。

## 学会設立への道程

日本高齢者虐待防止学会 初代理事長 顧問  
東京高齢者支援課認知症・虐待防止対策相談室 代表 田 中 荘 司



### 〈虐待との出会い〉

私が高齢者の虐待という言葉や論文に最初に接したのは、厚生省で老人福祉専門官に任官した昭和51(1976)年4月から、Journal of Gerontology, Gerontologist, アメリカ厚生省高齢局発行の Aging Magazineの3冊を通読しながら福祉行政に従事していた時であった。各国の老年学の研究者がどのようなテーマの論文を執筆しているのか、それを知ることは政策担当者として有益であった。そのなかに高齢者の虐待論文が掲載されていたが、その時は専門的関心を払うことはなかった。

Aging誌は、欧米の高齢者福祉行政の動向が多く紹介されており、ヨーロッパへ出張した際その市町村を訪れ、調査をおこなったこともあり、行政担当者には貴重な福祉情報の入手源であった。しかし本専門誌は財政難もあって平成8(1996)年11月号(367号)で廃刊となり、最終号は、従来の4倍136頁で、すべて“Opening The Door on Elder Abuse”的特集であった。

### 〈虐待研究への動機〉

高齢者の人権に本格的に取り組む決意を固めたきっかけは2点あり、その一つは昭和40(1965)年代から50(1975)年代にかけて各種老人ホームを視察した時、入居高齢者から直訴とも言える訴えを何度も体験したことであった。その主な要望はプライバシーや自由がない、ホームによっては同一のパジャマを着せられ囚人のようだ、夕食は職員の勤務に合わせるため午後4時から4時半まで、世間の夕食時間とかけ離れている、また和食でありながら1枚の皿に主食と副食が一緒に盛られ、まるで犬並みで人間の食事ではない、入浴介助は異性ではなく同性に、など屈辱感で人として誇りを持てず、人間を捨てて施設生活をしているというものであった。

もう一つは、昭和57(1982)年頃ノルウェーのアイダ・ハイドゥル氏から、手紙で日本の高齢者の虐待発生率は何パーセントかという問い合わせであった。そこで当時国内で誰が虐待研究をしているのか、法務省人権擁護局や法務研究所、福祉保健系大学の先生に問い合わせるも、そのような研究論文等を見つけることはできなかった。そこで日本国内では研究する者がいないので虐待発生率はわからない旨返事を出しておいた。ところが翌年になって、同氏からまた手紙と小包が筆者に送られてきた。その中には「母は我慢している」と題する高齢者虐待防止キャンペーン用の英語版のビデオが入っており、その内容は、家に寄り付かないアル中の息子がたまに帰宅すると母親を虐待するというストーリーで政府及び地方自治体が出資して俳優が事例に基づいて演じていたものであり、国を挙げて高齢者的人権に取り組んでいるという手紙が添えられていた。しかし国政段階では虐待は人権問題であり、法務省人権擁護局が一元的に対処する課題であること、また厚生省の老人福祉課は、老人福祉法を所管し同法に規定されている敬老思想の普及と福祉の増進を責務とする課であること等から私が退職するまでの約7年間は高齢者虐待の実像を把握する努力は封印せざるを得なかった。

### 〈虐待調査の難しさ〉

平成元(1989)年に厚生省を退官したあと、古巣の厚生省や中央団体の助成金補助事業に、高齢者虐待の実証調査することを目的とする研究調査を申請するも補助目的にそぐわないという理由で2年間は助成金を得ることはできなかった。そこで研究組織名を『高齢者虐待研究会』から『高齢者処遇研究会』に変え、研究テーマ名に『虐待』の文字を『人間関係の調整』に変更させて申請した結果、平成5(1993)年になって、ようやく敬老社会における高齢者虐待の存在の有無を実証する研究に着手することができ、まさに調査実施を決意した昭和57(1982)年から12年目になって実現できたのである。

当時の全国の在宅介護支援センターを調査客体に選びその事業所の支援相談活動の中から高齢者を取り巻く、主として親族間による虐待事象を分析し、虐待の先行諸国と共通的虐待の種類が全国的に発生している事実を把握することができたことは、驚きと同時に海の底に住むオイスターの存在と同様、ヘルプの声や助けを求めるサインを発することが出来ない高齢者の苦悩の姿を調査から読み取ることができた。

その後、平成13(2001)年まで、特別養護老人ホームの高齢者虐待の調査を含む7回に及ぶ各種虐待と意識調査を実施した。その間に東京都内で2度にわたり公開シンポジウムを開催し、高齢者虐待の存在とその防止対策の必要性について、国民の社会的関心を求めると同時に、数量的な統計調査では掌握することが困難な虐待発生過程のダイナミックス入手すること、また、今まで培ってきた知識や技能を活用して、虐待者や被虐待者の支援に寄与することを目的に、平成8(1996)年から無料電話相談を開始した。さらに、十数回に及ぶ市町村からの講演依頼は、筆者が当時東海大学に勤務していた関係で神奈川県の場合は、福祉職ではなく、すべて保健職からの依頼であり、地域保健師として家庭訪問する機会が多く虐待対象に出会うためからか、専門意識が高いことがうかがえた。そして、保健福祉行政担当者から、高齢者が虐待の被害を受けていることは承知しているが、家庭に介入する法的根拠を行使できる法律を研究者側からも成立に努力してほしい、との期待が寄せられたことが多かった。

### 〈学会設立への想い〉

わが国の高齢者虐待の調査研究は、平成時代に入ってから主として大学の福祉及び看護系の大学の研究者が中心となって進められてきた。最初は代表を務めた私の高齢者処遇研究会の調査、次いで東京医科歯科大学の高崎絹子先生の調査、大阪府立大学の津村智恵子先生の調査と続いた。そして、その後も大学研究者や日頃高齢者と相談業務に従事している者も研究的姿勢で相談内容を分析し、レポートをまとめる等、研究する者が増え始めたが、問題は発表したり、他の研究者と議論する場がないことであった。

平成6(1994)年1月、自宅に突然英文のFAXが送られてきたが、それはアメリカの高齢者虐待問題研究所所長の多々良紀夫という未知の日本人からで、日本で最初の高齢者虐待の調査が実施されたと聞いたので是非アメリカで発表してもらいたい、という依頼であった。同年9月テキサス州サンアントニオ市に行き、第11回APS会議のリサーチ・フォーラムでJapan's First National Study on Elder Abuseのテーマで発表した。

その発表直前に、会場内に設けられた展示・資料室で入手したニューハンプシャー州の虐待防止パンフレットに、通常の虐待の種類とは別にSystemic Neglectがあると記されていることを指摘し、この種の虐待を日本国内で認めると虐待天国になると発言し、参加者の意見を聞いた。すると、それは一部の研究者の主張であり無視すればよいとか、日本の都市部では権利として福祉サービスを求める

るが、田舎では公的サービスを断わる場合が多いと話せば、アメリカでも同じ状況だと参加した大学の先生が話し、妙なことで意見が一致しあいに学びあうという体験をすることができた。

平成10(1998)年頃から高齢者虐待防止学会の設立を考え始めた。当然ながら、(1)高齢者虐待だけの防止学会の設立、しかし、(2)無料の虐待専門の相談を積み重ねていると、児童虐待や配偶者間虐待と高齢者虐待が関連している事例が意外に多いことから、虐待防止学会のもとに児童、配偶者、高齢者の各分科会を設置し、時々合同分科会を開催する方式が現実的と考え、児童虐待を研究している者の話し合いを進めてみたが、1年間経過しても合意が得られなかった。その後、高崎先生からも学会を作りたいと言われ、何度も検討した結果、研究者個人よりも全国の研究者の力で虐待防止法の法制化を進めることを当面の目標とすることを決めたのだが、平成14(2002)年になって思いがけなくある国会議員から次のような話が持ちかけられたのである。

### 〈成年虐待防止勉強会〉

平成14(2002)年1月厚労省老健局総務課から、参議院議員の南野知恵子先生が高齢者の虐待問題について勉強をしたいので一度会いたい、という連絡があった。そこで、1月28日に老健局の課長と一緒に議員会館で南野先生と会い、勉強会のあり方について話し合いをしたが、その時先生に2点お願いをした。一つは高齢者のみならず、いずれ顕在化すると思われる障害者も含めて検討していただきたいこと、もう一つは外国の動きや国内の児童虐待等の状況を考えると行政責任の対応が必要となるので法律を作ることを前提として勉強を進めていただきたいと要望した。その結果、成年虐待防止勉強会の名称となった経緯があった。この会は平成14(2002)年2月から平成15(2003)年4月まで5回にわたっておこなわれた。

しかし、障害者虐待については、家庭内、施設内ともに数量的調査が不十分であり全体的実態把握、虐待構造の解明等にいっそうの努力が必要との判断が勉強会の中間報告に盛られ、それを受けた高齢者虐待防止法の制定にあたって附則にその旨記述されたものである。

(その後平成23(2011)年6月17日に成立した障害者虐待防止法は平成24(2012)年10月1日施行された。)

### 〈おわりにあたって〉

高齢者の虐待は人権、犯罪、福祉の問題であり、防止対策に関わる人たちは各種専門職、実務者、国民個人が地域社会で声かけ、見守り、無理でない手助けまで、多くの人々の協力と連携が基本である。したがって虐待防止学会は、専門職のみの学会員で構成するのではなく、防止事業の従事者も会員になる点が特徴であり国民に対しても学会が啓発の対象として応えていく必要があろう。

学会は本来の目的を達成するために存在するものであるが、今回はそれに加え虐待防止の立法化を確実にするために、研究者集団としての力量を発揮する必要性から、学会設立のための発起人を募集し高崎先生と私が中心となって、平成15(2003)年8月9日に日本高齢者虐待防止学会記念講演・国際シンポジウムを日本大学文理学部の国際会議場で開催することとし、同日午前中に発起人会議で学会設立の承認を得て、午後から学会主催の国際シンポジウムを、来賓に参議院議員の南野知恵子先生、厚生省老健局企画官の藤原禎一先生を迎えて、全国から多くの参加者を得て、アメリカ、デンマーク、ドイツの虐待研究者を招聘して開催した。

その後南野先生のご尽力で、自民党、公明党、民主党に高齢者虐待防止検討会が設置され、学会代表として私が討議に参加し、学会の要望書を理事会の了解を得て提出し、そのほとんどが法案に取り入れられたことをここに報告しておきたい。

## 日本高齢者虐待防止学会の歩みと高齢者虐待防止法成立の経過 — 10年間の活動をふりかえって —

日本高齢者虐待防止学会 元理事長

元東京医科歯科大学大学院 教授 高崎絹子



### はじめに

私が高齢者虐待の問題を明確に意識したのは、昭和60年代に参加したアメリカ研修ツアーのプログラムの一つに、ミシガン大学社会福祉学の教授の「Elder Abuse」というタイトルの講義があったことに始まる。しかし、当時は日本でこの言葉を口にすることは一般的に、又私自身にも抵抗感があった。私は、約40年前「呆け老人をかかえる家族の会（現在は認知症の人と家族の会）」が発足した当初からボランティアとして会の世話人や相談活動、あるいは調査研究等を通して、認知症高齢者の介護家族の大変さをつぶさに見てきたので、単純に「虐待される高齢者」と「虐待する介護者」という図式で、興味本位にこの問題を見られたくなかったからである。

その後、田中荘司先生の調査や金子善彦先生の著書「老人虐待」、また多々良紀夫先生のアメリカでの活動に触発され、看護職仲間を中心に平成6、7年に高齢者虐待や「介護殺人」報道に関する調査や、全国の老人保健施設調査等を実施した。その経過の中で、高齢者虐待の問題の解決のためには、実態を広く社会に知らしめる必要があり、その活動に着手することを決意するに至った。

さらに、平成9(1997)年には高齢者虐待電話相談（サポートライン）を開始したが、その電話相談においてある事例に出会い、法制化の必要性を強く感じたのである。教育・研究の世界にいる私にできることを考えまずは、高齢者虐待の実態や調査や関連のデータを社会に公表するために、学会を設立しようと決心したのである。これが「産みの苦しみ」の始まりであった。

何事も最初に創り出すことには苦労がつきものである。まして、教育・研究の場にいる私には、「法律をつくる」ことは畠違いであり、途中何度も諦めかけたが、日本高齢者虐待防止学会の理事や会員の方々、元参議院議員の南野知恵子先生はじめ、多くの方の熱意とご支援によって、平成15(2003)年の学会創設から3年目の平成17(2005)年に「高齢者虐待防止、高齢者の養護者の支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」が成立したのである。後に、法律の成立までにずいぶん時間がかかったという感想をもらしたところ、ある議員から「これは早い方ですよ」と言わされた。また、他の議員からは「日本高齢者虐待防止学会ができたことや、教育・研究者等の関係者からデータや意見が出されたことは、法律の必要を理解してもらうことに大変役立った」というお話しがあった。

「高齢者虐待防止法」はアメリカの州法に次いで世界で2番目のものであり、又、高齢者だけでなく養護者支援を謳っていることや予防にも言及されることについて高く評価されているが、その成立に本学会が貢献したことは大きな喜びである。

## 1. 「高齢者虐待防止法」の制定と「日本高齢者虐待防止学会」創立前後の経過

日本及び主要各国の高齢者虐待に関する法整備の状況をみると、アメリカでは1980年代にすでに州法など成年・高齢者虐待防止の法整備が行われていた。また、ドイツでは「世話法」、カナダでは「成人保護法・被介護者保護法」、スウェーデンでは「社会サービス法（通称サーラ法）」によって、高齢者虐待防止の活動が行われている。日本では、本学会で長く副理事長をされておられた金子善彦先生の著書「老人虐待」（平成62（1987）年発行）が最初の専門書であるが、平成6、7年頃から高齢者虐待に関する調査が行われ、その結果や介護殺人などの報道がマスコミでも取り上げられるとともに、社会的にも関心が高まってきた。

ここで、高齢者虐待防止法の制定までの経過、日本高齢者虐待防止学会の創立と10年間の活動を記録しておくことは、今後の学会のさらなる発展にとっても、また学会を立ち上げ、副理事長と理事長を務めてきた私の責務でもあると考える。

なお、表1は、高齢者虐待防止法に関する国の動きと、日本高齢者虐待防止学会の創設・活動を年次に従って整理したものである。データが不十分であり、記憶に頼るところが多いために、全ての事実を記していないことや偏った見方があることをお許しいただきたい。

### 〈国会議員による高齢者虐待防止法制定の検討会と周辺の動き〉

平成14（2002）年、看護職である南野知恵子参議院議員（前法務大臣）の呼びかけで、国会議員の有志による「成年虐待防止に関する勉強会」が開催され、障害者を含めた虐待防止法が国会に提出できるかどうかが検討された。しかし、高齢者や障害者の虐待には、虐待行為だけでなく、介護や健康の問題の他、家族関係や経済問題が絡むなど状況が複雑なため、一時この会は中断された。このことを仄聞した私は、これは一大事とばかりに老健局計画課に直接に連絡し、面会を申し込んだ。これまで私が実施したり集めたりした高齢者虐待に関する調査資料をキャリーバッグに詰め込んで出かけた。事務室の一部屋の一角のテーブルで現状を説明し、立法化の必要性を熱心に説明した。折しも改正介護保険法の準備で、事務室は騒然とした様子であったが、予定の時間を大幅に超えて前向きに聞いて下さったことは感激であった。その時、課長、課長補佐と共に、いわゆる「児童虐待防止法」等の成立に貢献された藤原禎一企画官が同席しておられた。

この押しかけともいえる「話し合い」の機会において私が提案したことは、まず、①高齢者虐待に関する調査費をつけ、全国的調査を実施してほしいこと、②高齢者虐待に関する活動を行うモデル事業を指定してほしいこと、の2点であった。こうした申し入れが受け入れられたのであろうか、平成15（2003）年度に医療経済研究機構に委託して全国調査「家庭内における高齢者虐待に関する調査」が行われ、その結果はその後の法律制定や虐待防止事業の活動における重要な指標となった。また、横須賀市と金沢市が高齢者虐待防止活動のモデル事業として指定され、先駆的な活動を展開することになった。

さらに、平成15（2003）年には自民党の「高齢者虐待問題検討会」が発足し、参議院の陣内孝雄議員が会長、南野議員が事務局長、衆議院の馳浩議員が事務局次長となって、検討が進められた。田中莊司先生、多々良紀夫先生はじめ、多くの専門家が検討会に呼ばれ、ヒアリングが行われた。しかし、学会が発足した後も学会の代表という形ではなく、個々人に声がかけられた。私もこの検討会の他、自民党、公明党の早朝勉強会にも出席して現状を報告し、法制定の必要性を説明した。印象に残った

質問は、「日本では高齢者虐待に特化した法律が必要なほど高齢者虐待が多いのですか」、あるいは「このような法律ができると、日本の伝統的な家族の醇風美俗や隣近所の助け合いの風習が損なわれるのではないかですか」という質問であった。それに対して私は、現在日本には法制度的な裏づけがなく全国的な調査がないため、虐待が多いとか少ないということさえ言えない状況であること、そして「介護殺人」や「心中」が多いのが日本の特徴であること、などについて話したところ、多くの議員の方が頷いておられた。さらに高齢者だけでなく、介護者も支えなければ意味がないことをいろいろなところで強調していたところ、ある時期から法案の名称は単に「高齢者虐待防止法」ではなく、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者等の支援に関する法律」と後半部分が長いものに変わっていた。やはり、重要なことはデータを添えて何度も、機会のある度に繰り返すことが重要であることをここで学んだのである。

#### 〈国際シンポジウムと日本高齢者虐待防止学会の設立〉

一方、私は田中先生、多々良先生、金子先生や津村先生方と協力して、大学教員、保健医療職、福祉職、弁護士の方々に呼びかけ、日本高齢者虐待防止学会の設立と記念国際シンポジウムの開催の準備を急ピッチで進めた。そして、平成15(2003)年8月9日、日本大学の講堂で、デンマーク（エルドライセン高齢者施策コンサルタントのマルグレーテ・ケーラー氏）、ドイツ（フライブルグ大学教授・トーマス・クリー氏）、アメリカ（淑徳大学教授・多々良紀夫氏）、日本（大阪府立看護大学津村智恵子氏）の4カ国における高齢者虐待防止に関する現状と課題を話していただいた。当日は台風のため強風が吹き荒れ、飛行機や列車の欠便のために来られない人も多かったが、約400人の参加者があり、関心の高さがうかがわれた。その後の学会の発足を報じる新聞等のマスコミの報道が増えたことにより、さらに法制化の動きが進展した。

しかし、シンポジウムの開催と学会発足の費用については大きな不安があった。シンポジウムの参加費だけでは外国から3人（デンマーク語の通訳者を含む）の先生をお招きし、お一人に約100万円の費用、大会開催費用と合わせて必要経費約400万円にとても及ばない。しかし、住友生命相互会社からの寄付150万円と、私の認知症や高齢者虐待に関する研究の公開助成金200万円（文部省）および当日の参加費等で、何とか赤字を出さずに終えることができ、関係者一同ほっとした。

こうして学会が設立された後、高齢者虐待に関する調査研究や活動報告などのデータを議員や関係省庁の職員に提供したり、機会ある毎に立法の必要性を強調したりした。ワールドプランニング社に業務委託をしたが、学会を立ち上げ、学会の運営・維持管理を継続していくためには、多くの労力と経費が必要である。本学会では、理事会事務局を構成して、そうした不足の面をボランタリーな活動で補ってきた。そのメンバーの多くは、10年後の現在、学会の主要な理事や評議員として活動を担って下さっているところである。

#### 〈高齢者虐待防止法の国会提出までの経過と法律の成立〉

厚生労働省において、平成15(2003)年度に初めての全国調査及びモデル事業（横須賀市、金沢市）のための予算措置が行われた。全国調査の結果やモデル事業の成果を受けて、平成16(2004)年に自民党、公明党、民主党の国会議員による各党の検討委員会が設置され、本学会理事など学識経験者からの意見聴取も活発に行われた。同年8月に郵政民営化を争点とした衆議院の解散・総選挙が行われ、審議は一時中断・延期となった。このようなハプニングがあったが、この間にも各党の委員会で法律

の条文の細部にわたって検討され、また、パブリックコメントの募集を行った党もあった。一方、深刻な虐待事例に直面しているサービス事業所のスタッフや行政の職員、法曹界や関連学会の関係者から、緊急保護、通報、立ち入り調査など、ケース援助にかかる活動の裏付けとなる法律の整備に対する要望が日々高まっていた。平成17(2005)年1月に日本老年看護学会、同4月には日本高齢者虐待防止学会から法制定に対する要望書も提出された。また、自治体における活動も活発になり、千葉県松戸市や埼玉県行田市、岡山県倉吉市などでは市独自の条例や高齢者虐待ネットワーク事業を立ち上げ、法制度化を先取りするところも増えてきた。

一方、平成17(2005)年10月に審議された法案が議会に提出される予定であったが、厚生労働委員会において直前になって審議不十分という反対意見が出されたために、一時、本臨時国会会期中の提出が見送られる事態となった。しかし、関係者の懸命な努力により、10月26日に再び厚生労働委員会で審議されることになり、全会一致で可決されるに至った。なお、本書冒頭の写真は、後日、成立に尽力されたある議員から送付されたものであるが、5年間にわたった本法律の成立までの映像としては唯一のものである。厚生労働委員長名で10月28日に衆議院、続いて11月1日午前中に開催された参議院に提出され、いずれも賛成多数で可決・承認された。10月31日には小泉新内閣の閣僚が発表されており、まさに会期最終日のぎりぎりに、「産みの苦しみ」の末に「奇蹟的に」本法が成立したのであった。この法律は平成17(2005)年11月9日の「官報」第4214号に掲載されている。

このように、平成17(2005)年11月にいわゆる高齢者虐待防止法が議員立法として制定されたが、成立までの約2年の間には、国会議員の方々による朝の勉強会や検討委員会でのヒアリングにおいて、高齢者虐待に関するデータや研究に関する話をした。その際、南野知恵子議員、陣内孝雄議員、馳浩議員、山井和則議員、古屋範子議員の他、法の成立に奔走して下さった多くの先生方にお目にかかる機会があり、法律制定の必要性を訴えた。また、日本高齢者虐待防止学会や日本老年看護学会から出された法制定に対する要望書の作成にも関わった。さらに、当時、読売新聞や朝日新聞をはじめ、多くのマスコミがこの問題に関心をもち、好意的に取り上げたことも本学会の活動や法律制定の追い風になったのである。

高齢者虐待防止法が施行された平成18(2006)年4月以降今日までに、全国の2,000弱の市区町村や約1万ヶ所の地域包括支援センターで、高齢者虐待事例への対応や予防活動が行われるようになり、毎年、その状況に関する調査結果も公表されるようになった(表2)。法律ができるまでは、全国レベルではその実態も把握できていなかったので、法律のもつ効果の大きさに感動すら覚える。

なお、本法律に関する検討経過については、「高齢者虐待研究」のVol.1(1)やVol.2(1)等に報告や論考が掲載されているので、是非ご覧いただきたい。

## 2. 「高齢者虐待防止法」の施行後の動向と日本高齢者虐待防止学会の活動

表1に示すように、平成17(2005)年11月に法律が成立し、翌年の平成18(2006)年4月の施行までの期間はわずか5ヶ月しかなかったが、サービスの裏付けとしての改正介護保険法の施行と同時期にすることが、実効あるものになるという行政的な判断もあった。

しかしながら、高齢者虐待に関するデータは少なく、実態もあまり分かっていないという状況の中で、実施主体の市町村の職員も、新設されたばかりの地域包括支援センターの担当者も戸惑うことが多かった。各地で研修会やモデル市町村の横須賀市や金沢市、先駆的に取り組んでいた松戸市あるいは埼玉県や東京都などの情報を集めてマニュアルづくりや実態調査に取り組み始められた。

厚生労働省では、毎年、全国の市町村を対象に虐待の実態や体制整備に関する調査を実施し、その結果を発表している。また、医療経済研究機構や認知症介護研究・研修センター等に研究事業の助成を行うことにより、実態や必要な課題に関する情報を収集し、高齢者虐待に関する活動の方向性を探って、施策に生かせるよう努力をしている。

本学会では機関誌「高齢者虐待防止研究」を発刊し、学問としての虐待研究の発展に努力しているが、毎年開催している大会には教育・研究者ばかりではなく、行政や地域包括センターの担当者が大勢出席している。これは実践を重視する本学会の特徴の一つといえるが、学会における社会貢献・地域貢献の観点からも評価できると言えよう。

法律の施行後、少しずつ実態が明らかにされ、虐待事例への対応やネットワークづくり、防止活動が活発になるにつれて、総論的な要素の強い本法律では、実態と適合しないという意見も出されるようになった。法律の附則第2条には、3年後の見直しについて示されており、学会のなかでも意見が出され、一方、法律の制定に尽力された議員を中心に見直しのための検討会がもたれた。学会では持ち回りの理事会で法制度推進委員会の池田直樹氏を委員長とする特別委員会を承認し、何度も国会議員の方々との間で検討会が行われた。しかし、時の政権が不安定でこの問題を提出するタイミングをはかれず、今日に至っている。

### 3. 高齢者虐待の課題と学会の今後の役割

平成18(2006)年に法律が施行され、全国の市町村や地域包括センターにおいて本格的な活動が開始されると同時に、毎年厚生労働省により虐待の実態や体制整備に関する調査がされている。表2は平成18(2006)年～22(2010)年度までの5年間の虐待事例の推移を示したものである。養護者による虐待事例として市町村相談・通報があった事例数は、平成18(2006)年度は19,832件、平成22(2010)年度には25,315件で5年間で1.28倍に増加している。また、最終的に虐待と判断された事例数では、平成22(2010)年度は16,668件で5年間で1.24倍となっている。

また、虐待の種類（複数回答）では、身体的虐待が約6割で最も多く、次いで心理的虐待、介護放棄、経済的虐待となっている。被虐待者はいずれの年度でも、女性が全体の約3分の2を占め、年齢別では80歳代以上が5割を超えており。また認知症の割合が全体の約8割を占めており、認知症と虐待は密接な関係があることは統計的にも明らかである。虐待者は息子が約4割で最も多く、次いで夫、娘の順となっている。また、毎年約20件の死亡例が報告されている。

さらに、高齢者虐待への対応や防止に対する体制整備状況では「対応窓口部局の住民への周知」や「虐待事例への相談、指導、助言」等に関しては比較的整備されてきているが、関係専門職機関や保健医療福祉サービスの「介入ネットワークの構築」や「警察への援助要請や担当者と協議」「対応マニュアル、業務指針、対応フロー図の作成」等については、整備状況がよくないことが報告されている。

一般に高齢者虐待の事例は、保健医療福祉領域の他、法律、行政等の多領域の課題を含んでおり、アプローチも複雑で立ち入るのが困難なことが多い。そうした理由から多職種、多機関の会員で構成されている本学会の役割は大きく、期待も高まっている。本学会の創立時には、高齢者虐待防止法の制定に活動の焦点が向けられていたが、今後は、実態調査や総論に止まることなく、高齢者虐待の課題についてアプローチの方法や情報を、専門的、学術的な立場から検討し提供することが重要である。

## おわりに

いわゆる高齢者虐待防止法は施行後7年が経過したが、今も高齢者虐待や「介護殺人」に関するマスコミ報道が絶えず、また「消えた高齢者」や「孤立死」、「セルフネグレクト」の問題も深刻化している。さらに、平成23(2011)年3月11日の東日本大震災以後は、高齢者ケアのあり方が社会的虐待という側面から改めてクローズアップされている。

平成24(2012)年10月には障害者虐待防止法が施行され、今後は子供虐待やDVに関する課題も視野に入れて、実践や学会活動を進めていく必要があるが、学会への役割への期待は一層増しているといえる。高齢者虐待防止法の目指すところも一般に浸透し、日本高齢者虐待防止学会も創立10年の節目を迎えたが、昨年4月に、多々良紀夫理事長のご逝去という不幸な出来事があった。しかし、学会を立ち上げ、法制定の大きな目標も達成して、次の世代にバトンタッチすることができ、ほっとしているところである。

最後になりましたが、多々良紀夫先生のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、これまで多大なご支援をいただいた皆様に深く感謝し、本学会のますますの発展をお祈りいたします。

〈表1 日本高齢者虐待防止学会の歩みと高齢者虐待防止法の成立の経過〉(年号は平成)

	〈日本高齢者虐待防止学会の活動〉	〈国、行政等の動き〉
6年～	・高齢者虐待に関する実態調査（田中、高崎、津村ら）、高齢者虐待調査電話相談（ヘルpline、サポートライン、東京弁護士会の電話相談OASYS等）	
14年～	・学会設立準備始まる	
15年 8月 9日	・学会設立記念国際シンポジウム開催 田中莊司（初代理事長・日本大学）：アメリカ、ドイツ、デンマーク、日本の4カ国との比較	12年 ・児童虐待防止法の制定 12年 3月 ・身体拘束禁止の通達（局長通知） 12年 4月 ・介護保険法の施行 13年 ・配偶者間暴力等防止（DV）法の制定 14年～ ・自民党成年虐待防止に関する勉強会発足 (参議院議員南野知恵子) 専門家へのヒアリングが行われる
16年 7月	第1回日本高齢者虐待防止学会東京大会・ 田中莊司（初代理事長・日本大学）	15年 7月 ・自民党高齢者虐待問題検討会（委員長・ 陣内孝雄） 15年 ・厚生労働省全国調査実施（家庭における高齢者虐待調査・医療経済研究機構実施） ・同モデル事業実施（横須賀市、金沢市） 16年 3月 ・公明党、民主党高齢者虐待防止プロジェクトの発足
17年 4月	・日本高齢者虐待防止学会ホームページ開設	17年 ・高齢者虐待問題議員連盟発足 ・与党、民主党が法案を提出したが、郵政民営化等の問題のため国会解散で廃案
17年 7月	・第2回日本高齢者虐待防止学会御茶ノ水（東京）大会 高崎絹子（東京医科歯科大学） ・理事会事務局創設	

17年 6月	・日本高齢者虐待防止学会より、厚生労働大臣他宛て、法律制定に対する「要望書」を提出	17年10月～	・与党野党間で調整、衆議院厚生労働委員会で全会一致で可決（10月26日） ・衆議院で全会一致で可決（10月28日） ・参議院厚生労働委員会、同本会議で全会一致で可決（11月1日） ・法律の公布（11月9日法第124号）
18年 3月	・学会誌「高齢者虐待防止研究」創刊号発刊	18年 4月	・高齢者虐待防止法の施行 ・改正介護保険法の施行 ・厚生労働省老健局に認知症・虐待防止対策室設置
18年 7月 1日	・第3回大阪大会 津村智恵子（大阪市立大学）	19年12月	・厚生労働省（全国県・市町村等の実態調査、施設・事業所における実態調査等発表）
19年 1月	・学会のニュースレター創刊号（通巻第1号）発刊	19年 4月	・厚生労働省老健局に認知症対策・虐待対策推進室を設置
19年 7月 7日	・第4回横浜大会 萩原清子（関東学院大学）、理事会企画合同プログラム実施		
19年11月	・田中莊司の叙勲・授章		
19年	・多々良紀夫、ロザリー・S・ウルフ国際記念賞受賞		
20年 7月 5日	・第5回千葉大会 多々良紀夫（淑徳大学）		
21年 6月	・本学会と国際高齢者虐待防止学とINPEAとの合同のプログラムの実施		
21年 7月25日	・第6回名古屋大会 遠藤英俊（国立長寿医療センター）		
22年 2月	・法制度検討特別委員会（池田直樹委員長）の設置、国會議員との検討		
22年 7月 3日	・第7回広島大会 小野ミツ（広島大学）		
22年11月	・南野知恵子の叙勲・授章		
22年12月	・学会最初の評議員等選挙実施		
23年 7月30日	・第8回茨城大会 瀧澤利行（茨城大学）	23年 6月	・障害者虐待防止法の制定
24年 4月23日	・多々良紀夫理事長の逝去		
24年 7月14日	・第9回神戸大会 白井キミカ（甲南女子大学）		
25年 9月21日（予定）	・第10回愛媛大会 山本克司（聖カタリナ大学）		
			（敬称略）

〈表2 法施行後5年間の高齢者虐待相談・通報件数、虐待判断件数の推移〉

	養介護施設従事者等によるもの		養護者によるもの	
	相談・通報件数	虐待判断件数	通報・相談件数	虐待判断件数
平成18年度	290件	54件	19,832件	12,569件
平成19年度	379件	62件	19,971件	19,971件
平成20年度	451件	70件	21,692件	14,889件
平成21年度	408件	76件	23,404件	15,651件
平成22年度	506件	96件	25,315件	16,688件
(平成18年度比)	(1.74倍)	(1.78倍)	(1.29倍)	(1.24倍)

（出典：厚生労働省：平成18年度～平成23年度 高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律に基づく状況などに関する調査結果、平成19年～平成23年3月）

# 日本高齢者虐待防止学会年次大会の記録（第1回～10回）

（所属は大会開催当時のもの・敬称略）

回	開催年月日	開催地	テーマ	大会長	講演テーマ	特別講演・基調講演・教育講演		シンポジウム
						講演者	講演テーマ	
第1回	2004年7月3日	日本大学文理学部百周年記念館（東京）	高齢者的人権擁護に向かって	田中莊司（日本大学）	現在の調査研究水準と今後の展望			
第2回	2005年7月2日	東京医科歯科大学（東京）	高齢者のアドボカシーと虐待防止のネットワーク	高崎綱子（東京医科大学）	高齢者のアドボカシーと虐待防止システムの構築をめざして			
第3回	2006年7月1日	大阪市立大学医学部学舎（大阪）	セルフネグレクトを予防しよう～人暮らし・高齢夫婦世帯にやさしい街づくり～	津村智恵子（大阪市立大学）	セルフネグレクト（自己放任）を防ごう	榎本健太郎（厚生労働省老人保健企画官）	高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた	
第4回	2007年7月7日	関東学院大学金沢八景キャンパス（神奈川）	高齢者虐待の発見：発見後の対応はどうしたらいいのか	萩原清子（関東学院大学）	高齢者虐待防止法施行後の検証	唐鍊直義（専修大学経済学部教授）	老後の悲劇をなくすために～高齢期政策の現状を考える～	
第5回	2008年7月5日	海外職業訓練協会（OVT）会議場（千葉）	高齢者虐待の防止～法制化の成果と今後の課題	多々良紀夫（淑徳大学）	社会福祉士と高齢者虐待防止活動：全国調査から分かったこと～概要	和田忠志（東京医科歯科大学医学部臨床教授、医療法人財団千葉健愛会理事長）	現実と対決する高齢者虐待防止ネットワークとは？	
第6回	2009年7月25日	ウィルあいち（愛知）	高齢者虐待防止と認知症の地域づくり	遠藤英俊（国立長寿医療センター）	高齢者虐待防止と認知症の地域づくり	井内雅明（厚生労働省老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室長）	高齢者虐待防止の現状とこれから	
第7回	2010年7月3日	広島市南区民文化センター・広島県健康福祉センター（広島）	高齢者虐待防止～虐待のないまちづくり	小野ミツ（広島大学大学院）	高齢者虐待のないまちづくり	千葉登志雄（厚生労働省老健局高齢者支援認知症・虐待防止対策推進室長）	高齢者虐待防止の現状と今後の課題	
第8回	2011年7月30日	茨城県立県民文化センター（茨城）	地域発、高齢者虐待防止	瀧澤利行（茨城大学）	地域における高齢者虐待防止の研究体制～茨城の試み～	長井進（常磐大学大学院教授・国際被害者学研究所）	被害者学からみた高齢者虐待	
第9回	2012年7月14日	甲南女子大学（兵庫）	共に支え合う虐待防止の地域づくり	臼井キミカ（甲南女子大学）	医療依存度の高い高齢者への虐待予防	池田直樹（大阪アドボカシー法律事務所・弁護士）	高齢者虐待防止の取り組みにおける多様な弁護士活用法～人権擁護法～というスタンスから～	（シンポジウムⅠ）「東日本大震災と高齢者的人権擁護」 （シンポジウムⅡ）「認知症高齢者の虐待を防ぐまちづくり」
第10回	2013年9月21日（予定）	松前町松前町総合文化センター（愛媛）	人権の調和～人ひとりの幸せをみつめて～	山本克司（聖カタリナ大学）	人権の調和～人ひとりの幸せをみつめて～	池田直樹（大阪アドボカシー法律事務所・弁護士）	虐待防止法解説	

（文責：塚田）

## ・学会員の皆様からのメッセージ・

### 創立10周年によせて —学会の運営にかかわって考えること—

日本高齢者虐待防止学会 副理事長

横浜市立大学医学部看護学科 教授

松 下 年 子

本学会が設立して早10年がたちますが、私にとって最も印象深いのは、平成19(2007)年に学会事務局次長の任を賜り、慣れない中で事務局運営に関わらせていただいたこと、その後事務局長に着任してからも、学会活動の充実を目指して事務局メンバーの先生方と一緒に活動させていただいたことです。その間、千葉大会、名古屋大会、広島大会、茨城大会が開催されました。いずれも活気あふれる印象的な大会で、事務局としては学会誌販売や学会の入会受付、総会の開催等に尽力したことを記憶しております。事務局メンバーの先生方は、本学会の2代目理事長であられる高崎絹子先生を師と仰ぐ方や、高崎先生のお志に賛同されて「協力を惜しまない」という方ばかりで、大半は看護教育に関わっていらっしゃる先生でした。今振り返れば高崎先生を核として、軽いフットワークで効率的な、自然な感じで安心できる、楽しくて信頼できる連携ができていたように思います。学会がここまで発展してきた背景には、事務局メンバーの先生方の静かな、しかしエネルギーで継続的な活動の積み重ねがあったことを、是非お伝えしておきたいと思います。高崎絹子先生のオフィスに定期的に集まって、事務局の活動たとえば、学会員増員や学会PRのための計画を立てたり、学会拡大に向けて話し合ったことが懐かしく思い出されます。

さて、そうした中で私が学ばせていただいたことは、多領域の専門家や様々な立場の構成員から成り立つ学会において、共通の目的や理念を掲げて協働すること、そのための仕組み作りや文化の醸成には、少なからぬエネルギーを費やすということでした。それまでは均一な構成員からなる学会で活動してきた私にとって、この事実は衝撃的で、意義ある学びでした。おそらく数ある学会の中で、本学会ほど専門家もいれば現場の実践家もいて、研究者もいれば教育者もいて、それもそれぞれ多様な領域から集まっていて、かつ一般の人もいれば学生さんもいるという学会は少ないと思います。唯一、高齢者虐待の防止という目標のもとに集まった、ある意味では、それでも目的指向型の組織活動ができるほどに凝集性が高い学会ともいえるでしょう。こうした協働のあり方の提示は、本学会だからこそできる部分かもしれません。

最後に、高齢者虐待と共に依存の話をさせていただきます。本学会は平成24(2012)年に朝日新聞厚生文化事業団より助成金をいただき、「高齢者虐待における共依存問題に関する啓発プログラム」を遂行しました。虐待と共に依存に関する研修会を開催するとともに、小冊子「高齢者虐待の困難事例に潜む共依存問題—システムズ・アプローチに基づく解決法の提案—」を作成して、全国の市町村と地域包括支援センターに届けました。研修会を通じて、困難事例の中に共依存が絡んだケースが多いこと、被虐待者が自ら虐待者の元に戻っていく様を前に、茫然とするしかない援助職者の姿がうかがえました。虐待する息子を庇う母親に共依存とラベリングすることに対して、「母親であればそれが普通でしょう」「それが母親というものでしょう」という声もありました。本当に難しい課題だと思います。ただ言えるのは、愛情という名の束縛や支配があるように、愛をもって自立の芽を摘んでしまうこともあるということです。今まさに、虐待者支援の真のあり様が問われています。こうした課題に学際的観点から取り組んでいけるのも、本学会の強みといえるのではないでしょうか。

# 日本高齢者虐待防止学会創立10周年を迎えて

甲南女子大学大学院研究科 教授 津 村 智恵子

児童虐待防止活動発祥の地大阪では、大阪で次に取り組む新たな活動は、増え続ける高齢者の人権侵害・虐待問題であり、潜在している高齢者虐待は児童虐待以上に多いと予測されていた。高齢者ケア研究・活動に取り組む大学看護教員や現場保健福祉関係者が集まり、大阪後見支援センター大國美智子所長を顧問に平成6(1994)年に「大阪高齢者虐待防止研究会」が発足した。この会のPRと参加呼びかけにホームページを作成し、当初は海外・国内の高齢者虐待文献・資料の勉強会を中心に要介護高齢者・家族の人権擁護と虐待事例の検討会などを続け、平成24(2012)年までの18年間で100回開催してきた。

この、大阪高齢者虐待防止研究会の活動を通して、現在の日本高齢者虐待防止学会で活躍の先生方と知り合い厚情を得ることが出来た。この研究会は発足時には臼井キミカ理事、柴尾慶次理事らが世話人参加、現日本高齢者虐待防止学会の池田直樹理事長も弁護士グループの代表世話人として加わり18年間共に活動してきた。発足後、講演会等には高崎絹子先生(元理事長、現理事)、故多々良紀夫理事長、萩原清子先生(元理事)、吉岡幸子評議員など、振り返ると、今日まで日本高齢者虐待防止学会関係の諸先生方に、支えていただき継続できたことに改めて、ここに感謝を申し上げたい。

私はじめ、大阪高齢者虐待防止研究会のメンバーは関西だけでなく広く全国的に虐待防止活動が行われるために、東京を拠点とする日本高齢者虐待防止学会の誕生が必要と、本学会の立ち上げを待ち望んでいた。参加立ち上げの際、当時の私どもは見守るだけであったが、高崎絹子先生や田中荘司先生の苦労は計り知れないものがあったと推測する。

日本高齢者虐待防止学会立ち上げ前年の平成15(2003)年8月の設立記念の国際シンポジウムは、暴風雨の中、交通機関もストップする状況であった。それでも、東京の日本大学に全国から多くの関係者が集い、満席状態の会場で海外の発表者と一緒に私も日本の高齢者虐待の現状を発表し、問題提起を行った。

日本高齢者虐待防止学会の1回目、2回目の大会は東京で開かれた。この学会を全国に広げ高齢者虐待防止活動に携わる会員を増やしたいと、関西圏で第3回大阪、第8回神戸大会を引受けたが、今後も大会等を積極的に引受け関西圏の会員を増やすよう努めたい。

平成17(2005)年11月わが国初の高齢者虐待防止・養護支援法が施行されたが、この法律制定に至る過程での本学会の高崎先生を始め、関係者の協働による政治家、政党、行政への粘り強い働きかけの成果のたまものと言える。法律制定3年後には見直す予定が未だ手づかず状態である。第3回大会テーマで私どもが取り上げた「セルフ・ネグレクトを防ごう」は、経済の低迷と雇用悪化を反映した中高年齢層を襲っている重要課題である。国も地方行政も高齢者虐待防止、対処に向け動かざるを得なくなっている、関係専門職の研修も積極的に行われている。この現状をふまえてセルフ・ネグレクトは、わが国の高齢者虐待防止法に虐待として正式に認知される必要がある。法的根拠に基づくセルフ・ネグレクト対処策の確立は、様々な関連予防施策の成立と予算獲得、全国的な施策展開が望める。それ故に、わが国の高齢者虐待防止・養護支援法の早急な改正を願って止まない。

(日本高齢者虐待防止学会 理事)

## 多々良先生とウルフ先生の想い出

関東学院大学 教授 副 田 あけみ

日本高齢者虐待防止学会は、高齢者虐待防止の研究と実践の第一世代、田中荘司先生、多々良紀夫先生、高崎絹子先生を始めとする諸先生方の並々ならぬご尽力によって設立された学会です。私は平成5(1993)年に田中先生が実施された高齢者虐待の実態調査に参加したこともあり、学会に貢献するようにと早くから理事の1人にしていただいたのですが、いまだ十分な仕事をしておらず、大変申し訳なく思っています。

昨年、お亡くなりになった多々良先生との想い出の1つに、平成10(1998)年にシンガポールで開かれたWorld Conference on Family Violenceがあります。先生からこの国際会議での発表を勧めていただき、荒木先生、山田先生と私の3人で当時の高齢者遭遇研究会(代表田中荘司先生)が実施した調査の結果を発表させていただきました。多々良先生は、会議中も何かと声をかけて私たちの緊張感を解いてくださいり、先生が配慮豊かな方であることを感じました。

日本からの参加者は少なかったためか、発表後に、今は亡きロザリー・ウルフ先生から、Elder Abuse & Neglect(英文の学術誌)にサブミットしないか?とお誘いを受けました。そのときは、ウルフ先生のことをあまり存知上げていなかったのですが、そう言っていただけて嬉しかったことを覚えています。帰国後、英文原稿執筆に奮闘し、載せていただくことができました。

その後、ウルフ先生が日本に来られた際、多々良先生からどこか施設見学をさせてもらえないか、と頼まれ、自宅近くにある特別養護老人ホームにお連れしたことがあります。ウルフ先生は、当初、高齢者のアクティビティに关心を示されていたのですが、先生がその施設幹部に当該自治体の高齢者数や高齢化率などを尋ねられた際、その方が答えられなかったこと、また、その施設がボランティアさんに窓ふきをやってもらっていたことから、ウルフ先生のその施設に対する評価は下がってしまったようでした。私はごく標準的なホームを紹介したつもりだったのですが、もっと注意深く施設を選定すべきだったと反省したことを覚えています。

ウルフ先生や多々良先生を始めとする高齢者虐待防止研究の第一世代の先生方のご尽力に対し、改めて感謝の意を表するとともに、第二世代として高齢者虐待防止研究の発展にさらに努力しなければと思っています。

(日本高齢者虐待防止学会 理事)

# 創立10周年を祝して

フィオーレ南海 施設長 柴 尾 慶 次

日本高齢者虐待防止学会という組織が、立ち上がって10年を迎えた。その前から、高齢者虐待について、現場で悩み、対応に失敗し、虐待者からも攻撃されるような、忸怩たる思いをしてきた者にとって、学会が立ち上がり、法律が制定される機運を醸成してきたことは、誠に心強いばかりである。

在宅での虐待防止、施設での虐待防止、身体拘束・抑制廃止、不適切なケアを防ぎ、早期発見のためのサインの見極めなど、体系的に、予防から介入、支援、回復過程の一連の取り組みを、可視化できるようにすることが、小生のライフワークのようになってきた。そのような取り組みをしていると、スタッフが対応しているケースの中に、縦割りの法や制度でうまく対応できない、たとえば、DVケースで、児童虐待もあり、その親も被害者であるような場合に、家族の福祉を優先すれば、避難してきた家族を、まずホテルや公営住宅、賃貸住宅を借りて、一時保護を一家全員同じところとする。それができない現状では、女性相談センターで娘と子供は保護、高齢者は措置施設で保護、というばらばらな制度になっていて、結局、娘と子供が先に夫の下に帰ってしまう。今後のことを、一時保護を家族の福祉を優先した制度にし、包括的に対応できるような仕組みを作つていれば、その場で今後のことを話し合って、他の選択もできただろうと思う。そのような事案に出会うたびに、何か共通項があるのではないか、家族の問題、家庭の出来事はつながっているし、年齢などで輪切りの対応ではうまくいかないはず、と思うようになった。また、施設内虐待は、児童、障がい者、高齢者とホスピタリズムなどの共通言語が、既に施設利用者の研究では存在しているし、閉じられた環の問題も、共通言語があるのではないかと考えた。

そのようなことを踏まえ、フィオーレ南海では、虐待防止研究・研修センター事業を立ち上げ、包括的虐待防止に向けた基礎的な研究を始めたところである。

小生の高齢者虐待防止の取り組みの始まりは、現場で、在宅の高齢者虐待の場面に多く出会うこと、ゴールが施設入所という分離だけでなく、もっとほかの対応や予防重視の虐待防止ができなければ、もぐら叩きしているだけにすぎないのではないか、という思いであった。そんな時に、一緒に研究しようと誘っていただいたのが、大阪高齢者虐待防止研究会の津村先生。20年以上のお付き合いになる。臼井先生や現理事長の池田先生も、その当時からのお付き合いである。

また、ある財団の虐待防止リーフレット作成で、今は亡き多々良先生とご一緒させていただく機会があり、その時からのお付き合いは7～8年。その後の第3回の千葉大会を成功裏に終えられ、その懇親会で、多々良先生と歓談の機会を得ることができた。実は、と包括的虐待防止のことをお話ししたところ、「おもしろい、やりなさい」と即座に言っていただいたこと。反骨精神そのもののようなウィットに富む、話しぶりに大いに魅了された次第。学会での出会いは、小生の今の活動を支えるエネルギーになっている。その、つながりをつけていくことが、虐待防止の視点でも大切で、人間の本質論的な、関係論的アプローチを中心に、相性の問題や人ととの距離感の問題、距離の取り方の方法など、近すぎる関係が持つ不均衡な力の問題など、暴力を引き起こす、力の構造に踏み込んだ研究が必要ではないかと思っている。まさに学際的な学会である。虐待の問題も、横につないで、学際的研究を始める必要があるのではないかと思っている。

(日本高齢者虐待防止学会 理事)

## 高齢者虐待防止に向けた取り組み

九州大学大学院医学研究科 教授 小野ミツ

平成7(1995)年に初代理事長の高崎絹子先生(東京医科歯科大学)の高齢者虐待防止プロジェクトの一員として、実態調査に加わったことが、高齢者虐待防止に関わるきっかけとなりました。高齢者虐待の実態調査は、埼玉県・福岡県・山形県をはじめ、広島県や佐賀県でも行いました。その結果、どの県においても高齢者虐待の実態は大きくは変わらないことも驚きの1つでした。社会保障が行き届いているスウェーデンと日本の比較調査においても、スウェーデンでは養護者からの虐待数は少ないものの、その実態は日本と変わらず、社会保障制度を整備するだけでは、虐待は解決できないことを実感しました。

養護者はなぜ虐待するのか。ある介護している娘からの相談で、母親を「最後まで自宅でみたい」と思っているのに、母親に手をあげてしまう。母親に手をあげてしまったあとは、後悔の気持が湧いてきて涙がとまらなくなるのに同じことを繰り返してしまう。娘は重症の認知症の母親を会社員として働きながら介護して、疲れて帰って、母親が入浴の際になかなか動いてくれなかったり、洗ったお茶碗を雑巾で拭く等が続くと、怒りが込み上げてきて自分の気持ちを抑えられなくなり、母親に暴言を吐いたり押し倒したりと暴力を振るってしまうことに自責の念をいたいでいた。しかし、同じような状況になると怒りが再び生じ、理性や罪悪感による制御ができなくなる。このような辛い気持ちを何回か話してくれた後は、母親の顔や身体にあざがなくなり、宅老所など在宅サービスを利用しながら最後まで看取られました。昭和63(1988)年に高崎絹子先生らが出版された「ぼけ老人と家族を支える看護」の著書の中にある、家族の気持ちは「とにかく、まず聞いてほしい」「一緒に悩み、考えてほしい」、この二つの切実な言葉を受け止めることから支援は始まる。このことの大切さを高齢者虐待事例の支援を通して、何回も痛感しました。高齢者虐待は、多くの要因が複雑に絡み合っており、養護者だけでは抱えきれない多くの困難や課題について、身近で会話し、たがいに気にかけあい、辛さとともにできる人や高齢者と家族の生きる強さを高める支援とコミュニティづくりが必要です。

第7回日本高齢者虐待防止学会は「高齢者虐待防止—虐待のないまちづくり」をテーマに広島で開催しました。「虐待のないまちづくり」の取り組みが多く地域で始まっています。日本高齢者虐待防止学会は、変わっていく社会状況のなかで、虐待防止に向き合い、地域のサポート体制の整備や直接支援をする医療・福祉関係者が、専門性を高められる研究や実践などの情報の集約と発信など多くのことが期待されています。私も微力ながら、高齢者虐待防止活動を推進していきたいと考えています。

(日本高齢者虐待防止学会 理事)

# 高齢者虐待防止法との関わり

東京法律事務所 弁護士 滝 沢 香

## 1 弁護士会における高齢者虐待との関わり

私が所属する東京弁護士会では、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会を設置し、高齢者・障害者権利擁護センター「オアシス」を開設し相談活動を行ってきたが、高齢者虐待に関する世論の高まりや当学会の設立の動きの中で、弁護士会でも、虐待に関する相談にも対応できるよう体制を整備することと、高齢者虐待防止法の立法化に向けて法律実務家として検討をする必要性から、平成15(2003)年秋「高齢者虐待の防止に関する特別部会」を設置した。設置後には、水野先生や吉岡先生をお呼びしての勉強会や、立法すべき内容の検討などを始めた。

また、いくつかの区における困難事例の検討会議等に弁護士を派遣するようになった。その後は東京の3つの弁護士会で合同の虐待問題部会を運営して、弁護士派遣を進め、派遣された弁護士の助言内容について、その後の部会で報告を受けて検証し、助言の質を高めるように工夫をしている。

一方、私は平成15(2003)年から日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会委員として活動をしているが、日弁連においては、平成16(2004)年4月にシンポジウムを開催し、同委員会として「高齢者虐待防止法活用ハンドブック」(民事法研究会)を発刊することに関与した。日弁連は、法制定後は、日本社会福祉士会との連携により、各都道府県組織において協力して在宅高齢者虐待対応専門職チームを設置し、都道府県・市区町村や地域包括支援センターのケア会議における助言等を行う仕組みづくりを進めてきた。

## 2 法施行後の各研究活動への関与

上記のような弁護士会での取り組みを通じて、法施行後は、さまざまな研究活動等に関与する機会に恵まれた。日本社会福祉士会が平成22(2010)年度から平成24(2012)年度に実施したマニュアル策定の研究事業において、それぞれ養介護施設従事者等による虐待に関する研究作業や、法施行後の医療経済研究機構による「高齢者虐待防止法施行後の高齢者虐待事例への対応状況に関する調査」(2007年3月)等に関与する機会を得た。これらを通じて、法の不十分な点と現場が直面する困難の一端に接し、施行3年後の見直しにおいては現場で対応にあたる人の声が反映する改正が行われることの必要性を感じた。

## 3 当学会との関わり

平成16(2004)年の当学会第1回大会において上記の東京弁護士会の取り組みについて発表の機会を得た。その後、高崎絹子先生からお声をかけていただき、当学会の活動に関与するようになった。河野正輝先生や池田直樹理事長、山田祐子事務局長のもとで法制度推進委員会の活動に関わり、毎年の学会においては、各市町村や専門職団体等で虐待対応にあたる方たちの現場の声に接することができることは大変貴重な機会だと感じている。また、国会内で法の見直しに向けた勉強会が開催された際には、池田理事長を中心に法制度推進委員会としての改正案をとりまとめ、それらもふまえて継続的に開催された同勉強会に山田先生のご尽力により傍聴の機会を得て、中心的な議員への働きかけをしてきたことなども有意義な経験であった。当学会は、医療・保健・福祉・介護・法律等の様々な分野の研究者・実務家が集まっており、虐待の問題について多方面から考察することができ、刺激を受ける。今後も、学会の活動を通じ、高齢者の権利擁護に役立つよりよい法改正に向けて取り組んでいきたい。

(日本高齢者虐待防止学会 理事)

## 創立10周年に寄せて

甲南女子大学 教授 曰 井 キミカ

つい先日、私は意外な質問を受けた。それは「『高齢者虐待防止法』が『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に変更になったのはいつのことですか?」という質問であった。私は一瞬、質問の意図が理解できなかったものの、真面目に尋ねられていることがわかったため、平成17(2005)年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立したこと、従って、当初からその名称であり、変更などなかったこと、虐待予防や養護者支援を重視した福祉法的な性格の本法の成立は国際的にも注目されていることなどを説明したのであった。この質問が、一般住民の方や、看護学生からの質問であれば当然のことと受け止めたかもしれないが、老年看護学領域では指導的な立場の方であったため、違和感を覚えたのである。しかし、この体験から、一般住民のみならず、看護職を含む保健医療福祉職を対象にした啓発活動が今後とも必要であることを実感したのであった。

わが国では、いわゆる児童虐待防止法が平成12(2000)年に、次いで配偶者間暴力防止法(DV法)が平成13(2001)年に成立したが、高齢者虐待に関しては複雑な要因がからんでいるため、立法化は容易に進まなかった。しかし、高齢者虐待の実態調査やこの学会が発足したことが推進力となり、平成17(2005)年に成立。さらに、「障害者虐待防止法」が平成23(2011)年に成立したが、高齢者虐待防止法と同様に虐待に至った養護者への支援にも言及しており、その法の目的を虐待の防止と共に「養護者に対する支援等に関する施策を促進する」ことをもって権利利益の擁護に資することとしている。すなわち、これらの法は虐待者を厳罰に処することではなく、虐待防止に向けた関係者の研修であったり、行動障害等への支援技術の確立・向上に努め、特に養護者(家族)への支援の重要性が謳われている。かつて故多々良紀夫先生から虐待防止に関わる四つの法が整った国家は稀であることを伺ったことがある。児童虐待防止法制定から数えると実に11年の歳月を要したことになるものの、わが国は世界に誇れる法を整備した国になったのである。

私が高齢者虐待に关心を持ったのは、平成6(1994)年の「高齢者虐待防止研究会」設立の時期であるが、それから数えると約20年経過したことになる。当時検索した文献で、「高齢者虐待の根絶は認知症がこの世からなくなる限り困難」、「虐待要因で最後まで残るのは虐待者の精神・心理的要因」などの文言が蘇ってくる。また、高齢者虐待の定義はその国の成熟度を反映していると感じるが、セルフネグレクトやいわゆる「社会的虐待」についての検討や、身体拘束禁止については、高齢者の尊厳の維持のためには、施設を限定するのではなく高齢者に関連する総ての機関で実施されることが望まれる。そのためにも学会創立10周年を記念して、四つの法の関係者が集い、今後の方策を論じ合う場になることを期待したい。さらに、将来的にはこれらを包括した法案を指向することも夢ではない。勿論、デメリットには十分考慮しなければならないものの、各関係者がそれぞれ築いてきた成果をさらに発展・進化させるには包括することの意義は大きいと感じる。今後は世界の長寿国として虐待防止への取組の成果を、世界に示すことのできるような学会へと推進していきたい。

(日本高齢者虐待防止学会 理事)

# 高齢者虐待対応ソーシャルワークモデルの構築に向けた取組

日本大学 教授 山 田 祐 子

創立10周年に寄せて、社会福祉学の分野から、高齢者虐待防止研究の成果について述べたい。高齢者虐待防止の担い手として、社会福祉士は、主に地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護と虐待防止に専門性を發揮することが期待され、日本社会福祉士会は専門性の向上を図るための研究事業をスタートした。プロジェクトの委員長に多々良紀夫先生が就任し、筆者も要請を受けプロジェクトに参加することになった。いずれも厚生労働省から、研究助成を受け、障害者虐待防止の分野にその成果が発展している。ここでは、実施した研究事業名と内容について概略を紹介する。

研究事業名は、①平成19(2007)年度「地域の高齢者虐待対応におけるソーシャルワークアプローチに関する調査研究並びに研修プログラムの構築事業」、②平成20(2008)年度「市町村における虐待対応の専門的人材育成を目的とする研修基盤整備に関する調査、研究事業」、③平成21(2009)年度「虐待対応の実践力強化のための標準化に関する研究～虐待対応帳票の検証及び虐待対応標準研修の構築～」、④平成22(2010)年度「養護者による高齢者虐待対応の標準化のためのマニュアル策定並びに施設従事者による虐待対応の実態調査及び対応システムのあり方に関する研究」、⑤平成23(2011)年度「都道府県・市町村のための養介護従事者等による高齢者虐待対応の手引きの策定に関する研究事業」、⑥平成24(2012)年度「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引きにかかる参考対応事例・虐待対応帳票の策定及び手引き普及・啓発のための研修プログラムの開発に関する研究事業」である。

①では、調査研究から「高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル」を構築し、研修プログラムを作成、研修を実施した。これは日本社会福祉士会生涯研修制度の専門分野別研修課程「虐待対応専門研修」となって展開された。②では研修基盤整備に関する調査研究とともに①をもとに研修の再構築およびテキストを作成した。これにさらに加筆修正をし『高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド』(中央法規)を出版した。③では都道府県等との共催を目指し、市町村および地域包括支援センター職員等を対象とした「高齢者虐待対応現任者標準研修」の研修プログラムを開発、併せて「研修講師養成の研修プログラム」を開発し実施して講師養成を行った上で、全国展開を行った。その際「虐待対応帳票」も完成させた。④では『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』(中央法規)を作成、⑤では『都道府県・市町村のための養介護従事者等による高齢者虐待対応の手引き』(中央法規)を作成し、厚生労働省の手引きを「補完するもの」と位置付けとなっている(厚生労働省の「事務連絡」より)。また、各々『都道府県・政令市の高齢者虐待対応担当課長及び担当職員向け養護者による高齢者虐待対応に関する研修』、『都道府県の高齢者虐待対応担当課長及び担当職員向け養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する研修』(「虐待対応帳票」も作成)の研修プログラムを開発、実施した。その成果は日本社会福祉士会のHPにアップされ、ダウンロードもできるので是非ご活用いただきたい。

(日本高齢者虐待防止学会 理事・事務局長)

## 高齢者虐待をめぐる今後の課題

帝京大学医療技術学部看護学科 教授 岸 恵美子

高齢者虐待防止法施行後、自治体における高齢者虐待対応は進み、一定の評価はできる。しかし、その後に法の見直しが行われていないこともあり、複合的・重層的な虐待、セルフ・ネグレクト事例など、多職種との連携が困難で対応が遅れている、あるいは現場の専門職が対応に苦慮している事例は少なくない。

なかでもセルフ・ネグレクトは、「一人暮らしなどの高齢者で、認知症やうつなどのために生活能力・意欲が低下し、極端に不衛生な環境で生活している、必要な栄養摂取ができない等、客観的にみると本人の人権が侵害されている状態」であり、高齢者虐待に準じて対応すべきと東京都高齢者虐待対応マニュアル等では示されているものの、高齢者虐待防止法では虐待と定義されておらず、健康や安全が損なわれている状態であっても支援の手を差し伸べることが難しい。

筆者らが、日本で初めてセルフ・ネグレクトに関する全国調査を行ったところ、セルフ・ネグレクト状態の高齢者は、「性格や人格に問題がある者」が約6割、「アルコール問題のある者」「精神疾患がある者」がそれぞれ約2割、「糖尿病に罹患している者」が約1割、「糖尿病以外の治療が必要な内科的な慢性疾患がある者」が約4割を占めることが明らかになった（岸恵美子他；セルフ・ネグレクトに対応する介入プログラムの開発と地域ケアシステムモデルの構築、2008～2010年度科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書、2011）。

また、筆者らが、「孤立死」を「自宅にて死亡し、死後発見までに一定期間経過している人」と定義して、全国の自治体の地域包括支援センターと生活保護担当課に孤立死と思われる事例の調査をしたところ、事例の約8割が生前にセルフ・ネグレクトの状態であったという結果が得られた（ニッセイ基礎研究所（2011）：セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究報告書、委員長 岸恵美子）。

上記の2つの調査結果から、セルフ・ネグレクトは孤立死の予備軍と考えられ、セルフ・ネグレクトを自由意思に基づく自己決定であるとして介入しないことは、支援が必要な高齢者を放置し、場合によっては死に至らしめることになりかねないと危惧する。

高齢者がセルフ・ネグレクト状態に陥る背景はさまざまで、認知症や精神疾患等により認知・判断力が低下した人だけでなく、認知・判断力の低下はないが世間体や気兼ね、あるいは他の人の世話にならずに最後まで自分の力で生活していきたいというプライドからセルフ・ネグレクト状態に陥る人もいる。また、加齢とともに進行する判断能力の減退、地域社会からの孤立、家族や身近な人の死や病気などのライフイベントにより、生きる意欲や生活する意欲が低下して陥ることもある。セルフ・ネグレクトの問題は人権に関わり、特に専門職はどうかかわるかに悩み、ジレンマを抱えている。高齢者の自己決定を支援し尊重していくことを基本に、健康に著しく悪影響を及ぼす可能性のある高齢者に専門職が迷わず支援できるよう、早急に法的基盤が整えられることを切望する。

（日本高齢者虐待防止学会 監事）

## 創立10周年に寄せて

### ・・・何があれば、介護心中・殺人が防げたのか

服部メディカル研究所 服 部 万里子

先人たちの研究と取り組みの啓発努力で「高齢者虐待防止法」ができて7年余、「障害者差別解消法」が平成25(2013)年6月20日の国会で議決され、人権尊重の社会にする取り組みが広がっているのはうれしい限りである。

しかし、見直しが予定されながら、「高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合」は通知義務があるが、それ以外は通知努力になっている。これは高齢者の虐待防止を進める上では取り組むべき課題である。

勿論、法制化すれば、取り組みが広がると一概には言えない。平成18(2006)年度の1万8,390件が平成23(2011)年度には2万5,636件と虐待通報が増えている。しかし、居宅では通報の65%が養護者による虐待と確認され対応されているが、養護施設等では通報の21%しか虐待と確認されていない。内部通報ができにくい環境があるのでないかと気になる。

居宅の介護支援を行うケアマネジャーの調査では、「虐待と思うが、家族の介護負担を考えると、通報しにくい」という声がある。通報しなければ課題として共有化されず、解決の道が開けないとと思うが、「通報して、家族分離することで、命が救われれば、それで良いのか」と言う声もある。児童虐待防止法では、家族分離した後の親や子供に関わりが継続されるが、高齢者虐待防止法では家族分離した後の継続的関わりがないに等しい。生命の危険を免れることで、『幸せ』になれたのかが課題だと思う。

私は、介護保険制度の開始と同時に、ケアマネジメント単独事業をするNPO法人を立ち上げ14年間居宅のケアマネジメントをしてきた。その目的の一つは「追い詰められ、孤立した介護者による心中や殺人をなくしたい」と言う想いである。介護放棄も高齢者虐待であるが、長年介護してきた家族が、様々な出来事をきっかけに、追い詰められていく過程・原因を具体的に解明し、「何があれば、介護心中・殺人が防げたのか」を、明らかにし、早期の関わりを通じて、虐待に追い込まれる現実に向き合い、その苦痛を減らしたいと考えている。

特に最近は、介護殺人に執行猶予が付かない実刑判決がでており、それを上告しないために刑に服している介護者がいる。その人達の「誰にも解るわけがない」と言う怒りと悲しみに寄り添いたいと思う。

日本高齢者虐待防止学会に加入し、様々な視点から虐待予防を考える機会を得られて、良かったと思う。人数は多くはないが、真剣に虐待防止に取り組む実践や、理論化の過程に参加できるのは、得難い学びである。障害者ケアマネジメントや多様なケアマネジメントで虐待予防を具体化して行きたい。

学会の立ち上げから理論構築の課程、アメリカの実践からの学びなど、学会の発展を築いて来られた多々良紀夫先生に心から感謝を申し上げたい。今後、ケアマネジメントを学び、実践する多くの人に学会への参加を呼び掛け、先生の遺志を伝え、学会の発展の一翼を担いたいと考えている。

(日本高齢者虐待防止学会 監事)

## 高齢者の命と尊厳を守る高齢者虐待防止活動の推進

東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科 教授 佐々木 明子

虐待防止に関する制度のここ10年の動向はめざましい。平成18(2006)年4月からは「高齢者虐待防止法」、平成24(2012)年10月からは、障害者虐待防止法が施行された。

筆者が高齢者虐待防止にかかる活動に着手したのは、平成7(1995)年に首都圏近郊、東北地方や九州地方の地域の看護職者を対象とした、在宅の高齢者虐待に関する調査を日本高齢者虐待防止学会の第二代理事長の高崎絹子先生が中心となり、共同で行った時からである。当初は、我が国では在宅高齢者の状況を明らかにした研究はほとんどみられず、まず在宅高齢者虐待の実態を明らかにすることから始まった。これらの結果をもとに、自治体や、在宅ケア機関などの保健医療福祉職への研修や住民への啓発活動を展開してきた。その後我が国においても、高齢者虐待に関する研究は多く行われ、研究は、高齢者虐待の実態調査から要因分析、対応方法の解明へと発展している。日本高齢者虐待防止学会も創立10周年を迎え、高齢者虐待防止に関する研究や教育、実践活動が質、量ともに充実してきている。

これらの高齢者虐待防止活動を行う中で、高崎絹子先生、故多々良紀夫先生、スウェーデンのBritt-Inger Saveman先生、韓国のDonghee Han先生など、第一線の先生方と活動を共にする機会があり、多くのことを教わった。高崎絹子先生からは、「高齢者虐待の実態を明らかにすることから、国・自治体の関係者・住民などに働きかけ施策化に発展させる方法」について、故多々良紀夫先生からは、「高齢者虐待防止の地域における活動は、高齢者の"命"にかかる活動であり、"救急医療"と同様に緊急を要する重要な活動である」こと、Britt-Inger Saveman先生からは、「高齢者虐待防止に関しては、"勇気"をもって、実態を明らかにし、対応しなければならない」こと、Donghee Han先生からは、「高齢者虐待防止活動を市民やボランティアとともに組織的な活動として発展する」ことなどである。

これらを座右の銘にして、これからも地域における高齢者虐待防止に関する理論と教育と実践を統合した活動の発展に貢献していきたいと考えている。（日本高齢者虐待防止学会 評議員）



(第4回WEAAD in Busan, 平成21(2009)年6月  
多々良先生、塚田先生と参加、韓国Han先生・関係者一同と共に)

## 創立10周年に思う －本学会の「強み」を前面に－

淑徳大学国際コミュニケーション学部 教授 山 口 光 治

日本高齢者虐待防止学会の創立10周年にあたり、わが国の高齢者虐待に関する研究を振り返りつつ、今後の学会の取り組みについて期待を述べてみたい。

わが国において高齢者への虐待問題に関心がもたらされたのは、1980年代に社会問題としての認識のもと国家的レベルで対策が講じられてきた米国の動向が大きく影響している。そして、その動向を紹介しながらわが国への問題提起を行う趣旨で、熊谷文枝氏が昭和55(1980)年に家庭内暴力の一形態として「親虐待」を取り上げている。また、この頃から「老親虐待」あるいは「老人虐待」の状況について翻訳書等が出版されている。その後、わが国における高齢者虐待の実態に関して、金子善彦氏をはじめ、医療関係者による虐待例や介入例が報告され、1990年代中頃より、高齢者虐待研究会や東京医科歯科大学医学部保健衛生学科老人看護学講座老人虐待研究プロジェクト、大阪高齢者虐待研究会など保健、医療、福祉関係者等のチームによる実態把握を中心とした研究が取り組まれ始めた。

また、高齢者虐待研究の広がりと共に、この問題へのマスコミ報道も行われ、平成6(1994)年のAERAでは「年老いた親を殴るな」というタイトルで、同年の週刊読売では「『シルバー・ハラメント』を知っていますか」というタイトルで記事が掲載され、当時はセンセーショナルに取りあげられた。

一方、わが国の政府が高齢者虐待の問題を公式の文書として取りあげたのは、平成6(1994)年12月に出された厚生省の高齢者介護・自立支援システム研究会報告『新介護システムの構築を目指して』や社会保障制度審議会の勧告(1995.7.4)、老人保健福祉審議会の中間報告(1995.7.26)であった。その後、平成15(2003)年度に医療経済研究機構がわが国で初めて全国を対象に、「家庭内における高齢者虐待に関する調査」が行われた。この調査によって家庭内虐待の実態の一部が明らかにされ、また一方で、日本高齢者虐待防止学会による研究活動や虐待防止への法制化の働きかけが開始され、高齢者虐待防止のための法整備が喫緊の課題として認識され、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されるに至っている。

本学会は、わが国の高齢者虐待防止研究の萌芽期といえる時期に、それに関与した研究者や専門職者らを中心に創立された。年々、学会活動は充実し、研究、実践、社会的アピールと幅広く進められてきている。高齢者への虐待防止に関わる人々は、保健・医療・福祉分野はもとより、司法分野、あるいは福祉行政のみならず警察、消防なども含めた行政分野など、幅広い機関や団体、専門職者や研究者などに及ぶ。そして、本学会員も幅広い領域の方々によって構成されているという「強み」を持っている。また、本学会は、高齢者が安心し、自信を持って、自由に、自分らしく、住み慣れた地域や施設において暮らし続けることを支援していくという共通の目的を持っている。創立10周年の節目にあたり、異なる分野で実践、研究する本学会員が共通の目的のもとに集い、学術交流をしていくという本学会の意義を再確認し、虐待のない社会の実現を目指していくかねばならない。そこでは単に研究のための研究ではなく、社会に役立ち、高齢者とその養護者、支援者のために役立つ研究をめざしていく必要がある。そのことを自らに問いかつつ、学会員の皆様とともに、次の10年の歩みを進めていきたい。

(日本高齢者虐待防止学会 評議員)

## 創立10周年に寄せて ～高齢者虐待と向き合った10年～

三重県立看護大学 教授 大越扶貴

日本高齢者虐待防止学会が創立10周年を迎えるに感概無量である。振り返れば、平成7(1995)年東京都豊島区の保健師時代に、「嚥下障害があるのに、介護者がハンバーグを食べさせる」といった類の介護上の問題や家族関係への違和感から高齢者虐待問題と対峙したことが、本学会との出会いの契機となっている。

現在は、介護保険が成立し、様々な関係職種の方々が関わる中で高齢者虐待問題も市民権を得ている。しかし当時は、高齢者虐待の事象を前に、今何が起きているのか?と保健師仲間で問うことの連続であったと思う。誰に何を相談したらいいか、暗中模索の中、研修講師としてお招きしたのが高崎絹子先生であった。一方、この頃、経済的搾取や認知症の判断能力の低下に伴う消費者被害などの問題に気づき始め、行政職員では太刀打ちできず、法曹職との連携を模索し、高村浩先生と出会っている。私自身が、本学会に参画し、高齢者虐待を研究テーマにすることになったのは、このお二人との出会いが始まりである。

その後、看護大学の教員となり、看護系の先生方、福祉系の先生方、法曹職の先生方等といった学際的メンバーによる学会の立ち上げの準備を担い、平成16(2004)年学会の設立と第一回の大会を開催するに至った。以後、高齢者虐待問題の周知や法制化に向けての活動などに取り組んできた。この数年は、地方の大学に着任し、従来のような学会活動が困難になったことは心苦しいが、いくつかの自治体で高齢者虐待対応専門相談員として現場に密着しながら、研究・実践活動に反映させている。このことは、日本高齢者虐待防止学会設立の趣旨の一つである、実践的活動の研究・教育の発展を図ることに微力ながら携われているのではないかと感じている。そして、この専門相談員を通して実感していることは、高齢者虐待対応が、未だ介護支援専門員や地域包括支援センター職員等関係専門職の力量や裁量によるところが大きいことや、彼らのバーンアウトの一因となっていることである。私としては、専門職へのサポート、スキルアップへの貢献も本学会の責務と認識し、今後も学会活動に参画しながら、その発展に寄与していきたいと考えている。 (日本高齢者虐待防止学会 評議員)

## 創立10周年に寄せて

埼玉県立大学看護学科 准教授 吉岡 幸子

高齢者虐待防止学会創立10周年おめでとうございます。またこの記念誌に寄稿させていただく貴重な機会を賜り、感謝申し上げます。

さて、学会立ち上げ当初から関わらせていただいた私にとっては、充実した重みのある長い10年でしたので、とても感慨深いものがあります。

保健師経験や電話相談（サポートライン）で多くの相談対応をしていた私は、高齢者虐待の深刻な状況や支援者の限界を感じていました。その過程の中で法律の裏づけがないと介入に限界があることも実感していました。

その頃「学会を立ち上げる」動きがあり、その舞台裏（理事会事務局）を担当させていただくことになり、先を読む力や全体を見る力に乏しい私には、価値のある経験でした。

鮮明に記憶にあるのは、諸先生方の「高齢者虐待防止法案」のための熱い想いや、理事会では法案要望書の文言一つひとつに議論を交わしていたことなどです。予定通りの時刻に理事会は終わったことはなかったと思います。

私は法案の要望書を逸早く知る機会はありましたか、運用はどうなるのか等、未知の経験でしたので、実感がわからぬこともあります。しかし法案が成立した時は、数人の理事の先生方と祝杯をあげ、ほっとしたことを覚えております。

学会は創立後10年が経過しましたが、私的なことでも変化がありました。

独居の母が介護付き有料老人ホームに入居することになりました。ご近所にご迷惑をおかけすることも多くなつたことをきっかけにホーム入居を考え始めました。仲の良かった兄とも微妙なズレを感じつつ、何より支払いなど経済的問題に対応し、別居の主介護者である私は仕事にも少なからず影響が出始めてしまいました。

転居の準備の最中に「長生きしてごめんね」という母の言葉に二人で涙しました。介護に専念できない私の立場も理解し、ホーム入居に同意した母ですが、ホームで母親の尊厳が保たれない生活は子どもである私には堪えられないと感じています。このような思いは、日本中の家族は皆同じだと思います。

施設であれ在宅であれ、他者から虐待を受けることはあってはならないと今更ながら思います。

最後になりましたが、他者から人としての権利を侵害されて高齢期を過ごすことがなくなることを願いつつ、本学会の益々の発展を記念して、終わりにしたいと思います。

（日本高齢者虐待防止学会 評議員）

## 創立10周年記念誌に寄せて

医療法人社団実幸会 いらはら診療所 和田忠志

私は、在宅医療という仕事を行っている。在宅医療が語られるとき、しばしば、家族に見守られて最期まで療養する素晴らしさが描かれる。「在宅療養は、本人にも満足感があり、家族にも達成感がある」という魅力的なストーリーである。しかし、家族は、高齢者や障害者の最大の擁護者でもあるが、最大の虐待者でもあるという現実もある。また、在宅医療は、通常は（外来医療や入院医療では）表に出ない「家庭のなかの諸事情」に関わる医療でもある。そして、在宅医療は通院困難な方のための医療である。要介護者や認知症者に対して虐待が起こり易いが、在宅医療はこのような「障害のある方々」を診療する医療でもある。そのため、在宅医療は多くの虐待事例に出会うという特性を有している。

「地域において最も支援を必要とする人」は自ら声を上げないことが多い。認知症の方のみの世帯、障害者のみの世帯、虐待事例世帯などは、しばしば密室の中で支援を求めることが「苦しんで」いる。密室化していない場合でも、認知や対人関係の問題で情報アクセスに弱い特徴を有する。このような事例に遭遇するには、地域に根を張り、地域事業者や、民生児童委員や市民が、私たちに「引き合わせてくれる」ことが必要である。したがって、アンケート調査などでは虐待の実態には肉迫できないというのが私の考え方である。地域に潜む「声なき声」との接触を意識的に行う時に遭遇できるからである。

松戸市役所はこのような困難事例に果敢に対決する経験蓄積を持っていたが、それを基盤に、私は平成16(2004)年に「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」を立ち上げた。このときに、学識経験者として、故多々良紀夫先生と高崎絹子先生にネットワーク委員となって頂いた。松戸市では、当初より「通報受理時緊急性序列化」「年齢制限を撤廃した24時間対応型通報受理」などを行ってきたが、折に触れて、多々良先生と高崎先生に大所高所からの貴重なご助言を頂いた。同時に、松戸市ネットワークとしても、私個人としても、学会に参加させて頂いた。そして、第5回の千葉大会では、故多々良大会長に基調講演者を命じられ、僭越ながら、松戸での実践をお話しさせて頂いた。

さて、本学会は多くの実績があるが、とりわけ「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」制定に大きな役割を果たした点が最も重要であろう。歴代理事長や理事の方々のご苦労はいかばかりかと察する。現在、全国の市町村に高齢者虐待防止ネットワークが形成され、多職種で虐待防止に取り組んでいることは大きな前進であると思う。

しかし、行く道はなお前途多難である。世界最速で高齢化が進む本邦において、今後高齢者のあらゆる問題が先鋭化するが、虐待の問題も深刻化するであろう。地域包括支援センターを中心に通報受理が行われるが、実は、目下、地域包括支援センターは24時間対応を義務付けられておらず、夜間や休日に通報を受理する市町村は実に少数なのが現状である。また、通報事例は氷山の一角で、特に経済的虐待の圧倒的多数が水面下にあると想像される。わが国では、家族による金銭授受が基本的に刑事告発されない風土も、それを助長しているかもしれない。

また、米国やオーストラリアで話を聞くと、虐待の概念（abuse/mistreatment）を標準化し、虐待に関するより正確なデータを取得し、実態把握をしようと試みが途についているように思われる。わが国では、そのような活動は一部の有識者の討論に限られていると思われるが、今後の課題であろう。

このように行うべき仕事は山積みであり、本学会の役割は増すばかりと思われる。今後の発展を期待している。

（日本高齢者虐待防止学会 評議員）

# 高齢者虐待防止学会10周年に寄せて

淑徳大学看護栄養学部 教授 久 代 和加子

思えばこの学会との関わりは、高崎絹子先生の企画で実施されたデンマークの高齢者ケア研修から始まりました。このデンマーク研修会では、地域高齢者のアクティビティ活動、および認知症高齢者ケアの実際、高齢者の虐待問題などについて、ブンゴード・孝子氏の通訳により各専門家から現状を伺う中で多くの学びを得ました。また、認知症高齢者の生活の場を訪問し、認知症高齢者の豊かで穏やかな日常生活に触れることができました。写真は、グループホーム、高齢者住宅、アクティビティセンターでの研修の一部です。



高齢者ケア研修のご縁で、高崎先生の現象学研究会にも参加させていただくようになり、いつの間にか高齢者虐待防止学会活動の仲間入りをさせていただきました。しかし、この頃の私にとっては、まだ「虐待」ということばのインパクトがあまりにも強く、口にすることも憚られ少し引いていたよう思います。今から思えばなんと不勉強で情けないことかと恥ずかしい限りです。法律ができたとき、学会の開催時に配布する資料の印刷を頼まれた折、不勉強な私は、「養護者」と書いてあるのを、「介護者」または「要介護者」の間違いではないかと勝手に修正してしまいました。しかしそくに私自身が間違っていることに気が付いて、あわてて再修正したことが苦い思い出として残っています。

月日の経つのは早いもので、学会活動のお手伝いをさせていただいているうちに、短期間ですがニュースレター発行の企画に参加させていただくことになりました。他の委員会同様、予算も少なく先輩諸氏から伺っていた手法をそのまま踏襲して企画し、依頼、原稿集め、誌面の割り振りなど時間との厳しい闘いの中で、学会事務局や学会員の皆様にたくさんのご協力をいただきながら何とか発行にこぎつけておりました。原稿集めは最大の試練であり、毎年開催される学会は誌面作りの情報を得るよいチャンスとして活用しました。

ニュースレターの発行は学会における広報活動の1つですが、それ以外に未熟者ながら、サポートライン（電話相談）、自治体の研修会センターなどさせていただきました。今後も高齢者虐待防止に関する活動を続けていきたいと考えております。

最後になりましたが、かつての私のように「虐待」ということばに及び腰になっている人々がいれば、実際には身近な問題であることを啓発し、看護教育の現場においては、専門職として高齢者に安心して過ごせるような支援ができるよう、みずから考えられる人材づくりを目指して学生の教育に関わっていきたいと思っております。

（日本高齢者虐待防止学会 評議員）

## 学会発足当時の想い出

目白大学看護学部 教授 堤 千鶴子

日本高齢者虐待防止学会との出会いは平成16(2004)年7月3日(土)の第1回東京大会です。

風雨の強い日でしたので、忘れられません。田中莊司先生が大会長を務めていらっしゃいました。会場の日本文理学部百周年記念館にたどり着いた時には、びしょ濡れになっていましたが、既に会場は満席でした。しばらく、会場外のスクリーンに映し出される討論を聞いた後で、満席の中、かろうじて会場に滑り込みました。会場に集った誰もが待ち望んだ学会のように、テーマである「高齢者の人権擁護に向かって」について、本当に熱心な議論が繰り広げられていました。特に介護・福祉職の方の熱意は、大変なものでしたと記憶しています。一員であった私は、具体に徹した議論についていけないその無知さが恥ずかしくなる思いと、それに反する未知への世界で繰り広げられる熱心な議論に胸躍る想いでした。図々しくも関心だけで学会に参加した初心者の私を、あたたかく迎えて頂き、翌年、第2回の学術大会の、大会準備に関わりました。第2回大会は、平成17(2005)年7月2日に東京医科歯科大学(5号館4階講堂・他)で開催され、その大会長は高崎絹子先生でした。テーマは「高齢者のアドボカシーと虐待防止のネットワーク」でした。歴史ある学会とは比較できないこじんまりした手作りのような学会ではありました、この年も多くの方が集まって下さり、熱い議論を交わしました。大会参加者が多いことから、学会への関心の高さは実感できましたが、学会正会員が少ないことが当初の悩みだったように思います。学会の準備は事務局が中心となり、学会当日も、少人数ながら経験豊かな諸先生方が適材適所で一人何役も兼ねながら、てきぱきと進めておりました。高崎先生の細やかなご配慮とご指導のもと、無理無駄の無いこのような学会運営の方法も、経験の浅い私にとっては大変な驚きとなりその後の私自身の活力となっていました。

平成17(2005)年10月26日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が衆議院厚生労働委員会において全会一致で可決・承認されたとの吉報もあり、学会の大きな役割についても認識することになりました。当時の事務局会議に集まると、会員を増やすためにはどうするか。学会誌への投稿を増やすには、質を上げるにはどうするかが毎回の課題になりました。研究活動推進委員のメンバーとしてとにかく何らかの活動を・・・と皆で知恵を絞りました。当時、委員会委員長でいらっしゃった多々良紀夫先生のご指導のもと、メンバーは学会で論文投稿の相談コーナーを設けたりしながら地道な活動を続けました。その頃、INPEA (International Network for the Prevention of Elder Abuse) の存在を塚田先生からご紹介頂き、併せて多々良先生のロザリー・S・ウルフ記念賞受賞の吉報もありました。今は亡き多々良先生から、その当時教えて頂いたことは、「言葉だけではなく行動をもって結果を出す」ことだったように思います。虐待はグローバルな社会問題であることを改めてご教示頂いたのも多々良先生でした。アメリカでのご経験を大変熱くお話し頂いたことは忘れられません。感謝の気持ちで一杯です。

多々良紀夫先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

学会が、これから高齢社会に向けて重要な役割を果たしていくために、益々のご発展を心から祈念してやみません。

(日本高齢者虐待防止学会 前評議員)

## 5 国内外関係学会、機関との共同研究、発表、連携のあり方

高齢者虐待と児童虐待等、複合的虐待事例が見られることを考慮し、合同発表のあり方、また各国から著名な虐待研究者が出席し発表するアメリカ老年学会とアメリカのAPS大会で私が発表した経験から、虐待事象も国際的共通課題との認識を深め、時にはジョイント開催の可能性についても検討を期待したい。



第1回日本高齢者虐待防止学会  
東京大会（日本大学・平成16年7月）の厚生労働省山崎史郎氏の来賓挨拶

第1回東京大会のシンポジウムのようす

第1回東京大会のシンポジウムの特別  
発言者、厚生労働省企画官渡辺美子氏、法務省人権擁護局小山紀昭氏

## 第2回御茶ノ水（東京）大会

大会テーマ

### 高齢者のアドボカシーと虐待防止のネットワーク

大会長 高崎絹子（東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科教授）

第2回大会は平成17(2005)年7月2日、メインテーマ「高齢者のアドボカシーと虐待防止のネットワーク」を掲げて、東京医科歯科大学で開催されました。アドボカシー（代弁、権利擁護）という用語はあまり一般的ではありませんが、虐待との関連が深い用語として、大会中にもこの言葉がしばしば語られました。この大会の4ヶ月後の11月に「高齢者虐待防止法」が成立することになりますが、大会が開催された7月にはまだ先が見えない状況でしたので、法律の制定に向け、理事や会員をはじめ一般の参加者も心を一つにして大会を盛り上げました。

第1回大会も東京（日本大学）で開かれましたので、第2回は御茶ノ水大会（東京）とし、また、JR御茶ノ水駅からわずか3分という大学キャンパスの会場の利便性をアピールし、多くの参加者に高齢者虐待と虐待防止法の成立の必要性を理解していただくことを目指しました。その結果、当日は定員約300人のメイン会場には入りきらず、予め別室に設置したテレビ画像設備の前でも、参加者が会場の様子に見入っており、関心の高さがうかがわれました。

大会長講演では、これまで私が研究仲間の方々と埼玉、山形、福岡の3県で実施した在宅の高齢者虐待調査、「介護殺人」に関する報道記事の調査、さらに「全国老人保健施設における虐待・不適切処遇に関する調査」の結果を発表し、対策として高齢者虐待防止法の成立の必要性を強調しました。

次いで、厚生労働省老健局総務課の山崎史郎課長の「介護保険の新たな展開と高齢者ケア」の講演でした。山崎課長は日本の介護保険導入における立役者で、「ミスター介護保険」のニックネームをもつ方であり、翌年の平成18(2006)年4月には改正介護保険法の施行が予定されているため、ご多忙の最中でしたが、ご講演を承諾して下さいました。高齢者虐待防止法に対する理解者でもありましたので、大変タイムリーで説得力のあるご講演をしていただきました。

シンポジウムは「高齢者虐待の防止と支援ネットワークづくり」で、先駆的に高齢者や児童への虐待防止事業を行っている埼玉県行田市の野村政子氏、千葉県松戸市の大光房枝氏らに、推進員会等の実績を報告していただきました。特別発言者の厚生労働省の企画官で後に新設された認知症ケア・推進室の初代室長になられた渡辺由美子氏が、国の行政の立場から、平成15(2003)年度に実施された高齢者虐待に関する全国調査を基に実態や課題を報告され、国の行政の立場から法制度の整備の必要性を強調されました。一般演題は、約30題で必ずしも多いとは言えませんが、高齢者虐待に対する先駆的な活動の報告や調査研究の発表が行われました。

また、交流集会では地域で開業されている医師の方から経験した成年後見人に関する事例について報告されるなど、さまざまな立場の方の参加のもとに活発な意見交換が行われました。その他、本学会員の弁護士、その他による高齢者虐待相談コーナーを設けましたところ、数件の相談がありました。

まだ本学会の立ち上げから3年目でしたが、マスコミからの取材や参加もあり、一般の関心が高まっていることが感じられました。

最後に、準備からその後の学会事務局運営等にボランティアで骨身を惜しまず協力・参加して下さった東京医科歯科大学の教室員や院生の皆様、研究会のメンバーの方々に、この場を借りて心から感謝いたします。



第2回御茶ノ水（東京）大会は、地下鉄御茶ノ水駅と会場の東京医科歯科大学のキャンパスが接しており、JR駅からも3分の至便の地で開催された

第2回御茶ノ水（東京）大会（平成17年7月2日）のシンポジウム会場のようす

## 第3回大阪大会

大会テーマ

### セルフネグレクトを予防しよう ～一人暮らし・高齢夫婦世帯にやさしい街づくり～

大会長 津村智恵子（大阪市立大学看護学科教授 委員長）

発足当初、日本高齢者虐待防止学会は当日参加者を除くと、会員数100人程度の規模で東京を拠点に開催していました。世界初の超高齢化社会に突入するわが国では、高齢者虐待は増え続けています。

高齢者虐待防止に向け一緒に活動に取り組む専門職・学会員を全国各地に早急に増やしたいとの思いは平成6(1994)年以降12年間、大阪で高齢者虐待防止研修・勉強会を続けてきた私どもの願いでもありました。地方開催の先鞭として大阪府下の勉強会同志の協力を得て名乗りを上げました。第3回高齢者虐待防止学会大阪大会は平成18(2006)年7月1日に開催され、学会関係者387人に一般・その他160人を加えた計547人が参加しています。

会場は駅徒歩5分、大阪市立大学医学部学舎を無料で借り開催することができました。内容については、取り上げるには時期が早すぎるのでは?と言われながらメインテーマに「セルフネグレクト(自己放任)を防ごう/一人暮らし・高齢夫婦世帯にやさしい街づくり」を掲げ、プログラムを構成しました。また、故多々良紀夫先生の、この学会を国際的に通用する学会にしたいとの熱意に沿い「高齢者虐待に関連する国際交流会」も盛り込みました。学会前夜は前年11月に成立したばかりの、わが国初の高齢者虐待防止法の有効活用に向けたフォーラムの開催などにより、会場は溢れんばかりの盛況でした。

一方、この大阪大会開催の運営は、大阪市立大学・府立大学の両看護教員と現場専門職、学会本部関係者による手づくりの人海戦術でなされました。これにより大会の余剰金を学会本部に寄付することが出来たのです。当時、念願としていた本学会ニュースレターの発刊は、高崎絹子理事長の下で審議を重ね、この余剰金を原資の一部に充て、第1号(通巻1)が刷られ、全会員に届けられ現在まで続けて発刊に至っています。

セルフネグレクトを大阪大会のテーマとして取り上げた背景には、わが国最大のスラム「あいりん地区」を抱えた大阪の、国の経済の低迷化と不況の波を被った貧しい独居高齢者や高齢夫婦世帯等の増大化があります。社会との関わりを望まず、家族・近隣との付き合いを絶ち、誰とも繋がらない孤立した中・高年齢者の孤立死の増加に後押しをされたこと、およびこの様な社会病理現象が全国に広がることが予測されたからです。

大阪大会4年後、平成22(2010)年のテレビや新聞報道等では、全国各地の行政機関が行った百歳以上高齢者調査では行方不明高齢者が続出、次々に発見される家庭内での高齢者の白骨死体、これに繋がる年金不正受給家族の様子などから、都市・農村を問わず全国的にセルフネグレクトは水面下で増えており、拡大しつつ確実に問題も浮上してきています。

セルフネグレクトを高齢者本人の意図、無意図は関係なく、結果として放置しておくことは、孤立死に至る可能性が高いことから、法的対処による積極的対応施策が必要です。現行のわが国の高齢者虐待防止法ではセルフネグレクトは、養護者など第3者による加害でないことから除外されています。しかし、セルフネグレクトは一般的には虐待の一種であり、人権擁護の立場から専門職としては見放すことの出来ない、解決・改善までに最も手数と時間のかかる虐待でもあります。今後も本学会で、毎年、高齢者虐待防止法改正の重要課題としてセルフネグレクトを取り上げ、虐待として法的根拠と予算的裏付けを持たせ、虐待防止に向けた継続的な施策・事業に取り組めるよう引き続き頑張っていただきたい。

## 第4回横浜大会

大会テーマ

# 高齢者虐待の発見：発見後の対応はどうしたらいいのか

大会長 萩原清子（関東学院大学文学部・大学院文学研究科教授）

### 第4回横浜大会参加者の特徴

平成19(2007)年7月7日、第4回日本高齢者虐待防止学会横浜大会が関東学院大学金沢八景キャンパスで開催されました。大会長を任せられた私は、大会のメインテーマを「高齢者虐待の防止～人として生きるために～」と設定し、高齢者虐待の問題がどのように世間に周知されているか不安の中、準備を始めました。結果は、皆様のご協力のお陰で、参加者合計800人、うち会員182人という多くの方々にご参加いただきました。参加者の特徴を見ると、地域包括支援センター、介護保険施設からの参加者が全体の4割、職種ではソーシャル・ワーカー33%、介護支援専門員15%、介護士9.1%、看護師7.5%、教育・研究職6.1%と、教育・研究職に比べ現場実践者の参加が目立ち、虐待の現場で対応を模索している職員の姿が浮き彫りになりました。

### 高齢者虐待の迷宮から抜け出るためにはどうするか？

周知のように、高齢者虐待の実態は、厚労省によって高齢者虐待防止法施行後、毎年高齢者虐待の対応状況として公表されています。直近のものとしては平成23(2011)年度の調査結果が平成24(2012)年12月に明らかにされています。それによると、養介護施設従事者等による高齢者虐待判断件数が年々増加し、平成22(2010)年度と比較すると57.3%増加し、逆に養護者によるそれは0.4%減少しています。実数で見ると、養介護施設従事者によるものは151件、養護者によるものは25,636件でした。また、市町村等への相談・通報件数は養介護施設従事者等によるものが687件（前年度比181件増）、養護者によるもの25,636件（321件増）を数えています。

上記にみる施設従事者等による虐待件数の増加や市町村等への相談・通報件数の増加は、高齢者虐待をタブー視する意識が薄ってきたと同時に、情報開示の意識も上がって来たと解釈されています。しかし、別の見方をするなら、高齢者虐待は、家族・親族による虐待から最後の避難所である養介護施設でも虐待が起こっていることを示しています。従来、児童虐待の原因のひとつに世代間暴力の循環説が通説となっていますが、高齢者虐待の場合には、家族による虐待からの避難所としての施設でも虐待が起こっているという事実があります。これは「虐待の迷宮」に入り込んだ状態といえるでしょう。今日、この迷宮から抜け出す研究が学会の大きな役割のひとつと考えます。

### 学会の役割は何か

第4回の横浜大会から学んだ事は、高齢者虐待防止学会は研究者・学者・教育者のための学会ではなく、現場実践者・従事者の指針となるような研究活動をすることではないでしょうか。そのためには、家族介護者の人権のみならず、養介護施設従事者、在宅介護従事者等の人権の尊重を理念に据え

た仕組みや考え方を組み込んだ虐待予防と防止の方向性を新たに打ち出すこと、このことが虐待の迷宮から抜け出す方途に繋がると考えます。同時に、社会や個人が抱える問題を取り除き、高齢者も家族も安心して暮らせるよう、従来のあいまいな虐待概念や虐待判定基準を創り直すと共に、時代や家族の変化に対応した社会の仕組みを提案することが学会に課せられた今後の役割と考えています。



第4回横浜大会は、横浜市の金沢八景にある関東学院大学のキャンパスで開催された



大会長講演中の萩原氏



第4回横浜大会における大会長講演の会場のようす

## 第5回千葉大会

大会テーマ

### 高齢者虐待の防止－法制化の成果と今後の課題

大 会 長 故・多々良紀夫（淑徳大学総合福祉学部・大学院総合福祉研究科教授）  
副大 会 長 塚田 典子（日本大学大学院グローバル・ビジネス研究科教授）

日本高齢者虐待防止学会（JAPEA）は、第5回千葉大会を平成20（2008）年7月5日（土）に千葉市美浜区の財海外職業訓練協会（OVTA）会議場で開催した。大会のテーマは、「高齢者虐待の防止－法制化の成果と今後の課題」であった。平成18（2006）年4月1日から施行された高齢者虐待防止法の見直しが、平成21（2009）年度に予定されている事を踏まえて、このテーマがタイムリーなものであると考えた。千葉大会を後援した機関や団体は、厚生労働省及び法務省を含む合計12組織を数えた。大会の参加者は、ゲストを含めて505名であった。

大会プログラム（9：30～17：00）は、大会長の「社会福祉士と高齢者虐待防止活動：全国調査から分かったこと」の講演で始まった。この講演の内容は、本学会の研究活動推進委員会と日本社会福祉士会（JACSW）が、平成20（2008）年の春から夏にかけて行なった地域包括支援センターの全国調査の結果が基になっていた。基調講演は、「現実と対決する高齢者虐待防止ネットワークとは？」のテーマで、東京医科歯科大学医学部臨床教授・医療法人財団千葉健愛会理事長の和田忠志氏が行なった。千葉県松戸市の高齢者虐待防止ネットワークの委員長を務める医師の和田氏の講演の目的は、このネットワークの活動の成果及び問題点を提示して、討論の端緒とする事であった。ネットワークが機能するかどうかは、「構成メンバーが体を張って現実と対峙するか否か」にかかっていると和田氏は断言した。

続いて大会は、シンポジウム「養介護施設従事者及び養介護事業従事者による高齢者虐待」（問題提起・司会進行：柴尾慶次氏）、JAPEA法制度推進委員会企画「法制化の成果と今後の課題」（問題提起・司会進行：池田直樹氏）、そして地方行政フォーラム「地方自治体は高齢者虐待にどのように対応しているのか」（問題提起・司会進行：角田幸代氏）で盛り上がった。加えて、「高齢者虐待の対応—日本から発信できるもの、外国から学ぶべき事」のテーマで行なわれた国際交流集会・討論会（司会進行：遠藤英俊氏・志藤洋子氏）も好評であった。さらに、本年度の自由演題発表には合計29人の研究者及び実践者が関わった。高齢者虐待に関する様々な研究・調査活動が、最近、各地で活発化しているので、自由演題の発表希望者は、これからの大大会では益々増えるであろう。最後に、合計99人の大会参加者が「大会プログラム評価シート」を記入した。回収された評価シートは、本学会の活動（年次大会を含む）に有益な提言を含んでいるので、慎重に対応していきたい。



★千葉県の県花が菜の花であることから、スタッフは大会当日黄色のシャツを大会長命で着ることになった。この写真は、大会当日の最後のレセプション後、裏方一同でお疲れさん！の瞬間。（前列中央が故・多々良千葉大会長）

注）本原稿は、多々良大会長がご存命中に、学会提出用として平成20（2008）年10月30日に第5回千葉大会の大会長報告を執筆されたものを、ほぼそのまま掲載させていただいた。

## 第6回名古屋大会

大会テーマ

# 高齢者虐待防止と認知症の地域づくり

大会長 遠藤英俊（国立長寿医療研究センター内科総合診療部長）

第6回名古屋大会は総勢377人の参加を得て、開催された。大会のメインテーマは「認知症と地域づくり」であり、高齢者虐待の防止や対応に行政や専門職のみならず、地域住民を巻き込んだ対策が必要であるという観点で会長講演やシンポジウムを開催した。認知症の人は被虐待者になることが多く、市民や介護者に対する認知症の啓蒙、介護負担の軽減や家族の経済対策、認知症への見守り支援や近隣の支えあいの重要性について取り上げた。また、厚労省からは認知症・虐待防止対策推進室長に特別講演を依頼した。内容は法律施行後の高齢者虐待の疫学や新しい施策についてであった。さらに具体的には、認知症対策の現状と課題についても取り上げられた。

シンポジウムは高齢者虐待防止と地域連携をテーマに行い、柴山眞人、岸美恵子先生が座長で、シンポジストとしては日本介護支援専門員協会から鷲見よしみ氏、名古屋市高齢者虐待センターから多田清美氏が参加し、介護支援専門員協会研修センターから福田弘子氏が参加した。また、国際交流委員会や交流集会も開催され、高齢者虐待防止法の課題をテーマに活発な議論がなされた。鷲見氏からはケアマネの虐待の発見者と被害者と加害者の両方を支える立場の難しさが報告された。多田氏からは、名古屋市の高齢者虐待センターの現状報告がされ、福田氏からは専門職への研修の現状について報告があった。

その後、昼食休憩をはさんで、総会と一般演題発表が行われた。セクションのテーマは5つあり、地域包括支援センター、虐待防止と研修、権利擁護、高齢者虐待と支援、高齢者虐待と現状からなり、現場や大学関係者からの熱い発表が行われた。プログラムの最後は高齢者虐待と最新トピックスであり、座長は高崎絹子、柴尾慶次先生であり、施設の立場、行政の立場、法制度推進委員会、国際活動推進委員会のそれぞれのメンバーが発表を行い、その後熱心の討議が行われた。それぞれの参加者からは施設の課題では研修、教育の重要性、行政における虐待対応の課題、また虐待防止法の改正への取り組み、国際交流の現状報告があった。

全体として、会員以外に地域の行政や地域包括支援センターのメンバーの参加があり、参加者も多く活気のある学会であったと思う。さらに、大会を盛り上げるために前日にサテライト研修会を企画した。テーマは高齢者虐待防止のための市民公開講座、パーソンセンタードケア研修、介護予防と地域回想法研修、地域包括支援センター元気プロジェクト、対応困難事例検討会、施設内虐待対策 A to Z 研修、ケアマネジャーのための在宅医療研修などを開催し、やはり全体で400名を超える参加者があった。学会は会員にとって学びの場であり。レベルアップのためのものである。しかし、大会を維持するためには経済的に安定することも必要である。さまざまな工夫を行い、会員や参加者を増やす努力は今後も必要であろう。

## 第7回広島大会

大会テーマ

# 高齢者虐待防止—虐待のないまちづくり

大会長 小野ミツ（広島大学大学院保健学研究科教授）

第7回日本高齢者虐待防止学会広島大会の開催は、高崎絹子理事長からある雨の日に一本の電話を受けたことがきっかけでした。開催地の変更が理事会で決まったから、広島で開催出来ないかとの問い合わせでした。その時すでに準備期間は1年をきっており、地方での開催は初めて、広島に学会を開催する体制もない中で、不安を抱えながら引き受けました。この年は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」が施行されて5年目を迎え、節目の年もありました。

広島大会の開催に向け、準備委員会を立ち上げ「高齢者虐待防止—虐待のないまちづくり」をテーマに開催することになりましたが、具体的な内容がなかなか決まりません。そんな時にふと会議の帰りに一度だけ電車で多々良紀夫先生と隣席になったことがありました。その時、多々良先生は「わが国の高齢者虐待防止法や取り組みは世界をリードしているんだよ、そのことを世界に発信しなければならない」と熱く語っていらしたことを思い出しました。広島大会は、「虐待のないまちづくり」、「世界をリードする高齢者虐待防止の取り組み」をキーワードにしようということになりました。しかし、開催までにはいろいろな事がありました。その1つは、シンポジストをアメリカから招聘したらどうかということで、多々良先生に数名の先生を紹介いただきましたが、先生方を呼べるほど予算がなく、断るのに高崎絹子理事長にお願いして、冷たい雨の中を二人で多々良先生を訪ねた日もありました。学会発表は30を越す演題が集まり、何とか学会当日を迎えることが出来ました。

広島大会の当日は朝から雨で心配しましたが、開始時間には、ほぼ会場は埋まっており安心しました。まず、厚生労働省の千葉登志雄先生に「高齢者虐待の現状と今後の課題」を明らかにしていただきました。次いで、シンポジウムIでは「世界をリードする高齢者虐待の取り組み」について、多々良先生には、座長とシンポジストの二役をお願いしました。シンポジストとして韓国のHan, Dong Hee先生（Director, Research Institute of Science for the Better Living of the Elderly）には、韓国における高齢者虐待防止の取り組みについて、アメリカ、フィンランド、スウェーデンの高齢者虐待防止の取り組みについては、それぞれの国の高齢者対策や高齢者虐待に造詣の深い、多々良紀夫先生（淑徳大学）、高橋睦子先生（吉備国際大学）、佐々木明子先生（東京医科歯科大学）、政令市の取り組みについては宮城昌治課長（広島市健康福祉局高齢福祉部）に、講演をいただきました。フロアとの討論では、多々良先生が参加者に日本語で分かりやすく説明しようとされると、日本語より先に流暢な英語が飛び出し、会場から笑いが出たり終始なごやかな中で、国際的な視点からわが国の高齢者虐待防止に関する課題や方向性が示され、多くの示唆が得られたシンポジウムとなりました。

シンポジウムⅡの「高齢者虐待防止の取り組み5年目の検証」では、3名のシンポジストに、地域包括支援センターにおける虐待防止の実践と課題、機能する高齢者虐待ネットワークの取り組みと課題、高齢者虐待防止法の適応・相談事例からの検証について、講演いただきました。参加者は実践者も多く、明日からの取り組みに繋げられる内容で良かったとの意見をいただきました。広島大会はスタートから、雨に恵まれた？大会でした。「雨降って地固まる」の諺のように、日本高齢者虐待防止学会がますます発展することを暗示する学会だったように思います。



## 第8回茨城大会 大会テーマ

### 地域発、高齢者虐待防止

大会長　瀧澤利行（茨城大学教育学部教授）

第8回の日本高齢者虐待防止学会を平成23(2011)年7月30日に水戸市にて開催させていただいた。前々年に当時の理事長であった高崎絹子放送大学教授より要請を受けて、及ばずながらもと茨城県保健福祉部との共催で何とか開催する目途をつけ、会場も県の高齢者虐待防止対応の従事者研修を兼ねる目的で1,500人規模の参加を予定して、茨城県立県民文化センターの大ホールを押さえ、それに応じてプログラムも検討しはじめた。

平成23(2011)年3月11日14時46分、マグニチュード9.0の地震が東北地方の太平洋側および関東地方の多くの地域を襲った。後に東日本大震災と名付けられるこの地震は、東日本の太平洋沿岸に襲来した大津波とそれによって発生した福島第一原子力発電所事故によって、こんにちまで日本全体に計り知れない影響を与えている。

この時、開催地の水戸は震度6弱（一説に震度6強という）の揺れに見舞われ、特に一般家屋の屋根の倒壊と道路面の隆起陥没が著しかった。会場の県民文化センターが位置している水戸駅南の千波湖周辺は風光明媚であるが地盤が軟弱で、この近辺にある水戸市役所は損傷が激しく、長く使用不能となった。会場を予定していた県民文化センターの大ホールもまた損傷が著しく、修復して使用再開にこぎつけるまでに結局1年を要したほどであった。

私の勤務先である茨城大学の被害も相当なものであった。日立地区にあった工学部の被害もひどかったが、何よりの損失は岡倉天心ゆかりの五浦の六角堂が津波で跡形もなく流失してしまったことである。水戸地区の3学部も建物の倒壊はなかったものの、各研究室の被害は相当なものであった。私の

研究室は壁面の両側にあった書架が、転倒防止金具を壁面から食いちぎるように剥がして双方から倒壊し、蔵書や雑誌が部屋中に散乱、卓上のコンピューターは落下し、入室不能な状態になってしまった。共催を約束してくれていた茨城県保健福祉部も被災者の対応に追われ、高齢者虐待防止の研修どころではない状態で、沿岸の北茨城、大洗、鹿島地区の津波被害への対応で大わらわであった。「開催はやめよう」というのが最初の私の直感であった。常磐線の不通状態（当時は開通に半年以上などもいわれた）、県民文化センターの被害状況、大学機能の復旧状況などなどからみて、とても開催はできないと実感していた。しかしながら、多くの人々の献身的な努力で、東北地方に比して、茨城県の復旧は被害が東北ほどではなかったこともあり、4月には大学の授業が再開され、県民文化センターも小ホールや集会室は使用可能であることが判明した。来会者の交通、余震、原発事故の動向と判断を中止に傾ける要因の方がな太多かった。しかしながら、「ここまで準備してきたのに」という思いが正直なところであった。高崎理事長からは「無理のないように」とのお言葉をいただき、かえって開催したいとの思いが強くなった。

内容を震災対応の小規模に変え、小ホールでの収容可能人数に開催規模をシフトすることによって開催にこぎつけた。まずは特別講演として、本県の主要大学の一つで被害者学においては国際的にも著名な常磐大学国際被害者学研究所から長井進先生をお招きし、「被害者学からみた高齢者虐待」と題してご講演いただいた。被害者学という独自の研究領域の立場から高齢者虐待についてご講演いただいた内容は参加者の関心を高く呼び、もっと詳しく聞きたいとの声を多く耳にした。教育講演としては、関西大学人間健康科学部の黒田研二先生と神戸学院大学の水上然先生によって「市町村における高齢者虐待防止体制を強化するための評価のあり方」と題して、市町村の高齢者虐待防止体制の強化のための評価視点についてご講義いただいた。市町村での高齢者虐待防止体制を強化するうえで、茨城県からの参加者、そして各地域の実務担当者にとっては得難い内容の講演であったと思う。そして、理事会企画シンポジウムでは「社会的貧困の状況と虐待防止のあり方」をテーマに、介護保険や医療費問題への鋭い視点での論評によって諸方面で定評を得られている淑徳大学の結城康博先生、本学会理事の副田あけみ先生、そして生活保護現場の実態を鋭く分析されている埼玉県福祉部社会福祉課の大山典宏先生をお迎えして、近年の経済的虐待の背景にある貧困の問題と高齢者虐待防止への視点をディスカッションできるような課題構成をした。それぞれの先生方から貴重な論点と課題を提示いただき、これまでとは異なる視点での高齢者虐待の実態と対応について深い議論ができたと思う。会場使用時間の関係で名残惜しさを残すことになったが、記憶に残るシンポジウムになったと思う。その詳細はすでにニュースレターや抄録などでも触れたのでご高覧いただきたい。

また、本会名誉会員である南野知恵子元法務大臣が旭日大綬章受章後に一会员として参加してくださいり、開会式のご挨拶や懇親会にも最後まで参加いただいたことで、この大会の開催判断が誤っていなかったことが改めて確認できた。大会の数日後に南野先生から見事な胡蝶蘭の鉢植えをお送りいただいた。小生の研究室で愛でさせていただき、その後も教育学部長室でしばらくなお復旧に勤しんでいた教職員の心を和ませていただいた。

私の記憶から決してなくなることのない思い出としてこの大会はあり続ける。

第8回茨城大会、大会長講演  
のようす

## 第9回神戸大会

### 大会テーマ

## 共に支えあう虐待防止の地域づくり

大会長　臼井キミカ（甲南女子大学教授）

東日本大震災から間もない時期に、神戸での学会開催の打診があり、その時に思ったことは、阪神・淡路大震災直後の神戸は、復興の見通しが全くみえない日々であったにも拘わらず、今や見事に復興し、その神戸の姿を見ていただくことで希望や勇気を感じ取っていただけるのではないかということでした。開催を喜んでお引き受けして、神戸ならではの開催を考え、メインテーマを「共に支え合う虐待防止の地域づくり」として、シンポジウムⅠ・Ⅱ、教育講演Ⅰ・Ⅱ、特別講演、一般演題発表等を企画しました。

しかし、不便な場所にある会場に、果たして何人の方が足を運んでくださるのか、大会直前まで心配していましたが、天候にも恵まれ、開催時刻にはメイン会場がほぼ満席となりました。午後の市民講座ではさらに参加者の増加が予想されたために、急遽学会参加者を示説会場に誘導した結果、示説会場が満杯状態になり、かえって窮屈な思いをしていただくことになり、大変申し訳なく、反省しております。

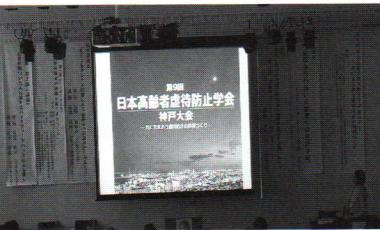
シンポジウムⅠは、理事会との共同企画で、テーマを「東日本大震災と高齢者の人権擁護」としました。震災の被害は、心身に障害を持った高齢者ほどその影響が大きいことを踏まえて、高齢者が置かれていた実態や、復興のプロセスから私達は何を学んだのか、また、いわゆる弱者からみた「まちづくり」のあり方など人権擁護の視点から何が課題なのかを考えました。シンポジウムⅡのテーマは「認知症高齢者の虐待を防ぐまちづくり」であり、広く一般市民の方にも参加していただくように市民講座にしました。多くの人に認知症高齢者への理解を深めていただき、安心して住み続けられる地域づくりを目指して、私達一人ひとりに何が期待されているのかを、全国の先駆的な取り組みを基に考えました。なお、市民講座は二部構成であり、第一部が前述のシンポジウムⅡ、第二部は、高齢者虐待で支援を求めているのは高齢者と共に、介護者（養護者）もその対象であることに鑑み、「心身が傷ついた人に対するバイオフィードバックによる癒し」に関する講演でした。教育講演Ⅰでは、昨年の「市町村における高齢者虐待防止体制の強化と評価のあり方」の第二弾として、「評価ガイド」と

システムづくり」をテーマにしました。また、教育講演Ⅱでは内閣府が行った「セルフネグレクト状態にある高齢者実態調査」から明らかになったことの講演でした。

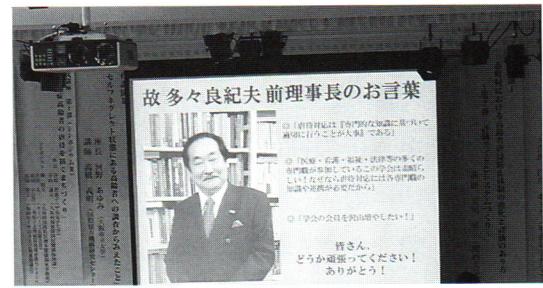
さらに、特別講演では、高齢者虐待防止に関する職種を持つべき視点について、「高齢者虐待防止の取り組みにおける多様な弁護士活用法～人権擁護というスタンスから～」と題して弁護士の立場から池田理事長に講演していただきました。大会長講演は「医療依存度の高い高齢者への虐待予防」で、広義の高齢者虐待の定義に則った虐待予防に関する私案を紹介させていただきました。

また、メイン会場のすぐ近くに高齢者虐待研究の世界的権威であり、本学会の理事長であった多々良先生の追悼コーナーを設けました。和やかな表情で包容力と柔軟なお人柄がうかがえる先生のお写真や、思い出の品々が飾られたコーナーでは、多くの参加者の方々にありし日の先生を偲んでいただきました。

なお、神戸大会の参加者数は、学会への参加者が397人、市民講座への参加者は335人（学会参加者を含む）であり、総参加者数は500人を超える、成功裏に終えることができました。第9回日本高齢者虐待防止学会神戸大会の開催にご協力・ご支援を賜りました学会員の皆さん、関係者の皆さん様に心より感謝申し上げます。



第9回神戸大会のメイン会場における大会長講演のようす



第9回神戸大会では、同年4月にご逝去された前理事長多々良紀夫氏を偲んで、新理事長池田直樹氏から多々良先生のお言葉が紹介された

## 第10回愛媛大会（予定）

大会テーマ

### 「人権の調和」 ～一人ひとりの幸せをみつめて～

大会長 山本克司（聖カタリナ大学教授）

日本高齢者虐待防止学会会員の皆様、こんにちは。愛媛大会長を拝命いたしました、聖カタリナ大学の山本克司です。愛媛大会についてお知らせさせていただきます。

先ず日程ですが、平成25(2013)年9月21日（土）に開催致します。例年7月に開催されているので、少し奇異に思う会員がいらっしゃるかもしれません。実は、7月には参議院選挙が予定され、愛媛大会を運営するスタッフや行政関係者が数多く、選挙に動員されます。また、選挙にともない大会を実施する施設の確保が難しいので、上記の時期にさせていただきました。

次に会場についてお話しします。会場は、松前総合文化センターです。会場は、松山空港からタクシーで約10分の至便な場所にあります。松山市内の中心部からは、15分おきに発着する伊予鉄道郡

中線に乗車すれば、約15分で「松前」に到着いたします。四国松山と聞くと、「遠い」と思う方がいらっしゃるかもしれません。しかし、それは大きな間違いです!!羽田から1時間20分程のフライトで松山です。そこから、タクシーに乗って10分程で会場に到着。首都圏の1時間半の通勤圏を想像してください。会員の皆様に是非知りたいのは、「航空券の予約は早いほど安い!!」ということです。最低55日前までには予約してください。尚、私の所属する聖カタリナ大学で開催しないのは、ただただ松山市を中心部から遠いからです。

会場の松前総合文化センターには、700人を収容するイベント会場があります。また、学会を運営するには十分な研修室もあります。これから具体化する分科会や口頭発表で施設が不足するときには、隣接する松前町本庁舎の会議室等を使用する予定です。今回の学会の特徴として、行政がとても協力的ということです。開催地松前町の白石町長は、自ら参加するだけでなく、積極的に他の市町村にも参加協力を要請しています。また、会場の特筆事項として、『エミフルMASAKI』という四国最大のショッピングセンターに隣接していることが挙げられます。ここは、5,000台収容の駐車場が完備されていることから、どれだけ広いか想像できると思います。エミフルには、和洋中の専門レストランやフードコートが完備されています。お昼休みにこれらの飲食施設を楽しむことができます。おそらく、今までの大会で一番飲食施設は充実していると思います。一度、ネットで検索してみて下さい。

さて、運営については、平成24(2012)年8月11日に理事長の池田直樹先生を松山にお招きして、骨子をまとめました。現在、約20名の実行委員により有意義な学会開催を目指して活動しています。事務局は、学会経験が豊富な愛媛大学医学部看護学科の陶山啓子先生の研究室に設置させていただきました。これから連絡等は、この事務局から行ないますので宜しくお願ひ致します。

学会テーマについては、保健・医療・福祉・法律などの学際性が表われるものにしたいと思っています。特に、今回は、理事長と大会長が法律家ということから、少し「基本的人権」について掘り下げる内容にしたいと思っています。シンポジウムでは「垣根を超えよう!」をテーマに保健・法律・医療・福祉分野の先生方に登壇していただき、虐待を多角的視野から検討・検証し、虐待防止への方向性を提言する旨の内容を検討しています。分科会では、施設虐待、多分野連携、医療・介護・認知症などについて日頃ご活躍の先生方に登壇していただこうと考えています。この他、理事長による教育講演や口頭発表、ポスター発表、相談会などを行なうとともに、地方の特性を活かしたシンポジウムも予定しています。これは、あくまでも現段階の予定です。これから、理事会等で理事の先生方のご意見を拝聴しながら、今までの学会のような有意義なものにしたいと考えています。

最後に、今回の学会は、初めての地方大会です。今まで開催された大会と違い、マンパワーの確保、シンポジストの確保、口頭発表査読の実施など難しい問題が山積しています。しかし、私は、この地方大会の成功がこれから日本高齢者虐待防止学会の発展にかかっていると確信しています。学会の地方への広がりと地方における学会活動の理解の新しい第一歩として、頑張りたいと思います。

会員の皆様、是非、愛媛の地に足を運んでください!! 隣接する松山には道後温泉をはじめ、数多くの観光名所があります。愛媛大会の折には、一日でも長く滞在され、愛媛の良さを感じていただきたいと願っております。皆様のご協力宜しくお願ひ申し上げます。

(※大会長の所属は開催当時の所属を記載致しました。)

## ・学会各委員会活動・

### 編集委員会

委員長  
松下年子（横浜市立大学）

編集委員会は学会発足年度よりこれまで、計9冊の学会誌を発刊してきました。第1巻第1号の発刊は平成17(2005)年の3月に遡ります。当初の編集委員長は、現在本学会の功労会員であられる萩原清子先生で、平成21(2009)年度からは荒木乳根子先生がそれを引き継がれました。平成24年(2012)年度からは、池田理事長新体制のもと、新たな編集委員構成にて査読・編集作業に取り組んでいるところです。学会活動の主要目的は、該当領域の学術的な発展と、その結果としての、現場や臨床における質の高い、人権が遵守されたケアや支援体制の実現です。とはいえ、ケアの質の高さも人権遵守の程度も、なかなか可視化することができません。そもそも「ケアの質とは何か」、「何をもって人権が守られていると判断するか」といった問いに、誰もが納得できる回答を出すのは至難の業です。そのような中で、現場で起きていることや成果を、可能な範囲で文章化し、数量化し、相異を見つけてはその背景にある事象を見定めていく、という手続きが必要になってくるのかもしれません。そうすることで、見えなかったものが次第に見えてくるでしょうし、こうした手続きを積み重ねることで、およその人が「腑に落ちる」ということ、すなわち「ケアの質」や「人権遵守」の共有が可能になると考えます。編集委員会は、学会誌の編集と発刊を通じて、このような学会の目的遂行に貢献したいと思っています。

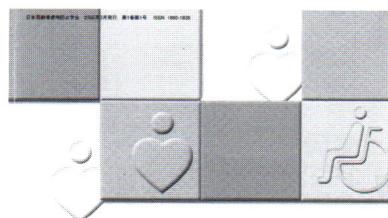
高齢者虐待は他の、人による人への虐待同様、人権侵害に相当します。しかしそれは、一般通念としての暴力や犯罪の観点からのみでは説明しきれない、様々な「しがらみ」を伴う人権侵害です。乳児虐待や幼児虐待を除けば、被虐待者と虐待者の間には、それまでの長い年月にまたがる関係性があります。時にそれは、他の家族メンバーをも巻き込んだ関係性であり、家族の歴史そのものといえるかもしれません。こうした観点をもつことは、暴力という事象をモラルという一切り口からのみ解釈するのではなく、また、被害者と加害者という二者関係のみを想定するのではなく、多面的な切り口から、円環的関係を想定してアセスメントしていくことにつながっていきます。それはまた、高齢者虐待の問題を、その時代の社会事象と有機的に結びつけ、歴史的に読み解いていくことにもつながると思われます。過去8年間の本学会誌の特集テーマを振り返り、そのような読み解きが、学会誌の中でもなってきたことに気づかされます。これまでの学会誌の特集テーマを表1に列挙しました。

たとえば「男性介護者」の増加や、「消えた高齢者問題」（高齢者死亡後の年金受給問題）は、高齢者虐待と切っても切り離せない社会事象です。最新号では、高齢者虐待に関連した法律関係の動向を取り上げています。昨年度より「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

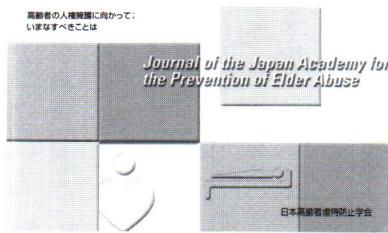
いわゆる障害者虐待防止法が施行され、虐待関連の法律が完備されましたが、こうした動向の背景には、人権に関して比較的後進国であったわが国においても、国際人権条約批准等の問題を前に、人権に関する制度や認識の再考が喫緊の課題となってきたことがあると思われます。人権意識の向上という歴史的動向が、高齢者虐待関連の法律のあり様に影響を及ぼしているといえるのではないでしょうか。このように本学会誌を通じて、高齢者虐待の本質と実態をより広い視点から、学際的に分析していく意義は大きいと考えています。

表1 「高齢者虐待防止研究」の特集テーマ

巻号	発刊年月日	特集のテーマ
第1巻第1号	2005年3月20日	高齢者の人権擁護に向かって：いまなすべきことは
第2巻第1号	2006年3月20日	高齢者虐待防止法の成立を踏まえて
第3巻第1号	2007年3月20日	施設内虐待を防止するために
第4巻第1号	2008年3月20日	高齢者虐待防止法の改正に向けて
第5巻第1号	2009年3月20日	I 養護者支援の現状と課題 II 養介護施設従事者および養介護事業従事者による高齢者虐待 III 法制化の成果と今後の課題
第6巻第1号	2010年3月20日	男性による高齢者虐待：なぜ虐待するのか
第7巻第1号	2011年3月20日	I 消えた高齢者問題からみえてくること II 世界をリードする高齢者虐待防止の取り組み
第8巻第1号	2012年3月20日	東日本大震災と高齢者の人権擁護
第9巻第1号	2013年3月20日	虐待と人権をめぐる法的問題の現状



高齢者虐待防止研究 [vol.1 / No.1]



第1回学会誌創刊号表紙

※なお、後続の頁には、  
学会誌各巻の巻頭言を  
掲載しました。

## 創刊号によせて

田中 荘司

日本高齢者虐待防止学会理事長／日本大学客員教授

日本高齢者虐待防止学会の学会誌「高齢者虐待防止研究」の創刊号が発刊されるこの喜びと共に分かち合いたい。  
さてご承知のように、高齢者や児童、女性の虐待を含む人権問題は、元来法務省人権擁護局の所管課題として、毎年12月4～10日を「人権週間」と定め、人権思想の普及、人権侵害の防止、擁護等について、各地にある人権相談所および人権擁護委員によつて今日も努力が行われている。そして、毎年の人権相談および人権侵犯事件をみても、高齢者、児童、女性の虐待による「暴行・虐待」区分の割合がもっとも多く、日々問題の解消に努めている現状にある。

一方、保健福祉関係による高齢者虐待という人権問題に対する取り組みの歴史は浅く、わずか10年程度の月日を有しているにすぎない、国連は、1991年「高齢者のための5原則」を採択し、そのなかで「尊厳」を取り入れ、「高齢者は尊厳及び保障をもつて心身的虐待から解放された生活を送ることができるべきである」と述べている。また2002年2年には、国連事務総長アンダムによる高齢者虐待についての特別記者会見、同年4月国連主催の第2回高齢化問題世界会議で採択された世界行動計画に高齢者虐待問題を採択、さらには同年9月、WHOの「健康と暴力に関する世界報告書」においても高齢者の虐待問題に多くのページをさて、問題対処への重要性を述べ、各国の積極的な対応を期待している。また最近では、国際高齢者虐待防止ネットワーク協議会(INPEA)が2006年6月15日を世界高齢者虐待啓発日と定め国際的活動を展開している。

こうした国際社会の高齢者虐待への積極的な対応姿勢を踏まえ、また諸外国の先進的な取り組みに追いつくため、大学の関係者、司法関係者や保健医療福祉実践者等を中心とする個々の力を結集し本格的、組織的な研究、実践

活動の場および国民一般への啓発推進体として、一昨年学会を設立した。  
そして最近の学会活動として、虐待防止活動を全国の地方自治体が安心して取り組むことができる法的基盤を整備することが重要と認識し、平成16年から国および政界にも働きかけた結果、5月末現在防止法の条文化作業も修了し、状況によっては国会提出の可能性が高まりつつある現状である。その間学会内の法制度検討委員会、理事会等の議論を踏まえ、また会員への意見を聞きながら学会としての要望書を3月に提出した。しかしながら学会といた介護保険法の一部改正で、虐待防止、人権擁護事業が市町村の必修事業となった現在、学会員の皆さまが各地で虐待防止ネットワーク事業に参加され中心的な役割をないう時期が到来したと思われる。これはまた、学会員の力量が問われる時であり、学会誌が果たす役割もますます重要になつてきることを示している。「高齢者虐待防止研究」が人権文化への創造に寄与できる専門誌になることを切に願つている。

## 巻頭言

## 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援に関する法律」の意義と本学会の責務

高崎絹子

日本高齢者虐待防止学会副理事長・事務局長

厚生労働省においても、平成15年度に初めての全国調査及びモデル事業（横須賀市、金沢市）のための予算措置を行った。これらの結果を受けて、自民党、公明党、民主党の国会議員による各党の検討委員会が設置され、本学会理事など学識経験者からの意見聴取も活発に行われた。しかし、同年8月に郵政民営化を争点とした衆議院の解散・選挙が行われ、審議は一時中止となつた。

このようなハブニングがあつたが、この間にも各党の委員会で法律の条文の細部にわたつて検討され、また、パブリックコメントの募集を行つた党もあつた。一方、深刻な虐待事例に直面しているサービス事業所のスタッフや行政の職員、法律界や関連学会の関係者から、緊急保護、通報、立入り調査など、ケース援助にかかわる活動の裏づけとなる法律の整備に対する要望が日々高まつていつた。平成17年1月に日本老年看護学会、同4月には日本高齢者虐待防止学会から要望書も提出された。また、自治体による動きも活発になり、千葉県松戸市や埼玉県行田市、岡山県倉吉市などでは市独自の条例や高齢者虐待ネットワーク事業を立ち上げ、制度化を先取りすることも増えてきた。そして、平成17年10月の厚生労働委員会において審議された法案が議会に提出される予定であつたが、直前に審議不十分という反対意見がだされたために、一時、この臨時国会会期中の提出が見送られる事態となつた。しかし、関係者の懸念な努力により、10月26日に再び審議されることになり、厚生労働委員長名で10月28日に衆議院、続いて11月1日午前中に開催された参議院に提出され、いずれも賛成多数で可決・承認された。10月31日には小泉新内閣の閣僚が答表されており、まさに会期未ぎりぎりに、「産みの苦しみ」の末に「奇蹟的に」本法が成立したのであつた。

## III. 「高齢者虐待防止及び養護者に対する法律」の課題と本学会の役割

本法律は5章30条から成つており、第1条には、「高齢者の虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もつて高齢者の権利利益の擁護に資すること」という目的が掲げられている。第2条以下には、高齢者の虐待の定義、対象の範囲（65歳以上）、高齢者虐待の予防、発見、通報、立ち入り調査、高齢者の保護、養護者を含む支援に関する国および地方公共団体の責務などとともに、社会福祉士や保健師等の配置が明確化された地域包括支援センターや、市区町村が中核的役割を果たすことが示されている。その他、警察を含む関係機関との連携についても言及され、市町村の連絡・調整的機能の重要性、関係職員の研修、さらには成年後見制度の活用、調査研究の必要性が明記された。本学会が要望書に示した内容が、ほぼ、すべて盛り込まれたと考えられる。

一方、要介護施設従事者等による高齢者虐待防止についても一章が設けられているが、介護保険法の施行から5年しか経ていない現時点で、詳細な内容について規定するのは拙速にすぎるのでないかという意見もあつた。また、高齢者虐待の定義や罰則の一部については実態にそぐわない面も指摘されている。しかし、附則に3年後の見直しについて規定されているので、施行後の状況を踏まえて、改正の方向を検討することが重要であろう。いずれにしても、本法律は、これまで不十分であった高齢者虐待に関する活動の法的根拠を裏づけるものであり、高齢者ケア全体にも大きな影響を与えることにならう。これを実物あるものにするためには、高齢者虐待の特徴を踏まえたケアを提供できる体制の構築と、施設・在宅ケアの枠を超えた支援ネットワークづくりを推進することが緊急の課題である。また、本法が施行され、高齢者虐待への実践的な取り組みがなされるなかで、どのような援助が適切か、また、どのようなケアシステムが必要かについて、学際的、国際的な視野から調査・研究を行い、提言していくことが、本学会と学会員の役割であり、義務でもあると考える。

## I. 本法律の成立の意義

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援に関する法律」が、議員立法として平成17年10月に衆議院で、11月1日には参議院において可決・成立し、平成18年4月1日から施行されることが決定した。平成15年8月に本学会が、「高齢者虐待防止に関する学際的及び実践的活動の研究・教育の発展を図り、人々の健康と福祉に貢献すること」を目的とし、いわゆる防止法の成立を当面の第1の目標に掲げて、設立記念シンポジウムを開催してから、わずか2年余りの間に成立したことは関係者の望外の喜びであった。また、法律のタイトルに「高齢者虐待の防止」と「高齢者虐待者に対する支援」が並列して示されているとおり、本法は虐待者を「取り締まる」ことが主たる目的ではなく、介護者などの養護者を支援するといういわゆる福祉法的な性格の強い法律であることも、本学会の目指すところが受け止められた結果といえよう。さらに、地域包括支援センターの新設や介護予防を掲げた改正介護保険法の施行の時期と一致したこと、タイミングとしては絶好の時期の成立であった。

本法の成立について学会の会員や関係者へ知らせるとともに、成立後初めて開催された理事・監事会の議事開始前に、乾杯の唱和をしてその成立を祝つた。また、理事会企画として、法律制定・施行記念フォーラム「高齢者虐待防止法を事例援助にどのように生かすか」を平成18年6月30日、第3回日本高齢者虐待防止学会大阪大会（7月1日の前日）に開催する予定である。

ここで、法律の成立・施行にあたつて、法律成立までの経緯と法律の概要、さらには本学会の役割と課題について考えておくことは意義がある。

## II. 「高齢者虐待防止及び養護者に対する支援等に関する法律」の成立までの経緯

日本および主要各国の高齢者虐待に関する法整備の状況をみると、アメリカでは1980年代にすでに州法など高齢者虐待防止の法整備が行われた。また、ドイツでは「世話法」、カナダでは「成人保護法・被介護者保護法」、スウェーデンでは「社会サービス法（通称セラーラ法）」によって、高齢者虐待防止の活動が行われている。わが国では平成6、7年ごろから高齢者虐待に関する調査が行われるようになり、介護保険の開設とともに社会的にも関心がもたれるようになった。平成13年に、看護職である南野知恵子参議院議員（前法務大臣）により、国会議員の有志による勉強会が開催され、議員立法として提出できるかどうかが検討された。しかし、高齢者虐待は介護などの健康問題のほか、家族関係や経済問題が複雑なため、一時この会は中断された。この状況に対して、筆者らが中心となって、日本高齢者虐待防止学会の設立と記念シンポジウムの開催の準備を開始するとともに、高齢者虐待に関する調査研究や活動報告などのデータを議員や関係省庁の職員に提供し、立法の必要性を強調した。

言頭卷

卷之三

## 高齢者虐待防止の諸問題

所ナランタヤラク支那昆後大阪

高齢者虐待に対する関心が急速に高まってきた。学会関係者等がその成立に努力された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、高齢者虐待防止法)」が制定されたこと、地域包括支援センターに虐待対応が期待されたこと、虐待関連の新聞記事が次々と報道されたためだ。うかうか

2006年7月、大阪において開催された「第3回日本高齢者虐待防止学会」は演題が29題、参考者550人を超える盛況であった。「大阪高齢者虐待研究会」ができたのは1994年だが、当時は、典型的な事例が容易には集まらなかった。その後の進展に伴う今後の重要課題である」とPDRするのに、典型的な事例がどうを振り返り、10年余の間の変化に複雑な事例でしか虐待の話ができないなかつたことなどを感じる一面と、「世相が次第に悪化方向に向かっており、「わからぬ」と「田舎者」一面からくる一面」と、

高齢者虐待防止法についていえば、法施行以前の諸虐待調査では、世話を放棄・拒否や身体的虐待が目についたのに対し、2004年医療経済研究機構の全国家庭内の虐待調査では、心理的虐待が1位に目についていることから、介護ストレスからくる虐待の抑制に、介護保険が一役を買っているであらうことがうかがえる。高齢者虐待防止法は、「虐待対応を行やすくなつた」と評価する声が多い。しかしながら、現場では、「事例によつては対応しきれず、いくつかの課題を残してい

適切な対応を実施しようとする場合に困った問題の1つは、本人の状況だけでは、虐待だと判断ができない場合がしばしば見受けられることがある。たとえば、身体的虐待や心理的虐待は、高齢者特有の老化現象（内出血、骨折などを起こしやすい、うつ状態になりやすいなど）の関連で、たとえ医学的観点を中心とした指針やマニュアルができしていても、虐待によるものかどうか、必ずしも正確に判断できない。虐待者が上手にうそをつき、本人に認知症、妄想、老年期精神障害などがあると、聞き取り情報も正確だとは言い切れず、判断ににくい状況生み出している。

また、高齢者の気持ちは状況によって活動的することは、しばしば経験することころであり、認知症などがなくても、本人の意思によって振り回されることがある。たとえば、親子・夫婦の関係性のなかで、虐待に対する愛情のゆえに、「痛い、辛い」と泣いて訴えながら、第三者には虐待者をかばって「虐待ではない」という。また、愛憎が混在し、時と場合によって本人の言い方によっても異なることがある。虐待者側にも愛憎があり、自ら介護する背景に強い責任感や世間体を考慮する場合、第三者がその熱心な介護の気持ちからみて、「この人が虐待

ているはずがない」と考えててしまうことも、判断を間違う要因となる。措置入所についてはどうであろうか。介護保険がが主流となつてから、市町村は、どちらかといえば「措置」に対して消極的であり、厚生労働省の「やむを得ない措置について」の通知がだされたあとも徹底せず、戻込みをするきらいがあつた。今年から法が施行され、積極的に動く方向に転換しつつあることは、虐待防止に実効ある施策として、大いに期待されると考える。

しかし、虐待が認められるが、指置入所が本人にとって最善の策かどうか迷う例がある。  
【事例】身体的虐待で介護老人福祉施設に指置入所した。しかし、身体状況が改善されるほどに帰宅願望が強くなり、虐待も反省の気持ちを表すため、ケア会議の結果、在宅支援体制を組み、帰宅させた。しかし、在宅ではまた、虐待が起り、再度指置入所をした。

この事例の場合の問題点は、法のなかに面会の制限はあるものの、手紙や電話の制限が組み込まれていないことであった。虐待者は新離れのできないタイプで、毎日のように介護老人福祉施設に電話をかけ、手紙を送つてきたが、いつも「早く帰ってきてほしい、親孝行したい」という内容であった。本人の居宅願望を止めることはできなかつた。自己決定を無視してでも保護すべきかどうか、本人の状況や家族の反応もみて、ケア会議で議論しながら進められたが、いつもむずかしい判断であったという。

老人介護福祉施設で措入所を拒否する場合がある。その1つは要医療の高齢者である。最近では、在宅酸素吸引や経管栄養、尿道カテーテルをはじめ、要医療の在宅療養患者者が増えてきている。しかし、併設診療所をもたない介護老人福祉施設では、「医療ケアはできないから、医療機関」と判断され、虐待が発見されても、手の打ちようがないのが現状である。将来計画において、介護療養型医療施設が廃止され、在宅、居住系サービスや老人保健施設に転換され、医療療養病床数も減るとされるなかで、今後の大きな問題となるのではないかという。

入所拒否の理由には、虐待者が市町村や施設を一方的に攻撃的言動で非難することも挙げられる。虐待者にアルコール依存症やその他の精神障害があることもあります。高齢者に面会しようとすると、施設に対し指置をしたこと自体に苦情をいうためになってしまふのである。「親を帰せ」「自分が保護者だ」の繰り返しである。この場合、本人を虐待者の知らない圏域外の

遠い施設へ移す以外に万がない、法には指摘の実施についての都道府県の援助が記されているが、広域的な視野での積極的な取り組みが望まれる。

虐待の相談にはじまり、適切な支援の実施までの過程で、地域包括支援センターの役割は重要なものとなるが、実施主体である市町村による格差も大きく、センターの多くは、2006年秋ぐらいまで介護予防関係の業務に追われている。事例の横重ねによって虐待関連のノウハウのレベルアップが期待されるが、各市町村での取り組みだけでなく、他の地域包括支援センター職員との連携システムができて情報交換することや、都道府県レベルでの高度の専門職が助言できることなど、個々のセンター職員への支援体制が必要である。

虐待から除外されたものにセルフネグレクトがある。最近、児童のいじめによる自殺などが問題になっているが、高齢者の場合も、周囲の人間の接し方が自己責任につながることがある。ことに、うつ状態になっている高齢者や経済的問題に悩む高齢者には、とくにいじめと考えられる程でなくとも配慮が必要である。今後は、自殺ばかりでなく、承諾殺人や老人介護における虐待による虐待での問題にも注目する必要があるのではないか。

## さらなる高齢者虐待防止のために

遠藤 英俊  
国立長寿医療センター包括診療部

平成18年4月以降高齢者虐待防止・養護者支援法の施行に伴い、高齢者虐待防止への関心は高まった。しかしながら地域包括支援センターは介護予防の仕事に忙殺され、当初はほとんどの地域包括が高齢者虐待防止に手がだせない状態であった。平成19年度になり地域格差はあるものの、徐々に高齢者虐待防止対策は各地域で対応がなされるような状態になつてきている。しかしながらまだまったく高齢者虐待に関与していない地域包括支援センターも多く存在する。本巻頭言では現状を踏まえつつ、さらなる次期の高齢者虐待対策を期待しつつ、個別の課題について論じることとする。

高齢者虐待の被害者の約60%が認知症である。地域包括支援センターの役割は認知症の家族の介護負担に配慮し、相談・助言を行うなど適切な対応をすることが虐待防止にもつながる。また介護者や市民に対する啓蒙や介護保険の利用を勧めることが重要である。つまり高齢者虐待の防止には高齢者の尊厳が第一であり、虐待防止における予防、啓発が重要である。高齢者であっても虐待によって生命に危険のある場合には警察や地域包括支援センターへの通報義務が生じる。地域包括支援センターは警察や行政、医療機関、施設との連携もも努めなければならない。防止対策や予防に積極的にかかわることが重要である。医療機関に来院する被害者への虐待はほとんどが身体的虐待であるが、これは傷害罪(刑法第204条)や傷害致死罪(刑法第205条)であり、刑事件として取り扱うことができる。また生命の危険が強く想定される場合には措置制度を利用して、介護施設への短期入所や保護を行う必要がある。外傷がある、疾患がある場合には、病院への一時的保護が必要な場合もある。さらに経済的虐待など加害者が強硬な姿勢で取り戻しにくる場合には遠くの施設にシエルターとして預かってもらう場合もある。

高齢者虐待防止には虐待者への支援こそが再犯防止につながり、いつでも家族・介護者が介護で困ったときに相談できる場所や、システムが必要である。ただ家族・介護者が虐待をせざるを得ないのに必ず理由がある。介護に熱心な家族ほど虐待に走る場合もある。加害者を追い詰めることが目的ではない。虐待の理由はさまざまではあるが、その原因を明らかにしたうえで、対策をたてる必要があることはいうまでもない。たとえばショートステイやデイサービスを利用することで介護負担は相当軽減できる。そのためには虐待者とのコミュニケーションをとることが第一に重要である。可能であれば加害者へのカウンセリングが必要となる。その人と関係性を構築し、その発言に傾聴し、理解するすることが求められる。まずは虐待者の希望、利用者の希望、その発言に傾聴する必要がある。傾聴こそがケアの第一歩であり、その後虐待者の考え方、希望などを受け入れることがポイントであり、有用である。

傾聴が十分にできれば虐待を防ぐことにもなる。また市民啓発も重要であることはいうまでもない。高齢者虐待に関するセミナーや公開講座を開催するといい。認知症の人への怒り、否定したりすると余計に周辺状況がでたり、症状が悪化することが知られている。一方、認知症の人に穏やかに対応し、よい環境を与えると症状が改善されるといわれている。つまり家庭的で、慣れた環境を提供し、慣れた人に生活を支えてもらうことで認知症の進行が遅延する可能性がある。そのためには介護職の対応が重要である。つまり介護負担をとるためにには家族への教育や相談・助言が有効である。

そこで平成19年度より開始された名古屋市が開始した家族支援プログラムについて紹介する。行政が中心となり地域包括支援センターが研修会を開催した。その次に家族用の認知症のティキストを作成した。介護者で希望者を集め、6回を1クールとし家族会を開催している。認知症や介護方法、介護サービスについて学び、意見交換会を開くことも含まれている。これにより介護方法を学び、介護ストレスに対処し、上手な介護により、結果として虐待を防ぐことにつながる。こうした企画はどこが開催するかは別として今後全国に広がる可能性がある。すなわち高齢者虐待予防の手法はなないが普及段より介護者や市民が介護に関する正しく十分な知識をもち、普段から相談できる介護支援センターの機能の一つが高齢者虐待対策であり、虐待の際の通報受理機関である。また家族への相談支援業務も重要な役割である。総合的な介護予防システムの確立やケアマネジメントの体験的な見直しを踏まえ地域における総合的なマネジメントをになう中核機関として創設された。認知症や介護者もこの支援センターの直接もしくは間接的に対象となる。認知症の際の通報受理機関で、介護予防や相談支援、さらには地域包括支援センターは利用される。介護予防や相談支援、職員、介護支援専門員などをふくむネットワークを構築することが重要である。

最後に高齢者虐待防止のための地域ネットワークが重要であることはいうまでもない。地域包括支援センターは運営協議会を開催することが求められているが、虐待防止においても地域における医師や地域医師会との連携し、支援会議やスクリーニング介護のタイムリーな開催がもつとも重要な鍵となる。さらに今後は認知症のサポート医の協力も欠かせない。そのためには市民への啓発と同時に地域包括支援センターとの連携が重要となる。今後の地域包括支援センターのさらなる活躍を期待したい。

## 巻頭言

## 高齢者虐待防止を目指した権利擁護へ

河野 正輝

熊本学園大学社会福祉学部

高齢者虐待の実態を、厚生労働省の実態調査(2007年度)から垣間みると、家庭内の介護をめぐる虐待などにより、死亡した65歳以上の高齢者が27人いる。この27人の内訳は、殺人が13人、親族との心中が4人、介護の放棄による死亡が7人、暴行後の死亡が3人である。その多くは加害者が同時に被害者であった事例なのではないか、と思われる。家庭内の虐待のなかでももつとも深刻な、こうした事例に接すると、わが国の権利擁護制度とその機能がまだ弱いことを考えさせられる。

家庭内の虐待をめぐる相談・通報の総件数は、19,971件で前年度より1581件(9.0%)増加している。このうち虐待が確認された件数は、13,273件で、これも前年度より704件(5.6%)の増加となっている。これらの虐待件数によつて被害を受けた高齢者の数は13,727人で、被害者数のほうが虐待件数よりもあつたのである。一方、加害者との内訳をみると、女性が77.4%、要介護認定者は65.2%である。一方、加害者の内訳は息子が40.6%、夫が15.8%、娘が15.0%、息子の妻が9.9%である。

次に特別養護老人ホーム等、施設内での虐待をめぐる相談・通報の件数をみると、379件で前年度より106件(39.0%)増加している。このうち虐待の事実が確認された件数は62件で、前年度より8件(15.0%)の増加となつていている。虐待があつた施設は、グループホームが19件、特別養護老人ホームが17件、老人保健施設が9件であり、この3施設がもつとも多い。虐待した者の8割は、介護職員である。虐待が行われた施設に対する市町村の対応は、施設への指導が55件、改善計画提出が44件であり、指定取り消しは2件にすぎない。

熊本県が実施した要介護施設従事者の意識調査(2008年2月)の結果も、ある程度予想されれた内容とはいえない状況を表している。すなはち、「自分の行った行為が高齢者虐待ではないかと思つたことがあるか」という問い合わせに対して、「ある」の回答が4人に1人(25.1%)であり、施設従事者の勤務状況別にみると、夜間勤務をしている者においては30.0%、仕事に不満な者においては37.9%、クライアント・ハラスメントを受けた者においては37.5%と高くなる。虐待とまではいかなといとしても、「高齢者虐待と思われる行為や不適切な対応をしそうになつたことがあるか」という問い合わせに対しては、「ある」の回答が37.0%であり、勤務状況別にみると、夜間勤務をしている者においては43.0%、仕事に不満な者においては34.2%、クライアント・ハラスメントを受けた者においては53.5%に跳ね上がつている。

こうした状況に対して、権利擁護制度はどのように機能しているのであろうか。成年後見が必要と推定される認知症高齢者(同ランクⅢ以上)は、79人と推計されている(2002年9月、厚生労働省推計)。また認知症高齢者数からみると、「何らかの介護・支援を必要とする認知症高齢者」(日常生

このランクⅢ以上と判定された、成年後見の利用が可能かつ必要な79万人の者に対して、実際の成年後見の利用者は6万人前後しかない(ちなみに認知症高齢者以外の者を含めた成年後見制度利用者総数は10万人前後である)。

介護保険施設の入所者に目を向けると、約69万人で、このうち認知症高齢者でランクⅡ以上の入所者は57万人、ランクⅢ以上は41万人である。これらの認知症の入所者で成年後見を利用している人は、2万人に満たないと推計されている<sup>1)</sup>。

したがちに、市町村長による成年後見制度の活用状況をみると、市町村長の申し立て件数は、

2001年度(115件、全申し立て件数の1.1%)から2006年度(1,033件、同3.1%)に増加してはいる。しかし、市町村は全国で1,800あること、都市部では1つの市や区で年間10件以上の申し立てを実施しているところもあること、そして高齢者虐待の場合には、多くの場合市町村長のみが申し立てを權限者となるため、前述の虐待件数からみれば、市町村長による制度利用がもつと伸びてもおかしくないこと、などを見ると、この程度の増加はまだ十分とはいえない。自治体のなかには、自ら出資して成年後見を引き受けることを目的とした法人を設立する動き(杉並区と調布、日野、狹江、多摩、稻城の5市など)がみられ、注目される。

しかし、成年後見制度の利用を拡大しさえすれば虐待を防止ないし減少させることができわけではない。介護保険施設等において身体拘束をするには、利用者本人の同意が必要であるが、かりに、本人に代わって成年後見人の同意を身体拘束の条件とした場合、施設側から家族に對し成年後見の利用が求められると予想され、成年後見の利用者数は飛躍的に増大すると考えられる。しかし、それによつて違法な身体拘束の減少は期待できるか、というと大いに疑問である。同様の疑問は、身体拘束を伴う病室に認知症高齢者を入院させる場合の「保護者」による代諾にも当てはまる。

権利擁護の観点から考えると、重要なことは、たとえ認知症高齢者であつても無能力者扱いをせずに、できるだけ本人の意思をくみとり、これを支援することである。この見地から高齢者虐待防止を推し進めることは、成年後見制度の活用だけに頼らず、①虐待の通報制度を拡充して、「権利擁護をいちじるしく必要としている人」について、これを発見した介護支援専門員、民生委員などの福祉従事者は、地域包括支援センターなどの福利擁護機関に報告する義務を負うとすること、そして、②権利擁護の必要な人々を掘り起こし、福祉サービスの利用等につないで虐待を防止するなどの実績をあげた民間の権利擁護団体を認証し、財政的に補助する仕組み等を導入すること、なども検討に値しよう。

【文 献】  
1) 高村 浩：成年後見制度；誰が要介護者の代弁をするのか；ケアその思想と実践③、東京、岩波出版(2008)。

の対応は、「分離」が33.3%、「分離」を行った事例では「介護保険サービスの利用」が38.8%、「医療機関への一時入院」が20.8%であった。「分離していない」事例の場合、「養護者に対する助言指導」が47.7%、「ケアプランの見直し」が28.0%であった。このようない「養護者支援」対応で効果ある「虐待防止」につながっているかはまだ検証されていない、「虐待防止」を目的に策定された「防止法」であるが、施行3年目に入った平成20年度の調査結果においても単に虐待相談・通報件数が増加したのみならず、児童虐待である「介護殺人」「介護殺人」や「介護心中」の件数が報告され殺人・心中を限りなくゼロにする結果は得られなかつた。

「虐待防止」の件数も平成18年度の調査で31件、平成19年度で27件、平成20年度で24件の数字が発表されている。ちなみに、「介護殺人」「心中」「被れ」をキーワードに朝日新聞、読売新聞の検索サイトから検索した結果(内は心中のキーワードを抜いた件数)、2008年の1年間にヒットした件数は朝日新聞17件(55件)であった。また、2009年の1年間では、朝日新聞27件(122件)、読売新聞33件(103件)であった。これらの数字は、検索する新聞紙の範囲やキーワードによりかなりの違いがある。問題は、「介護疲れ」による介護殺人や介護心中という「事件」が家族介護の名の下で頻繁に発生している事実をどうとらえるかである。介護疲れや介護負担の軽減を目的に創設されたはずの「介護保険制度」や「防止法」は、「虐待防止」の歯止めにならぬ高齢者への虐待件数は年々増加しているのである。

欧米諸国ではほとんど目にしない家族介護をめぐる殺人や心中が「介護疲れ」の見出しへ「事件・犯罪」として日常的に発生し、新聞紙上で取り上げられるわが国の社会状況こそ深刻に受け止めなければならない。そのためには、在宅介護が施設介護に比べて、①経済的負担が重い、②高齢者のニーズに合致しない制度政策、③わが国の親孝行文化と社会制度の乖離、という3つの要因が相まって親子関係、夫婦関係、介護関係に影響を与える「介護疲れ」が「虐待」という行為につながっていくと考える。

しかしながら、本学会は介護による負担リスクの軽減を図る観点から「学会として虐待を防止するために虐待発生のメカニズムを提示し、防止のための有効な方法論を探ってきたであろうか」「われわれは、日本高齢者虐待防止学会として会員が迷ったときに立ち戻る考え方の理念や根幹を打ち出してきたであろうか」「またそのような研究をしてきたであろうか」といったこれらの問い合わせを検証することこそ、学会の課題として求められているのではないのか。

われわれの子どもや孫の世代が家族をどうとらえてほしいか、虐待を発生させるような家庭観をこのまま続けてよいであろうか、明確な家庭観、幸せ観をもないと、虐待をとらえることはできないのではないか。いま、本学会として、家族のあり方、家族の幸せ観をどうとらえていくかが問われていると思われる。それぞれの幸せ観は異なるであろうが、今後の家族の変化は予測ががつく、しかし、いまある家族を政策的に利用するのではなく、それぞれの家族がそれぞれの家族を維持することができるよう強固な日本型セーブティーネットを社会的にもつことが基本である。そのうえで、本学会の課題として虐待発生の要因を明らかにするのみならず、社会構造の観点から家族に対する考え方を提示するときには、ないであろうか。

## 日本高齢者虐待防止学会に求められる課題の検証

萩原 清子  
関東学院大学文学部

2003年8月に設立された日本高齢者虐待防止学会(以下、本学会)は、翌年7月の第1回学術大会・東京大会から昨年の第6回名古屋大会まで、着実に学会としての実績を上げ、研究・実践の両面において国民の期待に沿うべく活動をしてきた。その間、学会活動として2006年4月より施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、防止法)の制定時には学会としての「要望書」を当時の与党自由民主党、公明党および民主党の国會議員の「高齢者虐待防止に関するプロジェクトチーム」に検討事項として提出し、法案制定過程に反映されたよう要望した。

しかし、防止法の制定に向けた本学会の活動も、法が成立した現在、学会として次の段階の「虐待防止」に向けた活動目標がやや不明確になつていていると思われる。本学会のニュースレター一通巻第6号の「会員からの活動報告:養護者支援における課題」を寄せた松尾隆義氏(東京都豊島区保健福祉高齢者福祉課)は、「防止法」に「養護者支援」が法律名にうたわれ、第14条に「養護者支援」が明記されているものの、虐待が生じている家族を支援するのではなく、虐待による虐待が「介護疲れ」に起因するものなら比較的の対応しやすいが、虐待している息子も「普段はやさしい息子」であり、「ゴミ屋敷」で母親も失禁状態にありながら「引きこもり」の息子がそれなりに介護をしているケース、父親の認知症の症状を認めることで、「しつけ」と称して「たたく」「一所懸命に介護する娘、息子からの愛情を求めるあまり、「娘」への憎しみを暴らせ攻撃にでる母親等の事例を載せている。このような家族による虐待への対応は単に「分離保護」すればすむものではない。豊島区は「防止法」施行以前から専門家の協力を得て「虐待対応の体制整備が進んでいる」自治体といわれている。その担当者が「養護者支援」とは何であろう?と自問し、「適切な家族支援を模索する日々が、今日も続く」と締めくくついている。

現行の「防止法」に明記された「養護者支援」策は、どれほど“虐待防止”に影響を与えているであろうか。厚生労働省は、平成18年度から毎年「防止法」に基づく対応状況等に関する調査結果を発表している。それによると、3年間通じて市町村等への相談・通報件数は養護施設従事者・在宅の養護者による高齢者虐待ともに増加している。平成20年度の養護者による虐待の状況では、相談・通報件数は前年度より8.6%増加した。虐待者との同・別居では同居が86.0%、世帯構成は「未婚の子と同一世帯」が35.6%、既婚子27.4%、合わせると63.0%が子と同一世帯であった。虐待者の統両では、「息子」40.2%、「夫」17.3%、「娘」15.1%と前年度と同様の傾向を示し、相変わらず「息子」がもつとも多かつた。これら虐待事例への市町村

## 巻頭言

## 高齢者虐待防止法とセルフ・ネグレクト

津村智恵子

甲南女子大学看護リハビリテーション学部

2005年11月わが国初の高齢者虐待防止・養護支援法(以降省略、高齢者虐待防止法)が施行された翌年、2006年7月の第3回高齢者虐待防止学会大阪大会のメインテーマに、時期が早すぎるといわれる筆者らは「セルフ・ネグレクト(自己放任)」を防ごう/ひとり暮らし・高齢夫婦特にやさしいまちづくり」を挙げた。その背景として、わが国経済の低迷化、国立人口問題研究会推計の2015年には戦後のペーパーホーム世代が65歳の高齢期に達し、2025年には高齢全世帯の7割をひとり暮らしと高齢夫婦世帯などが占めることがおよび、2005年の内閣府全国調査で、近所つき合いのない単身高齢者が11.2%いることなどである。これらから、社会とのかかわりを望まない孤立中・高年者の孤立死の増加が推測できる。

2010年のテレビや新聞報道等では、行政機関が行つた100歳以上高齢者調査では行方不明高齢者の続出、次々に発見される家庭内での高齢者の白骨死体、これに繋がる年金不正受給家族のようすなどから、これら世帯が近隣からも孤立していたことをうかがわせる。加えて近年の急速な核家族化は、家事や近所つき合いが苦手な男性が介護を背負うめになり、相談相手のない孤立した男性介護者による高齢者虐待を増加させ、働く職場のない、息子等によるバラサイト型虐待が孤立した高齢者と子の世帯を増やし、都市・農村とも全国的にセルフ・ネグレクトは水面下で浸潤化し、拡大しつつあると思われる。

高齢者のセルフ・ネグレクトを津村ら大阪高齢者虐待研究会は、高齢者虐待防止制度の先進国アメリカの全米高齢者虐待問題研究所(National Center on Elder Abuse; NCEA)の定義に下線部分を加え、「高齢者が通常ひとりの人としての生活において当然行う行為を行わない、あるいは行う能力がないことから自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること」と定義した。高齢者本人の意図、無意図は関係なく、結果として放置しておくと孤立死に至る可能性が高いことから、法的対処による積極的対応施策が必要と考えている。現行のわが国の高齢者虐待防止法ではセルフ・ネグレクトは、養護者など第3者による加害でないことを除外している。しかし、セルフ・ネグレクトは一般的には虐待の一種であり、人権擁護の立場から専門職としては見放すことのできない、解決・改善までにもっとも手数と時間のかかる虐待でもある。多々良紀夫は「正常な判断力を有する高齢者が、自分の健康や安全を脅かしたとしても自由意志に基づいて起こした行為は、他人に迷惑がかかるなければ、個人の選択の自由、ライフスタイルの問題なので、アメリカでは専門家の介入の対象にならなければいけないと述べている。

縮め孤立死に至る可能性が高い場合、専門職の介入は当然であるが、「自己主張しない」、「家の恥はさらさない」が美德のわが国では介入拒否事例も多い。また、訪問しても即応の成果も得られないことから、法的根拠のない支援困難なセルフ・ネグレクト(自己放任)事例は、現実には地域包括支援センター等の訪問対象としては敬遠されている。同じく実態調査で要見守り高齢者が発見されても、法的裏づけがないと、継続的な見守り訪問には繋がっていない市町村が多い。これに加え、セルフ・ネグレクト高齢者はサービスを拒否し、介護保険を申請しない者がほとんどため、介護保険制度からは滑り落ちている。このようなセルフ・ネグレクト予備軍高齢者を住民組織と協同して継続した見守り訪問等で早期介入・対応するネットワーク構築が、未然にセルフ・ネグレクト発症防止に繋がるといえる。

2007年10月厚生労働省「虐待防止法等の施行に伴う対応について」の通知で、地域内の高齢者虐待のネットワーク構築の重要性を述べ、地域包括支援センターの重要な業務として位置づけている。しかし、筆者らの住民見守りボランティア等へのインタビューア調査では、住民組織に任せられた見守り活動への不安と組織維持の困難さの訴えを多く聞いている。住民が見守りできる対象範囲を明確にし、住民の見守り範囲を限定して責任の疊減を図り見守り活動への不安感を取り除くことが見守り組織の継続維持には欠かせない、住民組織による見守り活動の限界を踏まえて、専門家による見守り組織が受け皿となるわが国独自の見守り組織が構築できるものと考える。

また、見守りボランティア組織を構築後、「住民主体で運営にすべき」と、自治体はいつせいに支援の手を離れないだろうか、作った組織が中止や消滅する事態に陥らないためにも、地域包括支援センターはもちろん、行政の保健・福祉職等は担当地区内の孤立中・高齢者の孤立死防止に向け、見守りボランティア活動に意欲的に取組んでも「自分ひとりでの見守りは荷が重い」と不安を抱えた状態での活動は、心理的に追い詰めらばランティアや民生委員は迷うことな象高齢者に不安や変化、いつもと違う異常を感じたらボランティアや民生委員は迷うことなく、地域包括支援センターの専門職に相談できる、即応かつ共に移動できる体制構築が望まれる。住民が専門職と相談しながら長く見守りの必要な社会的弱者である高齢者、障害者、子どもたちまで、幅広く、長い継続した見守りボランティア活動は住民主体の安心・安全のまちづくりにやがて繋がっていく。その維持にはNPO組織への移行も視野に入れた働きかけを考えておく必要があるであろう。

最近では、市町村等でも人権を守るという観点からセルフ・ネグレクトは見すごないという立場をとっているところも増えている。セルフ・ネグレクトが、わが国の高齢者虐待防止法に虐待として正式に定義されることが、法的根拠に基づく対応策の確立に繋がりますまな予防施策が予算と併せ実現可能になる。早急な法改正、法的対応を願っている。

## 検討会から立法へのあゆみ忘れずに

南野知恵子  
元参議院議員

2011年6月の朝日新聞には、「息子の高齢者いじめ深刻、虐待事案が、2010年度は、過去最多を更新」とあり、家族、介護職員から、65歳以上の高齢者が虐待を受けた事案が、2010年度は、2009年度より1,073件も増え、16,764件までのばり、過去最多を更新したことを、厚生労働省が調査結果として公表した。虐待による死亡は21人で、前年度の32人で、前年度の32人であるが、すべて家族によるもので、大半が家族や同居人であるが、介護施設の職員による事案が96件もあつたことが報じられ、さらに家族による虐待のうち、被害者の約77%が女性、また約47%が認知症とみられる人で、虐待したのは息子がもつとも多く、43%を占めたと示されたいた。これは「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等による法律」(以下、高齢者虐待防止法)の施行を受けて、2006年度から実施されているものであり、虐待の件数は増え続けているとの報告である。このような実態が衆院の「孝行・尊敬の念」の軽薄化など、わが国の「文化のあり様」にも思えます。このような社会状況のなか、このたび、貴編集委員会より、巻頭言執筆依頼をいただきありがとうございました。これを機に、立法に向けた当初を振り返ってみたいと思います。そして、今までのみなさま方とのあゆみに、心より感謝申上げます。

2002年当時の高齢者虐待問題は、家庭内暴力(夫婦間)や児童虐待の話題が沸騰しており、高齢者や障害者問題は、次の課題として出番を持つているかのようでした。また、多くは、介護の高齢者や障害者に対する介護者のストレスや疲労が、虐待を加える引き金となつているようによくえらわれており、精神的虐待、身体的虐待、経済的虐待、さらには、ネグレクトなど家庭内で起こる複雑な出来事が多く、興味にいくといわれれる出来事でした。

私は、高齢者虐待に着手する前に、参議院の特別調査会「共生社会に関する調査会」の理事会の下、「女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム」を設置し、検討の結果、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」を平成13年4月に第151回国会で成立をみたのが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)であります。高齢者虐待についても、保健、医療、福祉のみならず、教育、民事、刑事など多方面に関連する課題であることから、各方面の有識者にお声を立て、平成14年2月に高齢者虐待に関する勉強会を立ち上げました。常時参加メンバーには、学識経験者として田中莊司日本大学教授、多々良紀夫教授、高崎政司主幹、厚生労働省老健局、法務省人権擁護局、さらに、弁護士、社会福祉法人の在宅サービス担当者等々と計5回の会合を重

ねました。第1回から第3回の会合では、主として国内の状況やアメリカ等の取り組み、法律的な問題点等々についての聽取を中心に行なった。第4回、第5回では、主に在宅介護や地域の虐待防止等のネットワークにかかわっている方々からの報告を受け、高齢者の直面する諸問題について掘り起こし、理解を深めていきました。平成15年6月には、5回の勉強会の成果を「中間まとめ」として報告書としました。主な論点として、実態解明の必要性、虐待の定義・態様、キーパーソン(虐待事例の第一発見者)、相談窓口、緊急通報先、通報や介入の仕組みなどの法律的問題点、被虐待者のケアなどの問題点を列挙し、当面の取り組み課題として、家庭内虐待について、虐待の実態把握や行政等による関与が困難なケースが多いことから、研究機関による全国規模の調査、地方自治体の実際的な介入等のモデルの検証などを早急に行うこと、施設内虐待については、職員に対する研修や人所者・その家族等、関係者の意識改革を図り、さらに介護相談員による施設訪問などの推進、行政による指導監査の適正な実施により発生の防止を図ることなどを打ち出しました。これを受け、厚生労働省がこの問題に関する調査研究を行うことになりました。その折、北海道新聞が「高齢者虐待」の連載記事のなかで、「政府・国会ようやく始動」として、取り上げてくださいました。これが初期の活動でした。さらにもっとも嬉しかったことは、平成15年8月9日、天候の悪いなかにもかかわらず、おおぜいの仲間が集い合い、「日本高齢者虐待防止学会」が日本大学、田中莊司教授の下で立ち上げられたことで、心強い限りでした。私は、勉強会の中間とりまとめを階級、「高齢者虐待防止法」の議員立法を目指し、自由民主党において、有志議員による高齢者虐待問題検討会を平成15年7月25日に発足、会長は陣内孝雄(参)私は、事務局長、次長は馳浩(衆)として「家庭における高齢者虐待に関する調査」を通じ、早急な対応を要する事項についてとりまとめ、平成16年6月に高齢者虐待問題への対応に関する要望として、当時の坂口厚生労働大臣に、直接面談のうえ、必要な施設、措置を積極的に譲じてくださるよう、5項目の要望書を手交しました。

検討会をさらに「高齢者虐待問題議員連盟」として発展させ、議員立法へと踏み出そうとしたときに、法務大臣を拝命することになり、議員立法への取り組みは、馳浩議員(衆)に、お願いすることとなり、平成17年、第163回国会において「高齢者虐待防止法」の成立に至りました。勉強会を立ち上げてから、3年余りの道のりでありました。法務大臣を退任し、馳会長の下で、この法律の改訂に向けて検討会に参加していましたが、3期18年を参議院として務めさせていただき、後輩にバトンタッチすることができ、引退させただきました。

高齢者の幸せ、養護する人びとも充実感を味わえる暮らしにと、心より念じております。

## 今後の当学会が取り組むべきいくつかの課題

池田 直樹  
理事長

### 1 今後の当学会が取り組むべきいくつかの課題について

まず第1に、障がい者虐待防止法が2012年10月に施行されたこともあり、高齢者と障がいのある人にについて虐待対応の連携を探る必要がある。第2に、アジア圏、特に中国、韓国における高齢者の厳しい状況が懸念される。高齢者はその心身の危うさの中で、その国の経済状況、家族状況の中で翻弄され、お荷物のように陳んじられ、孤立しがちになり、人としての尊厳を維持することが危うくなる。できれば、これらの国々の現状を把握して、高齢者虐待防止の手法と理念について意見交換したいところである。第3に、当学会はいくつかの専門領域の方々が参加されており、それぞれの領域から高齢者虐待防止に取り組まれている。しかし、虐待防止の領域で隣接関係にありながら、その連携はまだ個人的なつながりで手探りのような状況に思える。制度を作るのは国であるが、現場では現場の担当者が互いに有機的に連携していくことで虐待防止に向けた成果を上げていくことができるようになる。この他にも、当学会では高齢者虐待防止法の改正に向けたいくつかの観点を指摘しており、それらについて、今般の衆議院選挙を踏まえ新たな超党派の議員連盟に働きかけることも検討していく必要がある。以下、それぞれについて、若干述べてみたい。

### 2 障がい者虐待防止の取り組みとの連携

まず、障がい者との関係でみると、日本の虐待防止法は、児童虐待防止法、DV防止法、高齢者虐待防止法、そして、障がい者虐待防止法と虐待を受ける被害者ごとに別個に制度化されてきた。言うまでもなく、虐待は個人の尊厳を損ない、被害者の居場所を奪い、生きる意欲を奪ってしまいかねない残酷さがあり、その点において児童、女性、高齢者、障がい者で差異はない。ただ、このように被害者ごとに個別の制度になったのは、国が計画的に虐待防止法制を検討して立案し実施したものではなく、個々の当事者を救済するために奮闘し支援する人々の声を国会が受け止め、議員立法されたのである。それ故にそれぞれに異なる背景事情から立法化の動きが具体化し、またこれらの方の声を受け止める国会議員の側も個々のチームに開心のある議員が超党派の議員連盟を結成しており、他の分野の虐待問題に歩調を合わせることよりも、「せめて既に準備が整った我々の分野だけでも先に制度化を」という声に待ったをかけることはできず、このような現状にならざる。

そこで、上記のとおり虐待防止法が出揃った現段階で、横断的な「虐待防止」に向けた取り組みが必要になっている。特に虐待防止を担当する行政（都道府県、市町村）において、専門職を配置するなど事情にあることは否定できない。とするならば、次善の策として専門職に即した適切な人材を用意することは困難な事情にあれば、各虐待類型に即した適切な機関を取り組む機関を掘り下げる対応が望まれるところであるが、各虐待類型に即した適切な人材を用意することは困難な事情にあることは否定できない。とするならば、次善の策として専門職に即した適切な機関を取り組む機関を設置することがより現実的な選択と言える。京都府では平成24年4月障害者・高齢者権利擁護センターを設置したが、その中で高齢者虐待と障がい者虐待の双方を担当することとした。このような枠組

みは他の自治体でも採用されていくものと思われる。さらに児童虐待やDVについても事例によっては連携する必要が生じてくることは予測できることから、行政窓口の一本化も早晚検討されることになろう。

このような将来を見越して、当学会では他の虐待防止問題に取り組んでいる団体や研究者とも共同開催のシンポジウムや研究会をもつことも検討していく必要がある。

3 アジア圏での高齢者虐待防止の取り組みとの連携

中国や韓国でも高齢人口が増加し、高齢者の人口比の上昇、そのことが社会での圧力になる。日本でも高度成長期においては、高齢者介護も家庭内で吸収できましたが、高齢者人口の増加と高齢者との同居率の低下とともに高齢者の居場所に困るようになり、家族としては何より高齢者の引き取り先を探すようになる。引き取り先がなければ、在宅に押し込まれる。今まで当学会での研究対象として北欧や韓国における虐待防止の取り組みは紹介されてきているが、中国での取り組みや研究については、集間にして把握できていない。

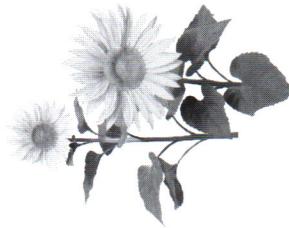
中国において家族関係がどのように機能し、あるいは崩壊しつつあるかも把握する必要があるが、日本での取り組みが参考になるのであれば、是非早期に意見交換していく必要があり、そのような開催は当学会も関わっているINPEA（高齢者虐待防止国際ネットワーク）がその役割を果たしており、この活動をより広げていく必要がある。

### 4 関連専門職の連携

さらに、当学会には医療・看護専門職、福祉専門職、法律専門職、行政職ほか多様な専門領域の方々が会員として参加されているのが特徴であり、それぞれの専門領域から高齢者虐待防止のためにどのような連携が必要かを具体的に摸索して、実践していく必要があり、このことは前多々良理事長が指摘されてきたところである。

医療・看護専門職の切り口としては、在宅医療、訪問看護（保健師など）の取り組みがあり、また施設における看護師の役割として利用者（高齢者）の健康維持と尊厳の確保がある一方で、看護師が施設員として虐待事例に対して内部通報などに踏み切るタイミングに悩む状況に置かれていることが予測される。医療・看護専門職においては、「患者の健康を第一に配慮し、患者の自分らしい生き方を支援できているか」について、他の専門領域との情報共有、説得の分担などの取り組みを工夫していく必要がある。

福祉専門職（社会福祉士など）の切り口としては、「家族支援」の手法、養護者支援の在り方、専職職員のための福祉サービスに改善の余地はないかなどが挙げられる。つまり、要介護高齢者のいる家族に、



個々の財政状況を踏まえて、福祉的な社会資源を準備し、説得し、つなげる役割は重要である。また介護サービスに関する人材育成における福祉専門職の役割も重要である。人材育成については、医療・看護専門職、法律専門職も協力して取り組む必要がある。

また、「家族支援」という専門領域も福祉専門職が取り組むべきものと思われ、高齢者介護を抱えた家族の構成員が抱えている多様なリスクを把握し、破綻しかかった家族を受け止め、あるいは切り離す闇わりなどに関連専門職などのように分担するか実践を踏まえて蓄積していく必要がある。

法律専門職の切り口としては、財産管理、成年後見の普及、養護者の経済的困窮の教養支援、専職の確保などが挙げられる。専職の維持・確保の観点から、「やむを得ない切り離し措置」に際して、「経過觀察か、分離救出か」を見極める際には、福祉職は社会資源としての家族を最後まで信頼しようとするのに対し、法律職は専職が危機に瀕している恐がある以上、分離救出が当然であると考える傾向があり、ケース会議などでの意見調整が必要となる。

そして、救出後の財産回収、損害賠償、そして認知症の場合には成年後見の審判を申し立て介護サービス契約につなげるなどの法的支援を提供することになる。他方で、虐待者（養護者）が抱える経済破綻に対して債務整理や自己破産で身軽になることもアドバイスできる。ただ、養護者に精神科治療が必要な場合には医療専門職と連携して心身の状態の把握し、健康保持のためにケアにつなげるよう脱得が必要になる。

##### 5 総選挙結果を踏まえ、議員に高齢者虐待防止法見直しを迫る

最後に、高齢者虐待防止法は5年目見直し条項があり、当学会も数点について改正の必要性を指摘したが、厚生労働省に見直しの動きはなく、また肝心の議員連盟の動きも鈍く、見直されないままになっている。今般の衆議院選挙結果を踏まえ、早急に再度議員連盟を立ち上げて頂き、制度改革についての議論を再開して頂きたい。セリフ・ネグレクトの高齢者をこのまま放置したままではいいのか、介護保険の認可を受けない入居施設での虐待はどのように対応するのかについて制度的手段がなされていない。さらに裁判所の令状による立ち入り権限を認める制度もない。

高齢者虐待防止の取り組みは与野党対立法案ではなく、さらに深刻になりつつある高齢者虐待を食い止める制度改革は一刻の猶予もない、虐待環境に取り込まれている高齢者を一人も見逃すことなく受け止め、自分らしい生き方を貫けるよう、制度や手法など提示していく必要がある。

##### 6 学会に多くの研究者、現場担当者の参加を呼びかける

最後に、このように学会に期待された役割を果たしていくには、現在の学会の規模をさらに拡大していく必要がある。さらに多くの研究者や支援者が当学会に参加し、多様な実践を報告し、参加者がその実践を持ち帰り各地での成果を上げていく、このような研究と実践の場として当学会を是非活用して欲しい。

2013年9月には愛媛で第10回、節目の大会が開催される。今までの10年を振り返りつつも、今後の展望を明確にしながら進めていきたい。多数の参加を呼びかけます。

## 広報委員会

委員長  
高崎絹子

広報委員会では、理事会の活動に合わせて学会の活動を発展させ、会員を増やすことに努力をしてきました。

日本高齢者虐待防止学会は他の多くの学会に比べて、後発の学会である上に、テーマの範囲も「高齢者虐待」という狭い分野のいわゆる「マイナーな学会」です。さらに高齢者虐待は研究対象とするには、関連する領域が広く、また虐待の問題はデリケートで、時には深刻な側面が含まれているためにアプローチが困難であることがあります。したがって高齢者虐待は、研究対象にすることが難しく、通常の学会に比較して教育・研究に携わる方の学会加入をためらう方も多いわけです。その結果、会員数が飛躍的に伸びることは期待できないと考える方多くありました。

また、他の学術学会とは異なり、発足当初から高齢者虐待防止法の制定を掲げて活動を始めましたので、保健医療福祉分野をはじめ、法曹界、行政等の実践者の参加が多くありました。また、障害者虐待に関する団体や成年後見に関する法曹関係者から、あるいは児童虐待、配偶者間虐待（DV）防止の活動と共にしたらという意見も理事の中にはありました。しかし、これらの問題を同時に包含して高齢者虐待防止法の検討を進めるのは効率的ではないので、あまり範囲を広げずできるだけシンプルにし、高齢者虐待防止法が成立した後に、必要に応じて、関連分野と連携・統合していくのがよいという判断で進めることになりました。

学会設立当初から、毎年、行われる大会は会員増加の機会としては最も効果的であり、大会長と理事会、広報委員会のメンバーは、さまざまな形で広報活動に力を注ぎました。また、世論を盛り上げ、一般の方にも理解し、支持してもらうには、マスコミ報道も重要であり、支障のない範囲で種々の調査結果を発表し、事件報道へのコメントにも積極的に対応するように心がけました。

学会が発足した平成15（2003）年度は会員数102名でしたが、毎年増え、平成16（2004）年は188人、高齢者虐待防止法が成立した平成17（2005）年度には239人、平成18（2006）年度324人、平成19（2007）年度は373人でした。その後、行市町村や地域包括支援センターでの活動が本格的になりましたが、会員数は約400人前後と横ばい状態でした。第10回愛媛大会や学会創立10周年記念誌が発行される平成25（2013）年度以降は、会員が増えるものと期待しています。今後、日本高齢者虐待防止学会としては、障害者虐待防止や成年後見、配偶者間暴力防止（DV）、さらに児童虐待防止の領域との連携も視野に入れて、学会活動や広報活動を行っていくことを検討する必要があると考えます。

毎年開催される学術集会である大会は、平成25（2013）年には第10回目を迎ますが、大会の開催は、会員数拡大の絶好の機会なので、各大会長はじめ理事会事務局や広報委員会の担当者は、資料を準備して会員募集のPRを行ってきました。また、学会誌の編集委員会やホームページ、ニュースレターの編集委員との連携を図り、情報を交換して、タイミングよく会員の皆様にそれらを提供できるように努力してきました。なお、理事会の広報活動の一環として「理事会企画プログラム」を、毎年、理

事会と広報委員会が協力する形で実施してきました。

以上述べたように、直接間接にいろいろな活動をしてきましたが、活動は予算的な面で制限されることもあります。そんな中で、ホームページを平成17(2005)年4月に開設、ニュースレターは平成19(2007)年1月に通巻第1号を創刊しましたが、発足から現状までの状況について述べたいと思います。

学会が発足して1年余の間もない頃、副理事長と理事会事務局を兼ねた私は、ホームページは外注すると開設費40万円、毎月数十万円の費用が必要と言われ、当時、ホームページに詳しい院生の千田睦美氏(現・岩手県立看護大学講師)にお願いして何とか開設・維持に漕ぎ着けました。ほとんど無報酬のボランティア活動で、十分ではありませんが、今日まで続けてきました。現在は、以下に示すように、評議員・広報委員会委員でもある小長谷百絵氏(昭和大学教授)がボランティアで管理をして下さっています。

また、ニュースレターについては、年1回発行の学会誌「高齢者虐待防止研究」だけでは、会員への情報発信や会員相互のコミュニケーションを図ることはできないと考え、学会運営に協力をして下さっていた吉岡幸子氏と相談し、これも予算がないのでボランティアでニュースレターを発行することにしました。通巻第1号の編集作業は主に高崎が行い、編集責任は金子善彦先生、図版等の構成やパソコンの操作技術は吉岡氏が担当し、印刷も安いところを探して、というように、試行錯誤を繰り返した末にやっと完成し、発送することができました。「産みの苦しみ」は、完成すれば大きな喜びに変わります。その後、以下のように編集担当者は変わりましたが、皆さん忙しい教育・研究を本務としている方ばかりなので、完成までのご苦労は並大抵ではなかったと推察しております。以下に主要な編集担当者の名前(敬称略)を記し、感謝の意を表します。

通巻1号は理事会事務局の責任で吉岡幸子、高崎絹子が主に担当、通巻2号は岩沢純子、吉岡幸子、通巻3号は岩沢純子、尾崎美恵子、吉岡幸子、通巻4号は吉岡幸子、通巻5号は岩沢純子、吉岡幸子、通巻6号・7号は大越英貴、通巻8号・9号は久代和加子、通巻10号は高崎絹子、山岸貴子、通巻11号・12号は高崎絹子、吉岡幸子が主に担当しました。

以下、ホームページについては現在広報委員である小長谷百絵氏に、ニュースレターについては吉岡幸子氏に述べていただきます。

#### 〈本学会ホームページ担当して〉

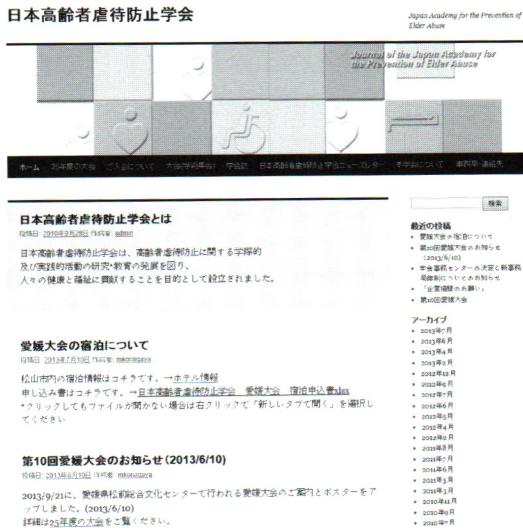
高齢者虐待防止学会のホームページについて紹介します。

トップページのデザインは、一目見れば当学会のホームページとわかるように学会誌「高齢者虐待防止研究」の表紙のデザインを用いました。予算上の理由で、ホームページ制作会社に委託することもなく、素人が管理をしているので、洗練されてはいませんが、学術集会等の運営や重要な情報の提供には支障がないように随時更新を心がけています。

このホームページは学会発足と同時に、ホームページビルダーというソフトで当時の看護の大学院生が作成したものです。今では考えられないと思いますが、トップページだけで構成されていて、巻紙式に書き込むだけのものでした。それでも多くの方がホームページを訪問下さいました。

現在は、過去の学術集会や当該年度の学術集会、ニュースレターその他、事務手続きに関するなどの情報が掲載されています。

本学会の理事の先生は法曹界や保健医療、社会福祉など各界でご活躍の先生です。今後は各先生の虐待防止に関する講演予定やその内容をアップし、皆様に迅速にお伝えすることが目標であり、課題です。会員の皆様からのご意見をお待ちしています。 (広報委員会委員 小長谷百絵 昭和大学)



現在の学会ホームページのトップページ（一部）

### 〈ニュースレターの編集担当を代表して〉

高齢者虐待防止学会設立当初の事務局は、人手も少なく、様々な難題や作業も多くありました。しかし今思えば、副理事長・理事長だった高崎絹子先生の熱い想いに応えるべく、理事会事務局担当の方々と一丸となって、夜遅くまで作業したことを懐かしく思い出しております。

さて、私ですが、学会設立当初、事務局としてニュースレターの編集を仰せつかりました。まず、最初に手がけたことは「表紙のデザイン」を考える事でした。デザインとは無縁の私が一番苦労した事でしたが、多くの先生方からご助言を頂き、修正を繰り返し、ようやく今の表紙のデザインが出来上がりました。

次は編集作業ですが、実に当たり前ですが、会員の皆様にお読みいただくには、文字の大きさやレイアウト、バランスはどうか、またイラストはどれが良いか等、迷いに迷い、何度も直し、素人ながらワード機能を駆使していたことを思い起こしました。教員をしながらの編集作業は、簡単ではありませんでしたが、何もかも手探りで、夢中で担当したというのが実感です。

現在では、高齢者虐待防止学会に関する活動は、ホームページで情報を得ることが出来ます。しかし、ニュースレターは年2回ではありますが、学会から会員の皆様のお手元に最新情報を発信しております。お手元に届きましたらご一読いただき、忌憚のないご意見を賜り、さらなる充実を図りたいと考えております。

(広報委員会委員 吉岡幸子 埼玉県立大学)





発行責任者: 高崎綾子(日本高齢者虐待防止学会理事長)

編集責任者: 金子晋彦

平成20(2008)年度 NO.2(通巻5)  
日本高齢者虐待防止学会  
ニュースレター

ニュースレター(通巻5)に寄せて	1
第7回学術広島大会報告	2
理事会企画ワークショップとEADのイベント	3
会員からの活動報告	4
リースセイヒ・分野	5
リースセイヒ・会員登録	6
事務局だより	7
学会だより・学会からのお知らせ	8

学会: アドレス: <http://jaapea.jim.jp>

平成21年1月発行

ニュースレター(通巻5)に寄せて

—法律施行後3年目に思う—

淑徳大学大学院総合福祉研究科 教授 多々良紀夫

(日本高齢者虐待防止学会理事)

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「高齢者虐待防止法」と言う)が施行されたのは、2006年4月1日であるので、本年の3月31日をもって本法律の施行後3年を迎えることになる。本法律の成立に際して、わが国の研究者、実践者及び権利擁護活動家が声を大にして、わが国が「家庭内暴力対応先進国」の仲間入りを果たしたのだと、内外に発信すると思っていた筆者は、正直者で少々失望した。そのような反応を示した人たちが殆どいなかったからである。因みに、「家庭内暴力対応先進国」とは、家庭内暴力対応三法を有する国のことである。ここで、三法とは、児童虐待防止法、D.V.法及び高齢者虐待防止法(この法律には、施設内虐待防止の条文が入っている事が多い)の3つである。わが国においては、「児童虐待の防止等に関する法律」が2000年5月に成立して、翌2001年4月には「配偶者からの暴力の防止及び被虐者の保護に関する法律」が制定された。そして、高齢者虐待防止法が2005年11月に成立したので、わが国は、これらの家庭内暴力対応三法全てを僅か5年6ヶ月の短い期間に制定させたのである。これは、素晴らしい事ではないであろうか。家庭内暴力防止や虐待に関わる者として、誇りに思わない事であろう。

他の国との家庭内暴力対応や防止の法制化はどうなっているのであるか。家庭内暴力対応先進国といえば、間違いないアメリカである。アメリカにおいては、児童虐待防止連邦法が1974年に成立して、高齢者虐待防止連邦法は1991年、そして、「女性に対する暴力防止連邦法(VAWA)」は1994年に制定された。即ち、全ての家庭内暴力対応の法律レベルでの立法化でアメリカは20年を要したのである。その他の国を見ても、日本とアメリカのよう家庭内暴力対応三法を完全な形で「国の法律」として有している国はない。特に、これら三法全てで構成した国内法(stand-alone national laws)として国議会を通過させた国は、世界でのみである。一般的に、北米の「社会福祉先進国」は、高齢者虐待対応(特に家庭内における高齢者虐待防止)の法制化が消極的である。

このようにして見る限り、高齢者虐待防止法の制定により、わが国が家庭内暴力対応先進国リーダーに躍り出たといつても過言ではない。少なくとも筆者は、其のつもりでいるのである。従って、2005年の米国老年学会(GSA)の年次大会を初めてとして、殆ど毎年わが国の高齢者虐待防止法に関する発表を行なってきた。これらの発表には、わが国の行政担当者を含む内外の研究者が重要な役割を果たした。2005年12月に開催された「ホワイトハウス高齢問題会議」に国際学者として招待された筆者は、本法の英文を用意して、会場があらゆるところに、わが国が「家庭内暴力対応先進国」になったことを報告した。「日本は家庭内の暴力に寛容な国ではなかったのか」と聞くと、初めてくる研究者もいた。わが国の研究者らが、国際的な場面で、わが国の高齢者虐待防止活動について語る機会が増える事を祈る次第である。国内においては、本学会の会員を500人ほどで早急に増やす為の具体的な「策」がないのはなんと悲しい事であろう。数年前本学会の創立総会において、高齢者虐待防止法成立の立役者である南野千恵子参議院議員が、「裾野の広い学会に育てていてください」と言われた事を忘れてはならない。

1



発行責任者: 高崎綾子(日本高齢者虐待防止学会理事長)

編集責任者: 金子晋彦

平成21(2009)年度 NO.1(通巻6)  
日本高齢者虐待防止学会  
ニュースレター

ニュースレター(通巻6)に寄せて	1
第7回学術広島大会報告	2
理事会企画ワークショップとEADのイベント	3
第1回学術広島大会の案内	4
会員からの活動報告	5
リースセイヒ・分野	6
リースセイヒ・会員登録	7
事務局だより	8

学会: アドレス: <http://jaapea.jim.jp>

平成21年11月発行

ニュースレター(通巻6)に寄せて

—虐待防止・権利擁護における地域包括支援センターの役割について—

熊本学園大学教授 河野正輝  
(日本高齢者虐待防止学会副理事長)

2005年介護保険法改正において、虐待の防止、早期見聞きその他の権利擁護事業等が新しく定められた。それらは、わずかな変文ながら、高齢者虐待防止の観点からのみならず、社会保険の原理の観点からも重要な期向をなす改正であった。

社会保険の原理の観点からというのは、少し説明が必要かもしれない。社会保険は民間保険と同じく将来のリスク(保険事故)に備えて、保険料を拠出し、その保険料に基づいて給付を行なうという保険原理と、保険原理の一部修正して高所得者から低所得者へなど、所得を再分配するという扶養原理から成り立っている。社会保険は保険原理と扶養原理によって、保険事故が生じた後の所得喪失(または出費増)を補填するものとされてきた。

ところが、上記の虐待防止・権利擁護事業の専門家等によって、社会保険は所得喪失の補填を超えた新たな役割、つまり保険事故の予防とノーマルな社会生活への包摂(インクルージョン)という役割を担い始めたのである。これを社会保険における新たな第3の原理として、仮にインクルージョン原理としておこう。新たな役割を担い始める動きは、介護保険のみならず医療保険、雇用保険、労災保険にも見出すことができる。

この新たな役割は、介護保険では地域包括支援センターが担うこととされている。同センターは予防給付のためのアセスメント、ケアプランの作成といった通常の保険給付の業務をこなすとともに、加えて新しいインクルージョン原理に沿った活動とはどうあるべきかを開発し定着させ、発展させていかなくてはならない。はたして同一の機関・職員で、業務の性質や専門性の異なる二つの役割をうまく果たせるであろうか。

このように考えてみると、地域包括支援センターの日々の活動に応えるためにも、同センターの新たな役割・活動の実態を調査し、インクルージョン原理が定着し発展する方向性を検討することも、本学会に求められる課題の一つであるように思われる。



(河野副理事長)

1



発行責任者: 高崎綾子(日本高齢者虐待防止学会理事長)

編集責任者: 金子晋彦

平成21(2009)年度 NO.1(通巻7)

ニュースレター  
日本高齢者虐待防止学会

ニュースレター(通巻7)に寄せて	1
第7回学術広島大会報告	2
理事会企画ワークショップとEADのイベント	3
法制度・研究活動・国際活動推進委員会より	4
会員からの活動報告	5
リースセイヒ・分野	6
書籍紹介・コーナー	7
学会だより・学会からのお知らせ	8

学会: アドレス: <http://jaapea.jim.jp>

平成21年3月発行

ニュースレター(通巻7)に寄せて



高齢者の性: 介護の現場から

田園調布学園大学教授

(日本高齢者虐待防止学会理事)

荒木乳根子

「高齢者の性と介護」をテーマに調査研究等をしてきました。その中で、高齢者の人権侵害ではなく虐待にまつわる・・と思ふ事例にも出会いました。次に書くのは「事例」と(それを聞いた折の私のつぶやき)です。みなさんはどのように思われるでしょうか。

「利用者さんの引き出にボルノの切抜きが入ってたんです。嫌なので捨ててしましました」

(ボルノを壁に張って他の利用者を不快にしたから)「知らず・・」と躊躇つておいた持ち物を捨てるなんて(んでもない!)／「車椅子への移乗のとき触られるのが嫌だから、ベッドに寝かせたまま食事介助していくます」(それじゃとも自立支援とはいえない・)／「夜間の見回りで、部屋の中でもぞもぞしているのでめくってみると、おむつを外してマスターべーションしていました。驚いて、そういうことをしたら駄目で止めようと思いました。(布団の中のプライバシーも尊重されないので)!」(仮に見てしまったら「失礼しましたよ」と注意しました)／(布団の中のプライバシーも尊重されないので)!」(仮に見てしまったら「失礼しました」と謝つて去る。それに、禁止すべき行為じゃないでしょう。それともおむつを外したら駄目と言ったのか・・)／夜間、下半身裸で男女が重なり合っているのを見発見。女性に自室に戻るよう(い)うと叱責(い)うと叱す(い)うと、服を着るまで待つののが礼儀でしょ)

あけていくと様々な事例が出てきます。高齢で介護、それに認知症も加わっているからでしょうか。通常の人間関係の中では考えられないような相手の倒産への過度な踏み込み、それを当たり前のことと思う感覚、があるような気がします。性は非常にプライベートな行為ですし、対応によっては相手のプライドを深く傷つけます。性の面でも高齢者の人権に対するセンシティブな配慮が求められます。

1



発行責任者: 高崎綾子(日本高齢者虐待防止学会理事長)

編集責任者: 金子晋彦

平成22(2010)年度 NO.1(通巻8)  
日本高齢者虐待防止学会  
ニュースレター

ニュースレター(通巻8)に寄せて	1
第7回学術広島大会報告	2
理事会企画ワークショップとEADのイベント	3
法制度・研究活動・国際活動推進委員会より	4
会員からの活動報告	5
リースセイヒ・分野	6
書籍紹介・コーナー	7
学会だより	8

学会: アドレス: <http://jaapea.jim.jp>

平成22年11月発行

ニュースレター(通巻8)に寄せて

「消えた高齢者」問題とネグレクト



首都大学東京 都市教養学部 教授  
(日本高齢者虐待防止学会理事) 副田あけみ

今年の夏、「111歳」の男性が自宅で白骨遺体となって見つかり、家族が遺族共済年金1,000万円近くを不正に受け取ったとして、長女(81歳)と孫娘(53歳)が警察に連捕された。この事件をきっかけに、「消えた高齢者」の問題が高齢社会問題化していった。その過程で、死亡通知を出さず、高齢者の年金を家族が受け取っていたケースがささらに発覚した。朝日新聞が8月上旬に実施した調査によると、100歳以上の所在不明者279人のうち、少なくとも20人の家族が年金や自治体からの敬老祝い金を受け取っていた。

100歳以上と限らずなければ、残念ながらも多くの多數になるだろう。70歳代の父親の死通知を出さず、数ヶ月、遺体とともに過ごしたという独身男性は、TVのインタビューに答えて、葬式費用も相談する人もなく、どうしようもなかったと言っていた。彼は、父親の介護をやっていたようだ。だが、介護保険も未利用であり、父親が適切な医療や福祉のサービスを使えたかどうか、彼の介護が適切なものであったかどうか、知る者はいない。父親の晩年が、非意図的の消極的ネグレクト(passive neglect)の状態であった可能性は否定できない。また、同居していた三男が、心臓病と認知症を患っていた母親(80歳)に約1ヶ月間食事を与えず、病院にも連れていかず、死亡後は光体をビニール袋に入れて放置、年金も不正受給していた事件も発覚した。これは明らかに意図的の積極的ネグレクト(active neglect)のうえの、保護責任者遺棄ならびに死体遺棄事件である。

今後、介護力がきわめて弱い老者介護、認知症の事例でpassive neglectが発生する可能性は強いが、それに加えて、上記したような形での成人によるpassive neglectやactive neglectも、残念ながら増えていくのではないだろうか。



1

平成22(2010)年度 NO.2(通巻9)

**日本高齢者虐待防止学会**  
ニュースレター

発行責任者 高崎綾子(日本高齢者虐待防止学会理事長)  
編集責任者 金子善彦

J A P E A  
Japan Academy for the Prevention of Elder Abuse

ニーズレター(通巻9)に寄せて  
嗜癖としての暴力(高齢者虐待)

埼玉医科大学大学院看護学研究科 教授  
松下千子

このたびの東日本の地震、津波、原発により被災を受けられた皆さんに、心よりお見舞い申し上げます。いま続く余震の中、日々不安を募られている方も多いと存じます。一日も早く復旧されること、この未曾有の危機状態を国民全体で、無事乗り切ることを切に願う次第です。例年とおり桜が満開を迎えています。少しずつですが、確実に暖かくなってまいりました。

さて、高齢者虐待はじめとする「家庭の中で繰り返される暴力」について、嗜癖の観点から述べたいと思います。暴力の類型は虐待と同様に、身体的、精神的、性的、経済的暴力ネグレクトに分けられますが、その定義は「加害者が被虐者に対して力づくで、自分の意志や意向を通すこと」、「支配する」とことです。家庭の中に「尊厳」や「養護」ではなく、「力」や「支配」が存在することの意味は何でしょうか。家庭は社会の最小単位のシステムです。そしてシステムには①(システム)の構成要素は相互に影響あふる、②部分には還元できない(1つのまとまりとして存在する)、③一定の方向性を有する動態である。④各要素には新しい新たな特徴があります。つまり家庭で生じている暴力は、個人(加害者)の暴力であるとともに、システムが新たに生みだした特性である可能性があります。そういう意味では、繰り返される暴力は関係性の病といえます。もちろんこれは、加害(虐待)者の暴力を正当化するものではありません。そして、関係性の病として暴力が繰り返されるのであれば、それは家族員の関係性への依存、嗜癖です。嗜癖とは、ある対象にのめり込んで、やめたくてもやめられない状態を指します。ここでいう対象とは、暴力と、暴力というコミュニケーションを通じて成立している関係性になります。実際、高齢者虐待のケースでは、コントロールできない暴力に虐待者自身も苦しんでいることが多いです。そして時に、結果的に「意図せずに」虐待を維持させてしまっている被虐待者の言動があります。

このように依存(嗜癖)する家族員の自立を支援するには、実は相当なエネルギーが必要となります。そもそも本人がコントロールできない嗜癖を、支援者がコントロールできるはずがないからです。といって、コミットしないことや彼らを避難することは、支援者のネグレクトになってしまいます。高齢者虐待事例に臨む際の支援者「しんどさ」や「難しさ」は、もっともなことといえるでしょう。

東日本大地震で被害を受けられた皆様さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈りしております。

(日本高齢者虐待防止学会を代表して 理事長 高崎綾子)

平成23(2011)年度 NO.1(通巻10)

**日本高齢者虐待防止学会**  
ニュースレター

発行責任者 高崎綾子(日本高齢者虐待防止学会理事長)  
編集責任者 金子善彦

J A P E A  
Japan Academy for the Prevention of Elder Abuse

ニーズレター(通巻10)に寄せて  
DVの高齢化の問題を考える

淑徳大学教授  
日本高齢者虐待防止学会理事 多々良紀夫

「最近、わが国においてもDVと高齢者虐待の関係についての関心が、実践者や研究者の間で深まっているようである。1990年代の中頃のアメリカにおいて、「elder abuse」は、DVの高齢化である」とブランドルとレイモンドが唱えて以来、この考え方を支持して来た筆者は、わが国での動きを歓迎したい。この問題の背景を詳しく述べるスペースはないが、以下の2つの点は、押さえておきたい。1点目は、当時のDVと高齢者虐待に関する法制化の大きな流れである。DVに関しては1994年に成立した、女性に対する非暴力法(VAWA)によって、DVが犯罪として規定され、今までより厳しい罰則が加害者に加えられる可能性が生じたのである。一方、当時のアメリカでは、家族ケア提供者の介護ストレスを解消する目的の法律を通過させようという動きがあった。このような状況の中で、ブランドルとレイモンドは、「DVは、虐待者や被虐待者高齢になってしまっても続くのである」と力強く訴えていたのである。2点目は、その後の流れである。まもなく、ブランドルとレイモンドの努力は連邦高齢化問題行政局(AoA)に認められて、高齢期の虐待全米情報センター(NCALL)が設立されたのであった(1999年)。さらに、全米家族ケア提供者支援連邦法(NFCSA)が成立して(2000年)、2005年に制定されたわが国の高齢者虐待防止法(略称)の、養護者支援プログラムに強い影響をもたらしたのである。

歴史に照らし合わせると、わが国で現在進んでいるDVと高齢者虐待の関係についての議論に2~3の問題点が見えてくる。第1に、幾人かの研究者が「加害者支援」という表現を「養護者支援」と同じ意味で使っていることである。これは、正しくない。わが国の法律やNFCSAに、「加害者支援」という考え方には存在しない。第2に、これらの研究者は、虐待者の特定よりも「虐待発生の原因を取り除くことが望ましい」と唱えているのである。これも「事実確認をしなければならない」と定めているわが国の法律から見て、適切ではない。

わが国の高齢者虐待防止法の主要な目的は、虐待対応を「専門的な知識に基づいて適切に行うこと」である。高齢化が進むわが国にとって、DVの高齢化の問題に適切に対応することは、我々の重要な課題ではないのか。

平成23年11月発行

ニーズレター(通巻10)に寄せて  
DVの高齢化の問題を考える

淑徳大学教授  
日本高齢者虐待防止学会理事 多々良紀夫

「最近、わが国においてもDVと高齢者虐待の関係についての関心が、実践者や研究者の間で深まっているようである。1990年代の中頃のアメリカにおいて、「elder abuse」は、DVの高齢化である」とブランドルとレイモンドが唱えて以来、この考え方を支持して来た筆者は、わが国での動きを歓迎したい。この問題の背景を詳しく述べるスペースはないが、以下の2つの点は、押さえておきたい。1点目は、当時のDVと高齢者虐待に関する法制化の大きな流れである。DVに関しては1994年に成立した、女性に対する非暴力法(VAWA)によって、DVが犯罪として規定され、今までより厳しい罰則が加害者に加えられる可能性が生じたのである。一方、当時のアメリカでは、家族ケア提供者の介護ストレスを解消する目的の法律を通過させようという動きがあった。このような状況の中で、ブランドルとレイモンドは、「DVは、虐待者や被虐待者高齢になってしまっても続くのである」と力強く訴えていたのである。2点目は、その後の流れである。まもなく、ブランドルとレイモンドの努力は連邦高齢化問題行政局(AoA)に認められて、高齢期の虐待全米情報センター(NCALL)が設立されたのであった(1999年)。さらに、全米家族ケア提供者支援連邦法(NFCSA)が成立して(2000年)、2005年に制定されたわが国の高齢者虐待防止法(略称)の、養護者支援プログラムに強い影響をもたらしたのである。

歴史に照らし合わせると、わが国で現在進んでいるDVと高齢者虐待の関係についての議論に2~3の問題点が見えてくる。第1に、幾人かの研究者が「加害者支援」という表現を「養護者支援」と同じ意味で使っていることである。これは、正しくない。わが国の法律やNFCSAに、「加害者支援」という考え方には存在しない。第2に、これらの研究者は、虐待者の特定よりも「虐待発生の原因を取り除くことが望ましい」と唱えているのである。これも「事実確認をしなければならない」と定めているわが国の法律から見て、適切ではない。

わが国の高齢者虐待防止法の主要な目的は、虐待対応を「専門的な知識に基づいて適切に行うこと」である。高齢化が進むわが国にとって、DVの高齢化の問題に適切に対応することは、我々の重要な課題ではないのか。

1

平成24(2012)年度 NO.1(通巻11号)

**日本高齢者虐待防止学会**  
ニュースレター通巻11号

発行責任者 池田直樹(日本高齢者虐待防止学会理事長)  
編集責任者 高崎綾子

J A P E A  
Japan Academy for the Prevention of Elder Abuse

ニーズレター(通巻11号)に寄せて  
多々良先生を偲び、先生の理念とご遺志を引き継ぐ

理事長 池田直樹

多々良先生を偲んで  
多々良先生のご厚意  
第1回神戸のお知らせ  
理事会からの報告  
理事事務局のお願い  
研究会のお願い  
会員の活動  
事務局などより

学年HPアドレス: <http://jaapea.uumin.jp>  
平成24年4月発行

多々良先生を偲び、先生の理念とご遺志を引き継ぐ

理事長 池田直樹

多々良先生がお指された学会の方向性は、医療・看護分野、社会福祉分野、そして法律分野など多様な専門職が参加しているというこの特徴を踏まえ、それぞれの分野の特徴を生みながら、あるいは相互の連携の中で、高齢者虐待を防止するための研究と実践を行うというものです。この認識を引き継いで、改めて学会の執行部体制を組み直し、神戸大会を乗り切るべく会員一丸となって全力で取り組んでもいいことがあります。

私は以前、弁護士の立場でアメリカの高齢者虐待防止活動の現状を視察するため、視察団の一員としてワシントンDCを行ったことがあります。その企画を多々良先生にぶつけたところ「OK!」の一言で、ワシントンDCの主な機関に連絡して頂き、しかも一緒に視察団に加わって頂き、個々の訪問先を案内して頂きました。今まで解説に記載しております。個々の訪問先での多々良先生の振る舞いは、まさに「ここが先生のホームグラウンド」というべきもので、各機関からフレンドリーに歓迎して頂きました。貴重な視察の機会を提供して頂き感謝します。

5月20日の臨時理事会で、私は多々良先生の後任の理事長に選任されました。「多々良先生のご遺志を引き継ぐ」という理事の皆さんの思いを受け止めさせて頂きます。私は法律実務に携わっておりますが、法律の分野、医療・看護の分野、社会福祉の分野の会員の方々の下調べを頑張ながら、頑張って行きます。

最後に、多々良先生のメールでのハンドルネームは「tony tatarra」でした。アメリカでは「Tony」と呼ばれていたのだと思います。その思いを踏まえて、最後に多々良先生にメッセージを送りたいと思います。

Dear Tony, We miss you so much.

We beg you light and instruct us forever!

安らかにおやすみください。

平成24(2012)年度 NO.2(通巻12号)

**日本高齢者虐待防止学会**  
ニュースレター通巻12号

発行責任者 池田直樹(日本高齢者虐待防止学会理事長)  
編集責任者 高崎綾子(日本高齢者虐待防止学会理事)

J A P E A  
Japan Academy for the Prevention of Elder Abuse

ニーズレター(通巻12号)に寄せて  
もぐら叩きからの脱出

栗尾慶次(フィオーレ南海 施設長・日本高齢者虐待防止学会理事)

もぐら叩きからの脱出

栗尾慶次(フィオーレ南海 施設長・日本高齢者虐待防止学会理事)

高齢者虐待防止法が施行され6年、法のあぶり出し効果で、潜在的に発生していた虐待が表面化し数字的には増加の一途をたどっているように見える。児童虐待の通報件数が年間6万件、年少人口比率は13.1%である。高齢化率が23.3%だすると、人口比で単純に1.8倍、その数値を掛けると10万件を超える通報件数が、高齢者虐待でも予測される。平成22年度で2.3万件、10万件に至る前に、予防策を講じることで、食い止めることができれば、防止法の効果があると言えるだろう。

地域包括支援センターを中心とした虐待対応協力者が、直面しているのが、主にもぐら叩き状態の、起きてくる虐待への対応(事後対応)であろう。養護者支援を目的とした協力的な虐待防止法というの建前の下では、介護ストレス型にはまだ対応できどしても、現実の「サザエ型虐待」にはむろ援助者を危険にさらすような規定が存在している。防止法であるならば、虐待対応協力者等の援助者が被虐者にならないような、様々な虐待類型に対応できるような法の規定に見直さなければならない。

議論は、まず「虐待防止(事前対応)」から始めなければならない。そのための基礎的研究が不十分である。人と人との関係性で起きた問題であり、親密な関係での暴力、距離の取り方、距離感のつかめない感情の距離、引き金となる社会的要因、経済的要因など。リスクの高くなる状況は、感覚的にはわかっている。しかし、普遍的な心理学や社会学の知識を用いて説明根拠とできるほど、どうすれば防止できるのか、どうところまでは見えていい。この論点からは、養護者による虐待、養護施設従事者等による虐待も、同じ平面で論じることができる。感情労働であり、バーソナルスペースで踏み込む生活援助を中心とした、距離感の取りにいく専門性を背景に、家族的標榜する危うさ、いかで距離をもうらうとする瞬間に至る危険性がある。

対症療法的に、虐待者の脱暴力プログラム、関係調整の技術など、事後対応としての技術は他分野においても蓄積されつつある。しかし、事前に、防止するための技術や知見を積み上げることが、ますます必要である。これは、実は人を愛しい。効果測定の方法が、倫理的問題をはじめ、実験群とコントロール群(对照群)により、どのようにすれば虐待が起き、起きないのか、ということは倫理的にできない。観察調査で、かなり長期にわたり、一定の地域の複数の世帯を追跡調査することが有効かもしれない。そのため、現実的には、虐待が発生したグループに対するインディケーターなどにより、どのような状況で追い込まれ、生活のしくさ、暮らしにくさ、生きにくさを虐待として表現するようになったのかを聴取し、その予防策を推定することになる。グラミンのソーシャル・ビジネスへの投資のよう、日常生活モデルの虐待防止プログラムが求められる。

1

## 法制度推進委員会

委員長

滝沢 香（弁護士・東京法律事務所）

### 1 はじめに

法制度推進委員会は、高齢者虐待防止法に関する法律問題を検討することを主な目的としてきた。とくに同法には、施行後3年を経て見直しをする旨の条項が設けられていることから、施行状況を把握しながら、3年後の見直しへ向けて早くから検討を進めることの必要性が意識されてきた。法制度推進委員会では、法制度の一層の推進を図るため、改正に向け、学会の意見を集約し、提言を行うための検討を中心に行うこととして、学者・弁護士の会員を中心に活動をしてきた。

### 2 委員会の活動

法施行時は、高齢者虐待対応でも重要な役割を担う地域包括支援センター自体が動き始めたばかりであった。従って、正確な実態把握に基づいた提言のための情報収集およびデータ分析は、法施行1年間経過した後に検討に入ることとして、法施行以前から先駆的な活動を行っていた市区町村について、法施行後の変化や課題等について情報収集を行うことにした。また、学会員等に対し、本趣旨に寄与すると思われる調査研究データや意見をお寄せいただくよう、大会やホームページ等で働きかけた。委員が各地に分散しているために委員会の開催は十分ではなかったが、河野正輝会員、池田直樹会員のもとで、各委員が、論点を分担して検討のうえ意見交換を行うなどの活動をしてきた。

### 3 大会における取り組み

平成20(2008)年千葉大会においては、理事会企画として、法改正の課題についてシンポジウムを開催し、それまで委員会で検討してきた、見直しの論点、自治体ヒアリング調査の結果、橋場委員による立入調査についての考察などを資料として取りまとめて配付した。

平成21(2009)年名古屋大会以降は、法の見直しに向けての国会議員への働きかけなどを行ってきたことの情報提供と、会員が所属する関係各団体でも、見直しに向けての議論がなされている状況であることから、法制度推進委員会としての交流集会を開催してきた。毎年、法律関係者や専門職団体の関係者のみならず、自治体で虐待対応業務に従事している会員や施設関係者など多方面からの参加を得て、各会員が直面している課題や検討している改正事項などについて意見交換を行ってきた。

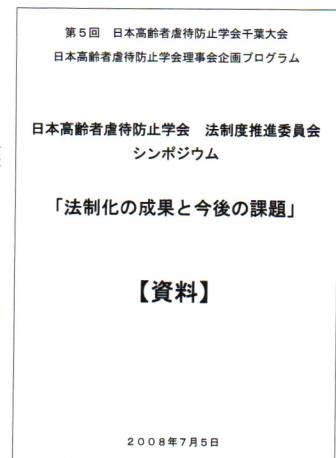
### 4 国会議員への法改正をめぐる働きかけ

法施行4年目を迎えた平成21(2009)年以降は、千葉大会における配布資料などを持参して国会議員への働きかけを行ってきた。そして、平成21(2009)年には、立法当時の中心メンバーであった馳議員（自民党）、山井議員（民主党）、古屋議員（公明党）らに申し入れ、議員本人・秘書等にお会いして、上記資料を渡して論点について意見交換をした。同年、国会内では、高齢者虐待防止法の附則にも指摘されている障害者虐待防止法の制定に向けた動きがあったが、国会解散に伴い廃案となった。

同年の総選挙後の民主党を中心とする新政権のもとで、障がい者制度改革推進会議が設置され、障害者虐待防止法の制定を含む障がい者法制の整備が始まった。高齢者虐待防止法の改正作業についても、馳議員や当学会の特別顧問である南野知恵子議員の呼びかけによって、平成22(2010)年2月10日に国会内で、超党派の議員勉強会が開催され、当学会法制度推進委員会で検討してきた内容について試案として説明をする機会を得た。これは、名古屋大会の法制度推進委員会主催の交流集会で出た意見をもとに河野正輝委員長以下の委員間で意見交換をし、池田直樹副委員長においてとりまとめたものである。同勉強会は、その後も定期的に開催され、各方面からのヒアリングも行い、改正の方向性も検討されてきたが、秋以降は動きが止まってしまった。

## 5 おわりに

障害者虐待防止法も施行され、いよいよ高齢者虐待防止法の見直し作業を本格化させる必要が高まっている。専門職団体においても平成21(2009)年に改正提言を発表している日本司法書士会のほかに、平成22(2010)年11月には、日本社会福祉士会、日本弁護士連合会も改正提言を発表した。委員会としては、今後も会員からの意見を募集し、実効ある改正に向けて取り組んでいきたい。



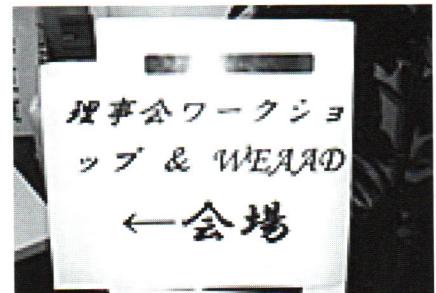
## 研究活動・国際活動推進委員会

委員長  
塚田典子（日本大学）

【研究活動】平成23(2011)年度まで、私は研究活動・国際活動推進委員会の委員であったが、どちらかというと後者の国際活動推進の方の実動に係わってきた。研究活動推進委員会による研究活動は、委員会が学会の中で果たすべき役割・立ち位置みたいなものが明確でなかったため、委員会では喫緊の課題解明に関する研究課題、また理論上、実務上意義ある研究課題—「学会でなければできない研究をすることはどうか」「法律の改正の裏づけとなるような、現法での矛盾・困難・限界などが示唆されるような研究はどうか」「全国の地域包括センターを対象としたセルフネグレクトの調査をしたらどうか」等々重要な課題が議論されたものの、なかなか学会（委員会）として本腰をいれて研究を実施することはこれまでなかったように思う。

一方で、当初学会誌への投稿論文が少ないという現状を受け、研究活動推進委員会として、何かサポートすることはないかということで、平成22(2010)年頃からか、学会の年次大会で「論文作成相談コーナー」を設け、相談支援を行ってきた。また、会員からの研究活動への要望がホームページ上で集約できるように、企画・広報委員会と連携してHPを改良していただいた。さらに、ニュースレターに、研究活動推進委員会への意見募集をしてもらったり、研究に関するQ&Aのコーナーを取り入れてもらったり、と会員サービスになるのではないかと思われる小さな取組みも心を込めて行ってきた。幸い、これらの取組みは、研究活動推進委員会のルーティーンとして定着しつつある。

**【国際活動】**INPEA（高齢者虐待防止国際ネットワーク）は、毎年6月15日に、世界50ヶ国以上で「世界で高齢者虐待について考える日（WEAAD: World Elder Abuse Awareness Day）」のイベントを行なうことになっている。私は、平成23(2011)年までの8年間、その日本国委員会代表を務めたが、記憶に残っているのは、第4回のWEAADのイベントで、日本高齢者虐待防止学会の理事会企画ワークショップと同時開催として首都大学東京秋葉原キャンパスを会場にして開催させてもらったことである（写真上）。



理事会企画ワークショップは、「高齢期安心講座」で、学会員でもある淑徳大学の山口光治先生と東洋大学の坂田伸子先生がご担当され、一方、第4回WEAADのイベントは、「高齢者虐待対応の問題点：法律家の視点」という題目で、弁護士大石剛一郎先生が講演された。参加者は、バリバリの介護現場の職員や自治体職員の方など合計57名（写真左は会場の様子）が、北は金沢、西は四国・広島から参集してくださり、大成功であった。もう一つ、記憶に残っているのは、平成22(2010)年度の日本高齢者虐待防止学会広島大会（大会長は小野ミツ先生）で行われた「高齢者虐待国際シンポジウム」の開催である（写真右下）。学会の年次大会で国際シンポジウムが開かれたのは、おそらくこれが初めてではなかっただろうか。また、先述したINPEAの韓国委員会（KINPEA）が、釜山市と共にWEAADのイベントとして開催した国際シンポジウムに、本委員会のメンバー3名がシンポジストとして日本の高齢者虐待事情について発表するなど、



牛の歩みではあるが、本学会の名前と、日本における高齢者虐待防止に対する活動を世界へ発信してきた。

**【今後の抱負】**多々良前委員長はご存命の頃、「これから日本は、欧米とのネットワークに加え、高齢社会日本を手本とする東アジアの国々とタイアップし、日本の高齢者虐待に関する知識や技能を共有する場として、Asia-Pacific Network for Elder Abuse Research (APNEAR: 仮称) みたいなものを設立してはどうか」というアイディアを熱っぽく語っていた。このような、国をまたいだネットワークの設立にはすぐには力が及ばないが、その土台作りの一環として、平成24年(2012)年度研究活動・国際活動推進委員会の新メンバーで、平成25(2013)年1月頃から、アジアの国々からシンポジストを集めた国際シンポジウム（仮称）の開催を念頭に、外部資金の調達やシンポジストの選定など積極的に企画始めている。人口の高齢化が進む近隣のアジア諸国が、日本を手本としていることはまぎれもない事実である。虐待対応に関する法制度、そして、これまでに日本が蓄積してきた高齢者虐待の防止および介入システムに関する知識・技術と知恵を、これらの国々と共有するためのイニシアティブをとつていく責務が本学会にあるのではないだろうか。研究活動・国際活動推進委員会はその重要な役目の一部を担っていると考え、微力ながら精進してきたい。



# 日本高齢者虐待防止学会の将来展望



日本高齢者虐待防止学会 理事長  
池田直樹

## 1 今後の当学会が取り組むべきいくつかの課題について

まず第1に、障がい者虐待防止法が平成24(2012)年10月に施行されたこともあり、高齢者と障がいのある人について虐待対応の連携を探る必要がある。

第2に、アジア圏、特に中国、韓国における高齢者の厳しい状況が懸念される。高齢者はその心身の危うさの中で、その国の経済状況、家族状況の中で翻弄され、お荷物のように疎んじられ、孤立しがちになり、人としての尊厳を維持することが危うくなる。できれば、これらの国々の現状を把握して、高齢者虐待防止の手法と理念について意見交換したいところである。

第3に、当学会はいくつかの専門領域の方々が参加され、それぞれの領域から高齢者虐待防止に取り組まれており、互いに隣接関係にありながら、その連携はまだ個人的なつながりで手探りのような状況に止まっているように思える。制度を作るのは国であるが、現場ごとに担当者が互いに有機的に連携していくことで虐待防止に向けた成果を上げていくことができるようと思われる。この他にも、当学会では高齢者虐待防止法の改正に向けたいくつかの視点を指摘しており、それらについて、今回の参議院通常選挙を踏まえ新たな超党派の議員連盟に働きかけることも検討していく必要がある。以下、それについて、若干述べてみたい。

## 2 障がい者虐待防止の取り組みとの連携

まず、障がい者との関係であるが、平成24(2012)年10月、障がい者虐待防止法が施行された。日本の虐待防止法制は、児童虐待防止法、DV防止法、高齢者虐待防止法、と虐待を受ける被害者ごとに別個に制度化されてきた。言うまでもなく、虐待は個人の尊厳を損ない、被害者の居場所を奪い、生きる意欲を奪ってしまいかねない残酷さがあり、その点において児童、女性、高齢者、障がい者で差異はない。ただ、このように被害者ごとに個別の制度になったのは、国が計画的に虐待防止法制を検討して立案し実施したものではなく、個々の当事者を救済するために奮闘し支援する人々の声を国会が受け止め、議員立法の形で実現されたものである。それ故にそれぞれに異なる支援団体から立法化の動きが具体化し、また、これらの声を受け止める国会議員の側も個々のテーマに関心のある議員がそれぞれに超党派の議員連盟を結成しており、他の分野の虐待問題に歩調を合わせることよりも、「せめて既に準備が整った我々の分野だけでも先に制度化を」という声に待ったをかけることはできず、このような現状になったものと推察される。

そこで、上記のとおり虐待防止法が出揃った現段階で、横断的な「虐待防止」に向けた取り組みが必要になっている。特に、虐待防止を担当する行政（都道府県、市町村）において、専門職を配置するなど掘り下げた対応が望まれるところであるが、各虐待類型に即した適切な人材を用意することは困難な事情にあることは否定できない。とするならば、次善の策として横断的に虐待問題に取り組む機関を設置することがより現実的な選択と言える。

京都府では平成24(2012)年4月障害者・高齢者権利擁護センターを設置したが、その中で高齢者虐待と障がい者虐待の双方を担当することとした。このような枠組みは他の自治体でも採用されていくものと思われる。さらに、児童虐待やDVについても事例によっては連携する必要が生じてくることは予測できることから、行政窓口の一本化も早晚検討されることになる。

このような将来を見越して、当学会では他の虐待防止問題に取り組んでいる団体や研究者とも共同開催のシンポジウムや研究会をもつことも検討していく必要がある。

### 3 アジア圏での高齢者虐待防止の取り組みとの連携

次にアジア圏、特に中国や韓国での高齢者虐待についての研究や実践の交流も喫緊の課題である。中国や韓国でも高齢人口が増加し、高齢者の人口比の上昇、そのことが社会での圧力になる。日本でも高度成長期においては、高齢者介護も家庭内で吸収できたが、高齢者人口の増加と高齢者との同居率の低下とともに高齢者の居場所に困るようになり、引き取り先がなければ、在宅に押し込められる。また、老人ホームなどが劣悪な環境のままになっていないかチェックする必要がある。

中国において家族関係がどのように機能し、あるいは崩壊しつつあるかも把握する必要があるが、日本での取り組みが参考になるのであれば、是非早期に意見交換していく必要があり、そのような関わりに先鞭をつけるのは当学会の役割であると思われる。

世界は人口増加とともに平均寿命が伸びていることから、高齢者の尊厳維持の取り組みは喫緊の課題になりつつある。また、国連が国際社会に対して警告的な意味を込めて、平成11(1999)年を国際高齢者年としたことからみても、高齢者の虐待防止の取り組みは国際的課題となっているといえる。その中で、日本における虐待防止活動に取り組んできた当学会として、国際社会で一定の役割を果たすべき時期に来ていることは否定できない。当学会も関わってきたINPEA（高齢者虐待防止国際ネットワーク）がその役割を果たしており、この活動をより広げていく必要がある。

### 4 関連専門職相互間の連携

さらに、当学会には医療・看護専門職、福祉専門職、法律専門職、行政職ほか多様な専門領域の方々が会員として参加されているのが特徴であり、それぞれの専門領域から高齢者虐待防止のためにどのような連携が必要かを具体的に模索して、実践していく必要があり、このことは前多々良理事長が指摘されていたところである。

医療・看護専門職の切り口としては、在宅医療、訪問看護（保健師など）の取り組みがあり、また施設における看護師の役割として利用者（高齢者）の健康維持と尊厳の確保がある一方で、看護師が施設職員として虐待事例に対して内部通報などに踏み切るタイミングに悩む状況に置かれていることが予測される。医療・看護専門職においては、「患者の健康を第一に配慮し、患者の自分らしい生き

方を支援できているか」について、他の専門領域との情報共有、説得の分担などの取り組みを工夫していく必要がある。

福祉専門職（社会福祉士など）の切り口としては、「家族支援」の手法、養護者支援の在り方、尊厳確保のための福祉サービスに改善の余地はないかなどが挙げられる。つまり、要介護高齢者のいる家族に、個々の財政状況を踏まえて、福祉的な社会資源を準備し、説得し、つなげる役割は重要である。また、介護サービスに関わる人材育成における、福祉専門職の役割も重要である。人材育成については、医療・看護専門職、法律専門職も協力して取り組む必要がある。

また、「家族支援」という専門領域も福祉専門職が取り組むべきものと思われ、高齢者介護を行う家族の構成員が抱えている多様なリスクを把握し、突出しかかった家族を受け止め、あるいは切り離す関わりなどに関連専門職とどのように分担するか実践を踏まえて蓄積していく必要がある。

法律専門職の切り口としては、財産管理、成年後見の普及、養護者の経済的困窮の救済支援、尊厳の確保などが挙げられる。尊厳の維持・確保の観点から、「やむを得ない切り離し措置」に際して、「経過観察か、分離救出か」を見極める際には、福祉職は社会資源としての家族を最後まで信頼しようとするのに対し、法律職は尊厳が危機に瀕している恐れがある以上、分離救出が当然であると考える傾向があり、ケース会議などでの意見調整が必要となる。

## 5 国会議員に高齢者虐待防止法のバージョンアップを迫る

高齢者虐待防止法は5年目見直し条項があり、当学会も数点について改正の必要性を指摘したが、厚生労働省に見直しの動きはなく、また肝心の議員連盟の動きも鈍く、見直しされないままになっている。昨年の衆議院選挙の結果、政権交代となったが高齢者虐待防止の声を国会が受け止めるべきことに変わりはなく、今回の参議院通常選挙結果を踏まえ、早急に再度議員連盟を立ち上げて頂き、制度改革についての議論を再開して頂くよう働きかけたい。

例えば、セルフ・ネグレクトを虐待の定義から除外して放置したままでいいのか、医療施設での虐待や介護保険制度の下での認可を受けない入居施設での虐待はどのように対応するのかについて制度的手当がなされていない。さらに、裁判所の令状による立ち入り権限を認める制度もない。高齢者虐待防止の取り組みは与野党対立法案ではなく、さらに深刻になりつつある高齢者虐待防止を食い止める制度改革は一刻の猶予もない。虐待環境に取り込まれている高齢者を一人も見逃すことなく受け止め、自分らしい生き方を貫けるよう、制度や手法などを提示していく必要がある。

## 6 学会に多くの研究者、現場担当者の参加を呼びかける

最後に、今まで述べてきたような我々の学会に期待された役割を果たしていくには、現在の学会の規模をさらに拡大していく必要がある。さらに多くの研究者や支援者が当学会に参加し、多様な実践を報告し、参加者がその実践を持ち帰り各地での成果を上げていく、このような研究と実践の場として当学会を是非活用して欲しい。

平成25(2013)年9月には、愛媛で第10回、節目の大会が開催される。今までの10年を振り返りつつも、今後の展望を明確にしながら進めていきたい。多数の参加を呼びかけます。

(大阪アドボカシー法律事務所 弁護士)

# 学会活動の記録

## 主な学会活動関連新聞掲載記事の紹介

**老人虐待の予防策訴え**

地域で孤立しないよう公的介護を広める必要

研究者らシンポジウム

老人虐待の予防策訴え

地域で孤立しないよう公的介護を広める必要

研究者らシンポジウム

費用負担など法の整備で対応を

高齢者虐待件数と種類の内訳

厚労省2万機関通じて

「高齢者虐待」防げ

相談電話に毎月数十件。「防止対策急務」

高齢者虐待件数と種類の内訳

介護家族ら支援も／対処法など研修

「高齢者虐待」防げ

〔朝日新聞 1996年12月11日掲載（朝日新聞提供）〕

**家具に母親縛りつける  
コンビニ弁当1食だけ**

高齢者虐待件数と種類の内訳

厚労省2万機関通じて

相談電話に毎月数十件。「防止対策急務」

高齢者虐待件数と種類の内訳

「高齢者虐待」防げ

学識者調査で  
深刻事例次々

高齢者虐待件数と種類の内訳

「高齢者虐待」防げ

相談電話に毎月数十件。「防止対策急務」

高齢者虐待件数と種類の内訳

「高齢者虐待」防げ

〔読売新聞東京朝刊 2003年6月16日掲載（読売新聞提供）〕

〔読売新聞 2003年6月22日掲載（読売新聞提供）〕

学会 8月に設立

本日の「高齢者虐待」  
を防ぐための研究会が、  
活動に取り組む学会が八  
月、国に初めて設立され  
た。高齢者虐待の予防と  
対処法の研究会は、京  
大の「虐待を終わらせる  
会」を発展させたもの。  
会員は「虐待を終わら  
せる会」の会員のほか、  
高齢者虐待の予防と  
対処法の研究者や、  
高齢者虐待の実務者、  
行政の担当者など。

（了）

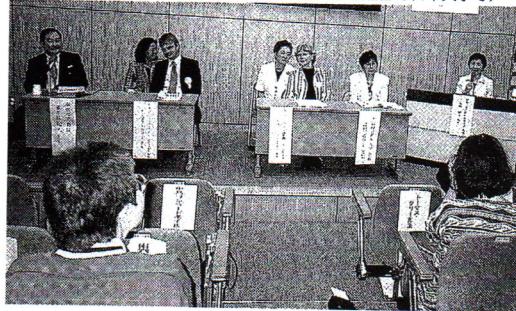
# 高齢者虐待防止法急げ

## 世界にもまれ「日本学会」発足

高齢者の問題に取り組むのを目的として、日本大蔵省が九月に開催した「高齢者の問題に関する国際シンポジウム」が、九月一日から三日まで、東京・日比谷公園内に位置する「日比谷会館」で開催された。この会議は、高齢者問題の現状と問題点を明らかにし、また、高齢者問題に対する国際的見解を交換する目的で開催されたものである。この会議は、高齢者問題に対する国際的見解を交換する目的で開催されたものである。この会議は、高齢者問題に対する国際的見解を交換する目的で開催されたものである。

〔福祉新聞 2003年8月25日掲載（福祉新聞提供）〕

「日本高齢者虐待防止学会」の設立記念シンポジウムには、約400人が参加し、熱心に各国情事情に聞き入った（東京・世田谷区の日本大学で）



## 高齢者虐待防止へ提言

## 学会が発足 都内でシンポ

学会理事長となった田中莊司・日本大学教授は、「一九九三年に初めて実態調査を行い、虐待しなければならないほど家族介護の実態が深刻なことがわかつたが、當時は『お年寄りの人权侵犯元年』にして、『意氣込みも生年』をもとに、実態把握のため、初の全国調査に乗り出す。

シンボジウムでは、津田智恵子・大阪府立看護大学教授が「日本では、虐待してくる方がされている方がその自覚がない」と報じ、虐待の理解が進んでいないから、察知が悪く

「おれでいいや」と報告 旗設  
で暮らす痴ほうのお年寄りの身  
体拘束の問題点を指摘した。日

のシミズクを受け  
再現しながら再発  
する内容だった。公  
う。（社会保育部 猪籠

積年の思いと地道な活動は、約二十年前、福音専門宣時代。結んだ学会設立だが、「み出したばかり」と言ふ。寄つた大足は、土きつを者から送つた者

族が虐待するなんてある。国や自治体にそつと。その『田

つに、おむつを替え  
ねる。家庭や介護施  
への虐待は、「決し  
必死で、高齢者の処遇  
つ人はほとんどいなか  
大学の教授に転身後

「声に、したえたい」  
まで制作を行  
にも意識の高  
えた。日本で

100

〔讀賣新聞東京朝刊〕 2003年8月19日掲載 (讀賣新聞提供)

〔読売新聞東京朝刊 2003年8月27日掲載（読売新聞提供）〕





## 問題見過ぎず身内意識

## 高齢者への虐待(上)施設の現状

〔朝日新聞 2004年3月3日掲載（朝日新聞提供）〕

殴るける、年金使い込む… 高齢者虐待防げ

\* 地域福祉の重要課題

山梨県甲府市内で先月末、県や県社団・福祉協議会などによる「高齢者虐待防止セミナー」が開かれた。昨年初めて開かれた今年は今回が二回目。地域福祉の重要課題として注目されてきたため」と社団法人の担当者は開催の背景を語る。す。

介護の専門職の人々がペアリストとして出席。その一人、増築町社協・地域福祉活動部ディレクターの小池佐智子は、「地域の母親のケースを紹介した」と、ささやかに喜んでいた。

「娘子が『娘をくれない』と、いう母親からの訴えを聞いた近所の人が、民生委員と一緒に連絡。だが、息子は、母親がほけていると主張して世話を放棄を認めない。間もなく体調を崩した母親が入院し、その際、息子が娘の年金を使い込んだり、リストとして出席。その一ヶ月後、年金を母親の手に取り戻すことができた」。

虐待の内容、相談先などを書き下す作成する団体数が増えている

緊急時に専用ペッド  
条例で通報義務づけ

自治体が対策

介護

高齢者に対する虐待の防止のための法律  
の行為の防止に取り組む具体的な措置である。  
（高齢者虐待防止法）  
あわせて、対象者への期  
が高まっています。  
（猪俣律子）

「家庭内の虐待は、密室で複雑な人間関係もあり、発見が難しい。虐待の知識がある保健師が曰く『から訪問し、問題に気がいたら関係者と連携して対応する方法が有効では』と小池さ

卷之三

- 高齢者の虐待の種類と主な内容
- ▼身体的虐待(殴る、けるなどの暴行で体に傷やアザ、痛みを与えること)
- ▼心理的虐待(脅しや侮辱、無視、嫌がらせなどで精神的苦痛を与えること)
- ▼性的虐待(合意がない性的行為を強要すること)
- ▼経済的虐待(無断で生活や財産などを使うこと)
- ▼介護・世話の放逐・放任(介護や日常生活上の世話を行わず、放置すること)  
(厚生労働省資料などから)

\*「家庭内における高齢者虐待に関する調査」の内容は、医療経済研究機関のホームページ(<http://www.ihep.jp/research/h15-1.pdf>)参照。







〔福祉新聞 2007年12月17日掲載〕

(「論壇」3記事全て福祉新聞提供)





## •日本高齢者虐待防止学会役員等名簿(初代～平成27年3月31まで)•

任 期	平成18年3月31日まで		平成18年4月1日～平成21年3月31日まで	
	氏 名	所 屬	氏 名	所 屬
理 事 長	田中 莊司	日本大学	高崎 絹子	東京医科歯科大学大学院
副 理 事 長	金子 善彦	前横浜市港南福祉保健センター	金子 善彦 <sup>1</sup>	前横浜市港南福祉保健センター
理 事	高崎 絹子 <sup>1,2</sup>	東京医科歯科大学大学院	河野 正輝	熊本学園大学
	池田 直樹	大阪アドボカシー法律事務所	池田 直樹	大阪アドボカシー法律事務所
	猪熊 律子	読売新聞社	猪熊 律子	読売新聞社
	河野 正輝 <sup>3</sup>	熊本学園大学	遠藤 英俊	国立長寿医療センター
	副田あけみ	首都大学東京	副田あけみ	首都大学東京
	高村 浩	高村浩法律事務所	高村 浩	高村浩法律事務所
	多々良紀夫 <sup>4</sup>	淑徳大学	多々良紀夫 <sup>2</sup>	淑徳大学
	津村智恵子	大阪市立大学	田中 莊司	日本大学
	外口 玉子	社会福祉法人かがやき会	津村智恵子	甲南女子大学
	萩原 清子 <sup>5</sup>	関東学院大学	萩原 清子 <sup>3</sup>	関東学院大学
監 事	阿 和嘉男	社会福祉法人至誠学舎東京	阿 和嘉男 <sup>4</sup>	至誠学舎東京
	水野 敏子 <sup>6</sup>	東京女子医科大学	水野 敏子 <sup>5,7</sup>	東京女子医科大学
顧 問・特別会員	荒木乳根子	田園調布学園大学	荒木乳根子	田園調布学園大学
	奥野 茂代	長野県看護大学	奥野 茂代	京都橘大学
	田山 輝明	早稲田大学	田中 莊司	日本大学
	南野知恵子	参議院議員	田山 輝明	早稲田大学
	横山 進一	住友生命保険相互会社	外口 玉子	社会福祉法人かがやき会
功 勲 会 員			南野知恵子	参議院議員
			横山 進一	住友生命保険相互会社
評 議 員	安部 博	住友生命保険相互会社	安部 博	さわやか福祉財団
	雨宮 一浩	社会福祉法人ハマノ愛生会	雨宮 一浩	特別養護老人ホームハマノ愛生園
	石井 孝子	東京家政学院大学	石井 孝子	東京家政学院大学
	遠藤 英俊	国立長寿医療センター	岩沢 純子	埼玉医科大学看護短期大学
	大越 扶貴	福井大学	大越 扶貴	福井大学
	岡村 裕	松本短期大学	岡村 裕	杏林大学総合政策学部
	小野 ミツ	広島大学大学院	小野 ミツ	広島大学
	岸 恵美子	自治医科大学	岸 恵美子	日本赤十字看護大学
	小長谷百絵	東京女子医科大学	小長谷百絵	東京女子医科大学
	笹森 貞子	社団老人をかかえる家族の会	笹森 貞子	認知症の人と家族の会東京都支部
	佐藤美穂子	財日本訪問看護振興財団	佐藤美穂子	日本訪問看護振興財団
	瀧澤 利行	茨城大学	瀧澤 香	東京法律事務所
	中谷千鶴子	昭和大学	瀧澤 利行	茨城大学
	山口 光治	淑徳大学	塚田 典子	日本大学
	山田 祐子	日本大学	堤 千鶴子	目白大学
	吉岡 幸子	埼玉医科大学短期大学	橋場 隆志	橋場隆志法律事務所
			松下 年子	埼玉医科大学保健医療学部
			山口 光治	淑徳大学
			山田 祐子	日本大学
			山本 則子	東京医科歯科大学大学院
			吉岡 幸子	埼玉医科大学保健医療学部

平成18年3月31日まで  
(『高齢者虐待防止研究』等第1巻1号 p99より抜粋)

\*1 事務局長  
\*2 広報委員長  
\*3 法制度推進委員長  
\*4 研究活動推進委員長  
\*5 機関誌編集委員長  
\*6 庶務委員長

平成18年4月1日～平成21年3月31日まで  
(『高齢者虐待防止研究』等第4巻1号 p181より抜粋)

\*1 法制度推進委員長  
\*2 研究活動推進委員長  
\*3 機関誌編集委員長  
\*4 会計委員長  
\*5 事務局長  
\*6 広報委員長  
\*7 庶務委員長

		平成21年4月1日～平成24年3月31日まで		平成24年4月1日～平成27年3月31日まで	
		氏名	所属	氏名	所属
理事長	高崎 絹子	放送大学		多々良紀夫 (～4月23日)	前淑徳大学大学院
				池田 直樹 (5月1日～)	大阪アドボカシー法律事務所
副理事長	金子 善彦	元横浜市港南福祉保健センター		遠藤 英俊 <sup>8</sup>	国立長寿医療研究センター
	河野 正輝 <sup>1</sup>	熊本学園大学		松下 年子 <sup>5</sup>	横浜市立大学
理事	荒木乳根子 <sup>3</sup>	田園調布学園大学		臼井キミカ	甲南女子大学
	池田 直樹 <sup>4</sup>	大阪アドボカシー法律事務所		小野 ミツ	九州大学大学院
	猪熊 律子	読売新聞社		柴尾 慶次 <sup>7</sup>	(社福)南海福祉事業会
	遠藤 英俊	国立長寿医療研究センター		副田あけみ	関東学院大学
	副田あけみ <sup>6</sup>	首都大学東京		高崎 絹子 <sup>2</sup>	放送大学
	高村 浩	高村浩法律事務所		滝沢 香 <sup>3</sup>	東京法律事務所
	多々良紀夫 <sup>2</sup>	淑徳大学大学院		滝澤 利行	茨城大学
	塚田 典子	日本大学大学院		塚田 典子 <sup>4</sup>	日本大学大学院
	津村智恵子	甲南女子大学		津村智恵子	甲南女子大学
	松下 年子 <sup>5,7</sup>	埼玉医科大学保健医療学部		山田 祐子 <sup>1,6</sup>	日本大学文理学部
監事	奥野 茂代	京都橘大学		岸恵 美子	帝京大学
	滝澤 利行	茨城大学		服部万里子	服部メディカル研究所
顧問・特別会員	田中 莊司	日本大学		田中 莊司	
	田山 輝明	早稲田大学		田山 輝明	早稲田大学法科大学院
	外口 玉子	社会福祉法人かがやき会		外口 玉子	社会福祉法人かがやき会
	南野知恵子	参議院議員		南野知恵子	
	横山 進一	住友生命保険相互会社		横山 進一	住友生命保険相互会社
功労会員	萩原 清子	関東学院大学		萩原 清子	
	水野 敏子	東京女子医科大学		水野 敏子	東京女子医科大学
評議員	安部 博	さわやか福祉財団		雨宮 一浩	特別養護老人ホームハマノ愛生園
	雨宮 一浩	特別養護老人ホームハマノ愛生園		雨宮 洋子	総合ケアセンター泰生の里
	石井 孝子	東京都福祉保健局		大越 扶貴	三重県立看護大学
	岩沢 純子	埼玉医科大学短期大学		大友 信勝	龍谷大学
	臼井キミカ	大阪市立大学大学院看護学研究科		高村 浩	高村浩法律事務所
	大越 扶貴	福井大学		久代和加子	淑徳大学
	岡村 裕	杏林大学総合政策学部		河野あゆみ	大阪市立大学
	小野 ミツ	広島大学大学院		小長谷百絵	昭和大学
	岸 恵美子	帝京大学		佐々木明子	東京医科歯科大学大学院
	久代和加子	淑徳大学看護学部		白井みどり	大阪市立大学大学院
	小長谷百絵	昭和大学		芳賀 裕	ロアフォルジュ司法書士事務所
	佐々木明子	東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科		本田 正宏	本田司法書士事務所
	佐藤美穂子	財日本訪問看護振興財団		箕浦とき子	日本保健医療大学
	柴尾 慶次	特別養護老人ホームフィオーレ南海		三宅 貴夫	公益社団法人「認知症の人と家族の会」
	滝沢 香	東京法律事務所		矢頭 範之	小金井・矢頭事務所
	堤 千鶴子	目白大学		山口 光治	淑徳大学
	野川とも江	埼玉県立大学保健医療福祉学部		山本 克司	聖カタリナ大学
	橋場 隆志	橋場隆志法律事務所		山本 則子	東京大学大学院
	山口 光治	淑徳大学		湯原 悅子	日本福祉大学
	山田 祐子	日本大学		吉岡 幸子	埼玉県立大学
	山本 則子	東京医科歯科大学大学院		和田 忠志	医療法人財団千葉健康会あおぞら診療所高知潮江
	吉岡 幸子	帝京大学			
	和田 忠志	あおぞら診療所			

平成21年4月1日～平成24年3月31日  
(『高齢者虐待防止研究』等第6巻1号 p148より抜粋)

\*1 法制度推進委員長

\*2 研究活動・国際活動推進委員長

\*3 機関誌編集委員長

\*4 会計委員長

\*5 事務局長

\*6 広報委員長

\*7 庶務委員長

平成24年4月1日～現在  
(『高齢者虐待防止研究』等第9巻1号 p145より抜粋)

\*1 事務局長

\*2 広報委員長

\*3 法制度推進委員長

\*4 研究活動・国際活動推進委員長

\*5 機関誌編集委員長

\*6 庶務委員長

\*7 会計委員長

\*8 組織拡大委員長

# 日本高齢者虐待防止学会会則

規定第1号

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は日本高齢者虐待防止学会(Japan Academy for the Prevention of Elder Abuse)と称する。
- 第2条 本会の事務局は、理事長の定めるところとする。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は、高齢者虐待防止に関する学際的及び実践的活動の研究・教育の発展を図り、人々の健康と福祉に貢献することを目的とする。
- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 一. 学術集会の開催
  - 二. 会誌等の発行
  - 三. 調査研究活動の推進
  - 四. その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会 員

- 第5条 本会の会員は次のとおりとする。
- 一. 正会員
  - 二. 賛助会員
  - 三. 名誉会員
  - 四. 学生会員
  - 五. その他、本会が承認した者
- 第6条 正会員とは、本会の目的に賛同し、高齢者虐待防止について研究する者または実践活動に携わる者、及び研究・実践に关心をもつ者で、理事会の承認を得た個人をいう。
- 第7条 賛助会員とは、正会員以外で本会の目的に賛同する個人または団体で、理事会の承認を得て、賛助会費を納めた者とする。

- 第8条 名誉会員とは、本会の発展に多大な寄与をした者の中から、理事長が理事会及び評議員会の議を得て総会に推薦し、その承認を得られた者とする。
- 第9条 正会員は、総会に出席し議決権を行使することができる。
- 第10条 正会員は、会誌に投稿し、学術集会で発表し、かつ会誌等の配布を受けることができる。
- 第11条 学生会員は、本会の目的に賛同し、高齢者虐待に関する実践、教育、研究に関与したいと考えている学生で、所定の会費を納入した者とする。
- 第12条 本会に入会を希望するものは、住所、氏名等を明記した日本高齢者虐待防止学会入会申込書を、会員1名の推薦を受けた上で、本会事務局に提出するものとする。
- 第13条 本会に入会を認められた者は、年会費を納入しなければならない。年会費は細則によって定める。
- 第14条 正当な理由なく会費を2年以上滞納した会員は、退会したものと認める。
- 第15条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返却しない。
- 第16条 退会を希望する会員は、理事会へ退会申込書を提出しなければならない。

## 第4章 役員等の選出

- 第17条 本会には次の役員をおく。
- |            |     |
|------------|-----|
| 一. 理事長     | 1名  |
| 二. 副理事長    | 2名  |
| 三. 理事      | 10名 |
| 四. 監事      | 2名  |
| 五. 評議員     | 35名 |
| 六. 顧問・特別会員 | 若干名 |

第18条 本会に若干名の功労会員をおくことができる。顧問・特別会員、功労会員は理事会の承認を必要とする。

第19条 「役員選出に関する規約」を別途定め、役員はこれに基いて選出される。

第20条 理事長は、本会を代表し会務を統括する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。

第21条 理事は理事会を組織し、会務を執行する。

第22条 監事は本会の会計及び資産を監査する。

第23条 本会に35名の評議員をおくことができる。評議員は選挙により総会で決定する。評議員は評議員会を組織し、重要会務を審議する。

第24条 役員の任期は3年間とし、再任を妨げない。

## 第5章 会議

第25条 総会は毎年一回理事長の召集により行う。ただし、会員の5分の1以上から請求があったときおよび理事会が必要と認めたときは、理事長は臨時に総会を開催しなければならない。

2. 総会は正会員の10分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することはできない。

第26条 理事会は必要により理事長が招集する。

第27条 評議員会は毎年1回、理事長の召集により行う。

## 第6章 学術集会

第28条 本会に学術集会会長をおく。

第29条 学術集会会長は理事会の推薦による。学術集会会長は学術集会を主宰する。

第30条 学術集会会長の任期は1年とし、原則として再任は認めない。

第31条 学術集会は年1回開催する。

## 第7章 会誌等

第32条 本会は年1回以上会誌を発行する。

第33条 会誌の編集は、編集担当の理事をおき、編集委員会がこれに当たる。

2. 編集委員会については別に定める。

## 第8章 会計

第34条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第35条 本会の会計は、会費その他の収入をもってこれに当てる。

2. 本会の予算および決算は、評議員会および総会の承認を受け、会誌に掲載しなければならない。

第36条 学術集会の会計は、独立会計とする。

2. 学術集会の費用は、原則として学術集会参加費をもって充当するものとする。

3. 学術集会の決算は、理事会に報告しなければならない。

## 第9章 会則の変更

第37条 本会の会則を変更する場合は、理事会および評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

## 附 則

第1条 本会の会費は、年8,000円とする。

2. 学生会員の会費は4,000円とする。

3. 賛助会員は1口20,000円とする。

## 付 記

第1条 本会の運営に必要な事項は細則に定める。

第2条 本会則は平成15年8月9日より施行する。

第3条 本会則は平成18年7月1日に改正した。(附則第1条3項)

第4条 本会則は平成22年7月3日に改正した。

# 日本高齢者虐待防止学会創立10周年記念誌

## 編集後記

日本高齢者虐待防止学会創立10周年記念誌発行について、一言述べさせていただきます。本学会は当初、田中先生、高崎先生、多々良先生をはじめとする理事の先生方、その他多くの関係者の皆様のご尽力で立ち上がり、今日まで発展してきました。途中、高齢者虐待防止に関する法制度が成立し、それ以降は比較的容易に、予防や対策が確立されて虐待件数は減少していくものと思っておりました。しかし現実は、そうではありませんでした。多くの市町村で高齢者虐待の防止対策が進められたとはいえ、一部の市町村では対策が十分でなく、住民の高齢化に伴って虐待件数はいまだ増加の一途をたどっています。我々の学会の願いは高齢者虐待が減り、高齢者が安心して、幸せに老後を暮せる社会を実現することです。そのためにこれまで、支援者に向けたサポートや研究活動の推進、保健医療福祉施策の提案等を行うことを目指してきました。悲劇を二度と起こさないためにも、市民や行政、地域包括支援センターには一丸となって高齢者虐待防止の対策を進めてほしいものです。そして当学会は、それに貢献できるよう今後も邁進していくつもりです。

さて、本記念誌の発行にあたり、多くの皆様のご協力をいただきました。まず、何度も原稿の催促をしたりしましたが、先生方の広いお心と多大なご協力により完成させることができました。また、歴代の大会長をお引き受けいただいた先生、委員会の先生方に対して、ここに感謝の意を表します。特に、特別編集委員の高崎絹子先生には、原稿執筆に加え、学会設立前後の講演資料、写真、新聞記事等、歴史的に価値ある資料を多く提供して下さり、本記念誌が10年間の学会の記録としても価値あるものになりました。本当に有難うございました。なお、日本大学大学院グローバル・ビジネス研究科講師室の皆様にはこの半年間縁の下で編集作業を支えていただきました。有難うございました。

最後に、当学会の活動をあたたかく見守ってくださった会員の皆様に深謝いたします。設立して10年間、学会がこのように順調に成長し続けてこられたのも、会員の皆様のお蔭です。今後とも宜しくお願い申し上げます。

日本高齢者虐待防止学会 副理事長 遠藤 英俊  
創立10周年記念誌 編集委員長 塚田 典子

### 編集委員会

編集委員長 塚田 典子  
副委員長 遠藤 英俊  
委 員 岸 恵美子 副田あけみ  
滝沢 香 松下 年子  
山口 光治 山田 祐子  
特 別 委 員 田中 庄司 高崎 絹子  
池田 直樹

### 創立10周年記念誌

2013年8月発行

発 行  
本部事務局

日本高齢者虐待防止学会  
〒156-8550 東京都世田谷区桜上水3-25-40  
日本大学文理学部(社会福祉)山田祐子研究室  
Tel/Fax: 03-5317-8987  
E-mail: ryuno@chs.nihon-u.ac.jp  
<http://www.japea.jp/>

学会事務センター

NPOシルバー総合研究所  
〒103-0004 東京都中央区東日本橋3-9-12 Jビル2階  
Tel: 03-6206-2596 Fax: 03-6701-7509  
E-mail: info-japea@silver-soken.com

印 刷

社会福祉法人 新樹会 創造印刷

# 患者・家族、医療従事者が使える がん制度ドック ベータ版

無料

がん制度ドック 検索

## がんの「お金」に関する制度をまとめて検索！

がんと診断された方のための公的・民間医療保険制度検索ウェブサービスです。

特徴  
1 利用の可能性のある公的・民間の制度を知ることができます

特徴  
2 体調や症状に合わせた制度だけが検索できます

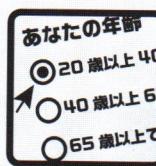
特徴  
3 申請や相談が行いやすいようにサイトを構成しています



### サイトの利用方法

#### あなた(患者さん)の情報を入力します

年齢・がんの種類・治療状況など、自分の状態にあったものを選んでいきます。すべてチェックが済んだら、「制度を検索する」ボタンをクリックしてください。



#### あなたが利用できるがん制度がわかります

検索結果が一覧で表示されます。各制度の詳しい内容を確認したい場合は、各制度の名称の横にある「詳細を見る」でご確認ください。



#### 調べた制度を申請しましょう

制度の申請窓口や利用方法を確認して、実際に申請してみましょう。「検索結果一覧プリントページ」はチェックリストとして利用できるよう工夫しています。是非こちらもご活用ください。



#### サイト運営元

 KARTEPOST  
株式会社かるてぼすと  
<http://www.kartepost.com/>

#### 掲載内容の編集責任者

がんと暮らしを考える会  
NPO 法人がんと暮らしを考える会  
<http://www.gankura.org/>

#### お問い合わせ

メール:  
[ganseido@kartepost.com](mailto:ganseido@kartepost.com)  
TEL:  
03-6206-4219

「がん制度ドック」を応援してくれる方募集中！

名刺サイズの紹介カードを、ご希望の方に無料でプレゼントしております。  
一緒に「がん制度ドック」を広めくたる方をお待ちしています！  
詳しくは、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

一人でも多くの患者さんの経済的な問題の解消につながりますように。

<http://www.ganseido.com>

福祉新聞～連載～

# 福祉を創った女性たち

制度の無い時代に、もっともか弱き人々に寄り添い、一生を捧げた女性たちがいた。女性たちの実践の記憶は福祉を学ぶ学生、福祉で働くすべての人たちに伝えたい。

第一話

## 子らの母 丸山 ちよ

東京のスラム街で貧しい子らの母として奔走し、ろうあ婦人の自立に奮闘した  
(2013年1月14日号～2月11日号＝全5回)



第三話

## 菩薩の化身 瓜生 岩

戊辰戦争で孤児を救い、敵味方なく負傷兵を手当した会津のナイチンゲール  
(2013年3月18日号～4月22日号＝全6回)



第五話

## 母たちの母 城 ノブ

恵まれない女性救済に命懸けで働き、自殺防止運動の先駆け「マザー・オブ・マザーズ」  
(2013年6月10日号～7月22日号＝全7回)



好評連載中！

第六話

## 神奈川のお母さん 平野 恒子



「おさなごになまぶ」。この言葉を胸に子どもを中心に置き、児童福祉の実現に邁進した情熱家。戦後の労苦を乗り越え、1万1,000人を超える女性保育者を世に送り出した (2013年7月29日号～)

第二話

## 涙と汗のひと 林 歌子

子と生き別れた悲しみを乗り越え孤児の母として慕われ、廢娼運動を呼びかけた  
(2013年2月18日号～3月11日号＝全4回)



第四話

## 保育の灯 野口 幽香

富める子弟も貧しき孤児も、分け隔てることなく愛情を注いだ保育の人  
(2013年5月13日号～6月3日号＝全4回)



## 福祉新聞

- 発行日 月曜日
- 購読料 1年 18,900円 (送料・消費税込み)
- 購読申し込み TEL.03-3581-0431  
FAX.03-3581-0433  
<http://www.fukushishimbun.co.jp>



**The 10th Anniversary Review  
of Activities of the Foundation of the Japan Academy  
for the Prevention of Elder Abuse**